

2016 2027

世界にきらめく いきいき旭川

〈笑顔と自然あふれる 北の拠点〉

第8次旭川市総合計画

第8次旭川市総合計画



旭川市

第8次旭川市総合計画



はじめに



旭川市長 西川 将人

旭川市は、雄大な大雪山連峰に抱かれ、石狩川をはじめとする大小 130 もの河川が流れる豊かな自然と、産業や経済、医療・福祉、教育・文化などの様々な都市機能が調和した暮らしやすいまちであり、人口約 34 万人を有する北海道の拠点都市です。

今、我が国は、かつて経験したことのない少子高齢化・人口減少社会を迎えることが見込まれておりますが、本市におきましては人口減少が全国に比べて早く進むことが想定されます。

このため、まちの活力の源となる人口の減少を抑えるとともに、地域経済の活力を高め、市民が安心していきいきと暮らし、国内外の多くの人々を惹き付ける魅力あるまちづくりを進めていかなければなりません。

新たなまちづくりの指針として策定しました第 8 次旭川市総合計画では、平成 28 年度から平成 39 年度までの 12 年間で計画期間とし、目指す都市像を「世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」と掲げ、恵まれた地域資源を活用し、まちづくりの好循環を生み出すことにより本市の総合力を高めていくこととしています。

また、「こども 生き生き 未来づくり」、「しごと 生き生き 賑わいづくり」、「地域 いきいき 温もりづくり」の 3 つの重点テーマを掲げ、戦略的・横断的に推進していくことを特徴の一つとしています。

本計画は、市民主体のまちづくりを更に進め、魅力と活力に満ちたまちを実現することを目的とした旭川市まちづくり基本条例に基づく初めての計画として、市民との対話や協働を重視しながら策定を進めてきたものであり、旭川市総合計画審議会をはじめ、旭川市総合計画市民検討会議や次世代ワーキンググループ、若手産業人ヒアリング、地域まちづくり推進協議会、まちづくり対話集会などにおいて御意見をいただきました様々な方々の旭川への思いが込められています。

目指す都市像の実現に向けては、市民や行政をはじめ多様なまちづくりの担い手が共に協力し合っていくことこそが、まちの将来を切り拓いていく大きな力になると確信しており、市民をはじめ、関係者の皆様のより一層の御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、多くの貴重な御意見や御提言をいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

目次

はじめに

1 第8次旭川市総合計画について

1 名称	6
2 構成、目的及び期間	6
3 役割及び機能	7
〈参考〉	9

- ・市民憲章
- ・都市宣言

2 第8次旭川市総合計画 基本構想

1 計画策定の趣旨	13
(1) これまでのまちづくりの歩み	13
(2) まちづくり基本条例に基づく初めての計画	13
2 基本構想の目的及び期間	13
3 まちづくりの展望	14
(1) 本格的な少子高齢・人口減少社会への対応	14
(2) 地域コミュニティの創生	15
(3) 安全・安心な暮らしの確保	15
(4) 地域経済の基盤強化とグローバル化への対応	16
(5) 自治の進展と厳しさを増す財政運営への対応	17
4 まちづくりの基本的な考え方	18
5 目指す都市像	18
6 都市像の実現のために	20

基本目標 1

・基本政策 1	20
・基本政策 2	20
・基本政策 3	20

基本目標 2

・基本政策 4	21
・基本政策 5	21

基本目標 3

・基本政策 6	22
・基本政策 7	22

基本目標 4

・基本政策 8	23
・基本政策 9	23
・基本政策 10	23

基本目標 5

・基本政策 11	24
・基本政策 12	24
・基本政策 13	24

7 都市構造の方向性	25
------------	----

3 第8次旭川市総合計画 基本計画

〈参考〉	30
------	----

・基本政策別の基本計画の見方

1 基本計画の趣旨	31
2 基本計画の期間	31
3 第8次旭川市総合計画の体系	32
4 都市像の実現に向けての重点テーマ	34
5 基本政策	
・基本政策 1	36
・基本政策 2	38
・基本政策 3	40
・基本政策 4	42
・基本政策 5	44
・基本政策 6	46
・基本政策 7	48
・基本政策 8	50
・基本政策 9	52
・基本政策 10	54
・基本政策 11	56
・基本政策 12	58
・基本政策 13	60
6 都市づくりの基本方策	62

4 総合計画の推進について

1 PDCA サイクルについて	68
2 推進計画について	69

5 資料編

1 成果指標一覧	72
2 策定体制	88
3 主な策定経過	89
4 旭川市総合計画市民検討会議	91
5 次世代ワーキンググループ	94
6 職員ワーキンググループ	96
7 旭川市総合計画審議会	98
8 関係法令	103
9 用語解説	105

本文中*マークが付いている用語は、P.105からの「9 用語解説」に説明があります。



1 第8次旭川市総合計画について



第8次旭川市総合計画について

目指す都市像の実現に向けて、市民や行政をはじめ、多様なまちづくりの担い手が、それぞれの役割と責務を果たしながら、相互に協力し合いまちづくりに取り組むとともに、本市の有する地域資源や拠点性を最大限に生かし、住民福祉の増進*を図り、北北海道の拠点都市としての更なる発展を目指すまちづくりを進めるための指針です。

この総合計画は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための分野別各種計画の基本となる最上位の計画です。

1 名称

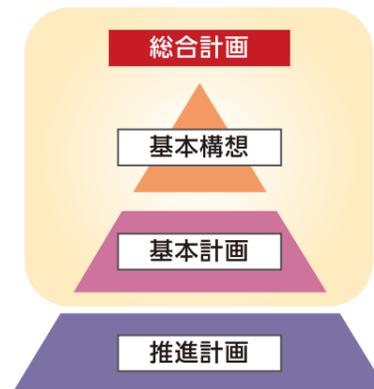
第8次旭川市総合計画

本市では、これまで7次にわたり、その時代ごとの将来を展望して総合計画を定め、市民や行政などが共にまちづくりに取り組んできたところであり、その歴史的経過を踏まえた表現としました。

2 構成、目的及び期間

(1) 構成

総合計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成します。
さらに、総合計画に掲げる目標に向けた施策を具体的に推進するための「推進計画」を合わせて策定します。



(2) 目的

ア 基本構想

旭川市まちづくり基本条例に掲げる理念等に基づき、市民や行政などが目指す都市像とその実現に向けた基本的な方向性(基本目標、基本政策の概要等)を共有し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくための「将来ビジョン」です。

イ 基本計画

基本構想に掲げる目指す都市像や基本目標の実現に向けて、基本政策ごとの取組の方向を体系的に明らかにした「基本政策プラン」です。

ウ 推進計画

総合計画で示す基本目標、基本政策、重点施策等を踏まえ、目標達成に向けた施策を着実に進めていくための取組や事業を明らかにした「推進プログラム」です。

(3) 期間

基本構想及び基本計画は、平成28年度(2016年度)から平成39年度(2027年度)までの12年間とし、基本計画は、原則4年ごとに見直します。

また、推進計画は、原則4年間の計画とし、毎年度計画を構成する事業群を見直します。



3 役割及び機能

第8次旭川市総合計画は、目指す都市像と、その実現に向けた取組を総合的かつ体系的に明らかにした中長期的なまちづくりの方向性を示すものであり、次の役割を担います。

- ・市民や行政をはじめ、多様なまちづくりの担い手が、協力してまちづくりを進めるための指針
- ・市政運営における最上位の計画として、市各部署がその使命と役割を踏まえ、様々な施策や事業を構築し、推進するための指針
- ・国や道をはじめ、圏域自治体、関係機関に対して本市のまちづくりの方向性を明示し、必要な施策や事業の推進に当たり、調整、連携を図るための基本的な指針

また、これらを踏まえ、次の点を考慮し、計画を策定します。



(1) 重点施策を明確にした計画

今後も厳しい財政運営が予想される中、これまで以上に選択と集中により施策の推進を図る必要があるため、諸課題の解決に向けて、計画の施策分野の中から、特に戦略的、横断的に推進する取組を「重点施策」として明らかにします。

(2) 実効性のある健全な市政運営を進めるための計画

目標の達成に向けて、行政外からの意見を反映する評価体制を構築し、透明性と実効性を高めるとともに、限られた行政資源(ヒト・モノ・カネ)を効果的、効率的に活用する仕組みづくりにより、健全で安定した市政運営の推進を目指します。

(3) 社会経済情勢の変化等に柔軟に対応できる計画

昨今の著しい社会経済情勢の変化や国の施策の動向等に柔軟に対応するとともに、市長任期との連動性の観点から、基本計画を原則4年ごとに見直します。

(4) 市民・地域主体の新たな自治を目指す計画

旭川市まちづくり基本条例や旭川市地域自治推進ビジョン*に基づき、市民や行政をはじめ、多様なまちづくりの担い手がそれぞれの役割を果たし、相互に連携、補完し合う新たな地域づくりを進めることにより、市民主体、地域主体のまちづくりの充実を目指します。

(5) 目標中心型の計画

「どのようなまちにするか」という目標を明示し、その実現に向けて、最適な手段である施策・事業を創意と工夫によって構築していく「目標中心型」の計画とします。

(6) まちづくりの成果が見える計画

目標の達成度合いを客観的に計る指標を設定し、計画の進捗状況や取組の成果が市民に分かりやすい計画とします。

参 考

市民憲章 (昭和35年9月20日制定)

わたくしたちは、旭川市の市民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げて、よりよい旭川をつくることに努めましょう。

- 1 元気で働き、楽しい家庭をつくりましょう。
- 1 親切をつくし、あたたかい社会をつくりましょう。
- 1 きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。
- 1 自然を愛し、きれいな都市をつくりましょう。
- 1 文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

安全都市宣言 (昭和37年2月27日 議会議決)

産業、経済、文化の著しい発展と向上のかけに発生している産業災害、交通事故、火災等の各種災害は年々増加の傾向にあり、市民の日常生活をおびやかしている現状は決してゆるがせにできないところである。

これら数多くの悲惨な災害、事故を絶滅するため旭川市は当市における安全組織の総力を結集し、全市民の協力一致のもとに安全運動を強力に推進し、災害のない明るい都市の建設にまいしんするため、旭川市を「安全都市」とする。

平和都市宣言 (昭和58年5月3日 告示)

平和を希求することは、人類共通の願いであり、常に求め続けていかなければならない。人間が傷つけ合い、生命を奪う暴力や争いが絶えることなく続いている。

わが国の非核三原則の堅持はもとより、核兵器の廃絶と戦争の根絶を強く願うとともに、平和な市民生活を脅やかす一切の暴力を排除することを、今こそ、市民一人一人の誓いとすべきである。

ここに、旭川市は平和を願い、幸せな市民生活を守る決意を表明して平和都市を宣言する。

健康都市宣言 (平成2年9月27日 議決)(平成2年10月10日 宣言)

わたくしたちのまち旭川市は、北国の厳しい風土の中で先人のたくましい精神と不断の努力によって、北海道の拠点都市として発展してきた。

いま、新たな2世紀へ向けて、活力ある躍動都市の実現をめざすとき、健康な大地に健康な人々の営みが大切である。

そのため、本年を健康元年と位置付け、恵まれた自然との共生を図りながら、人々の幸せの源である「健康」をまちづくりの基本とするものである。

旭川市は、すべての市民が健やかに生活することを願い、市民の英知を集めて諸施策の充実を図り、決意をこめて、ここに「健康都市」を宣言する。

長寿都市宣言 (平成10年3月30日 議会議決)

健康に恵まれ、いきいきとした生活を送り、生涯を全うすることができる人生はすべての市民の願いである。

わが国は、世界有数の長寿国となったが、社会経済や生活様式が変動する時代にあっても、市民それぞれが社会における役割を担い、高齢者も積極的に社会参加しながら、心豊かに、生きがいのある生活を送ることができるまちづくりが大切である。

今日の旭川を築き上げてこられた高齢者がまちづくりの先達として尊敬され、健やかで安心して生活できる社会をめざし、旭川市は、ここに「長寿都市」を宣言する。



2 第8次旭川市総合計画 基本構想



第8次旭川市総合計画 基本構想 (平成27年9月25日議決)

1 計画策定の趣旨

- (1) これまでのまちづくりの歩み
- (2) まちづくり基本条例に基づく初めての計画

2 基本構想の目的及び期間

3 まちづくりの展望

- (1) 本格的な少子高齢・人口減少社会への対応
- (2) 地域コミュニティの創生
- (3) 安全・安心な暮らしの確保
- (4) 地域経済の基盤強化とグローバル化への対応
- (5) 自治の進展と厳しさを増す財政運営への対応

4 まちづくりの基本的な考え方

5 目指す都市像

6 都市像の実現のために

7 都市構造の方向性

1 計画策定の趣旨

(1) これまでのまちづくりの歩み

本市では、昭和31年度に策定した「大旭川建設計画」以来、「第7次旭川市総合計画(平成18年度～平成27年度)」まで7次にわたり市政運営の長期的な方向を示す計画を策定し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

また、昭和35年の「市民憲章」の制定をはじめ、「安全都市宣言」、「平和都市宣言」、「健康都市宣言」、「長寿都市宣言」を行い、質の高い暮らしの確保やより良い地域社会づくりに取り組んできました。

平成12年4月には中核市に移行し、保健所を設置するなど事務権限の拡大により、更なる市民サービスの充実に努めてきたところです。

さらに、平成14年には「旭川市市民参加推進条例」を制定し、市民と行政の協働を基本とした市民参加のまちづくりを推進しています。

平成22年には「旭川市議会基本条例」が制定され、二元代表制の一翼を担う議会の在り方が定められました。

こうした経過の下で、平成26年にはまちづくりの基本的な考え方や仕組みを定める「旭川市まちづくり基本条例」(以下「まちづくり基本条例」という。)を制定しました。

まちづくり基本条例の前文において、

「私たちのまち旭川は、北海道のほぼ中央にあり、大雪山連峰をはじめとする雄大な山々に囲まれ、石狩川など多くの川が流れる、豊かな自然と四季折々の情景に恵まれた美しいまちです。古くから自然と共生し暮らしていたアイヌの人々と、開拓のために移り住んだ人々をはじめ多くの先人が、たゆみない努力を積み重ね、北国独自の文化と多様な産業を育むとともに、北海道の交通の要衝として、経済、医療・福祉、教育などの都市機能と自然が調和したまちを築いてきました。

こうした自然や歴史、文化、産業などの多くの地域資源は、かけがえのない財産であり、私たちにこれらの財産を守り、育て、次の世代へとつなげていく責任があります。」

と、本市の歴史や特徴、まちづくりに関する市民の思いや決意を述べています。

第8次旭川市総合計画は、まちづくり基本条例の趣旨を踏まえて策定します。

(2) まちづくり基本条例に基づく初めての計画

昭和44年以降は、地方自治法に基づき市町村には基本構想の策定義務がありましたが、平成23年にその規定が廃止され、基本構想の策定については市町村の判断に委ねられました。

このため、本市では、まちづくり基本条例第17条で総合的な計画を定めること、また、その基本的事項については議決を得ることを規定し、まちづくり基本条例に基づく初めての計画として、第8次旭川市総合計画を策定します。

2 基本構想の目的及び期間

基本構想は、まちづくり基本条例に掲げる理念等に基づき、市民や行政などが目指す都市像とその実現に向けた基本的な方向性(基本目標、基本政策の概要等)を共有し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めていくための「将来ビジョン」として策定し、まちづくり基本条例第17条第3項の基本的事項とします。

期間は、平成28年度(2016年度)から平成39年度(2027年度)までの12年間とします。



3 まちづくりの展望

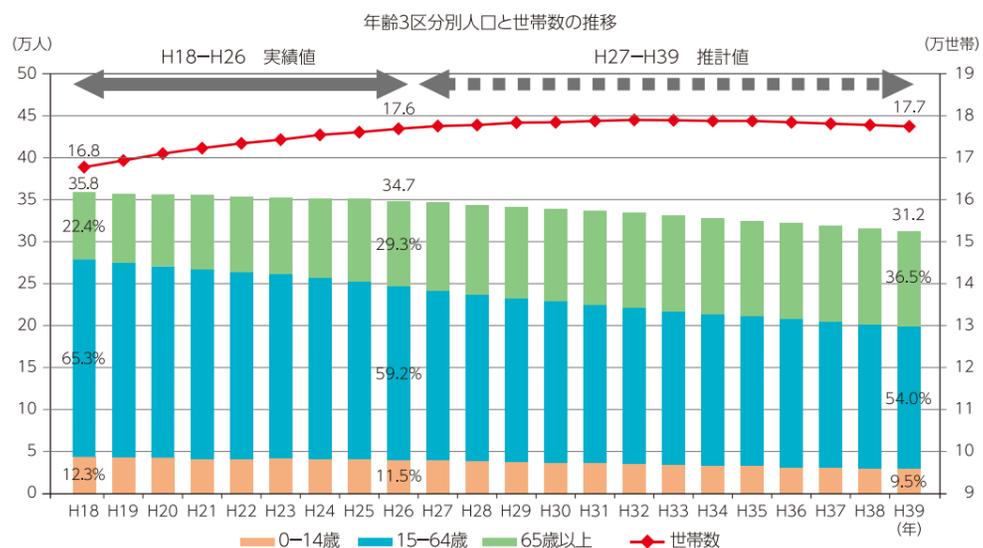
本市の持続的な発展を目指していく上で、次の5つの観点から、これからのまちづくりを展望します。

(1) 本格的な少子高齢・人口減少社会への対応

計画最終年度の平成39年度における人口は、31万2千人と平成26年度よりも約3万5千人減少する一方、世帯数は17万7千世帯と1千世帯増え、高齢化率も29.3%から36.5%になると推計されるなど、今後、本格的な少子高齢・人口減少社会を迎えます。

このため、人口減少の抑制に向けて、市民が生き生きと学び、働くことができる環境や安心して子どもを産み育てられる環境を整えるなど、まちの活力の創出と次代を担う人材の確保などの中長期的な対応が求められています。

また、高齢化が進行する中、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせる社会環境づくりが重要です。

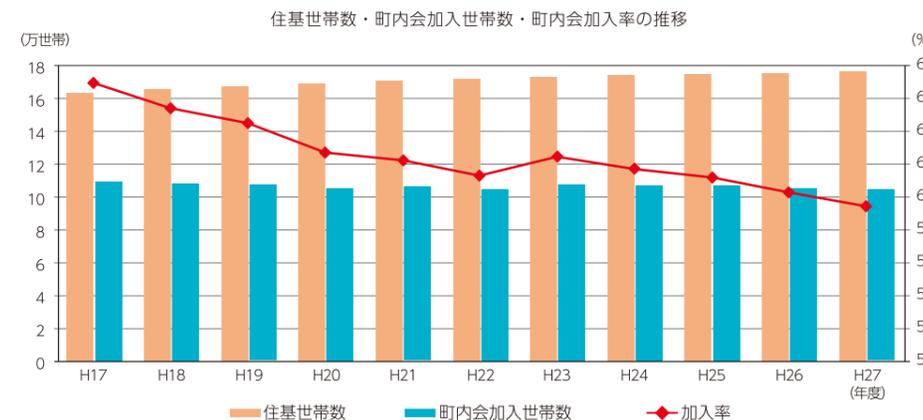


資料：旭川市住民基本台帳(実績値は9月末、ただし、平成26年は10月1日現在)

(2) 地域コミュニティの創生

高齢化などにより、地域コミュニティの機能が低下している中、地域の魅力や課題は、そこに住む人が最も熟知していることから、地域住民やNPO*などの新たな公共*の担い手の力を生かし、温かなつながりの中で安心して暮らせる地域を、多様なまちづくりの担い手が共に創り上げていくことが求められています。

このため、町内会や市民委員会、地域まちづくり推進協議会*、NPOなどが、主体的にあるいは行政との協働により課題解決に取り組むとともに、地域ごとの魅力や特性を生かした取組を進めていくことが重要です。

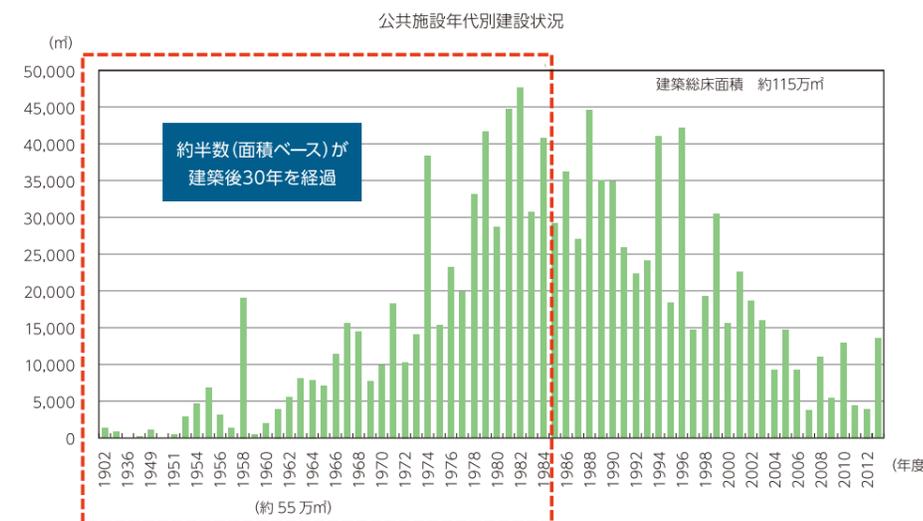


(3) 安全・安心な暮らしの確保

現在、国を挙げて大規模自然災害等に備えた強靱な国土づくり*が進められており、本市においても市民の安全・安心の確保を図るとともに、将来的な行財政運営を見据えた社会資本の適切かつ計画的な保全・運用が求められています。

このため、建築物や橋りょう等の耐震化や地域防災力の向上を図るなど、市民の暮らしへのリスクを最小限にとどめるための危機管理体制を強化し、安心につながる安全なまちづくりを進めていくことが重要です。

また、次代へと豊かな自然と良好な生活環境を残していくために、自然との共生を図りながら、二酸化炭素などの排出削減や資源の循環利用を促進し、環境に配慮した持続可能な社会づくりが必要とされます。





(4) 地域経済の基盤強化とグローバル化への対応

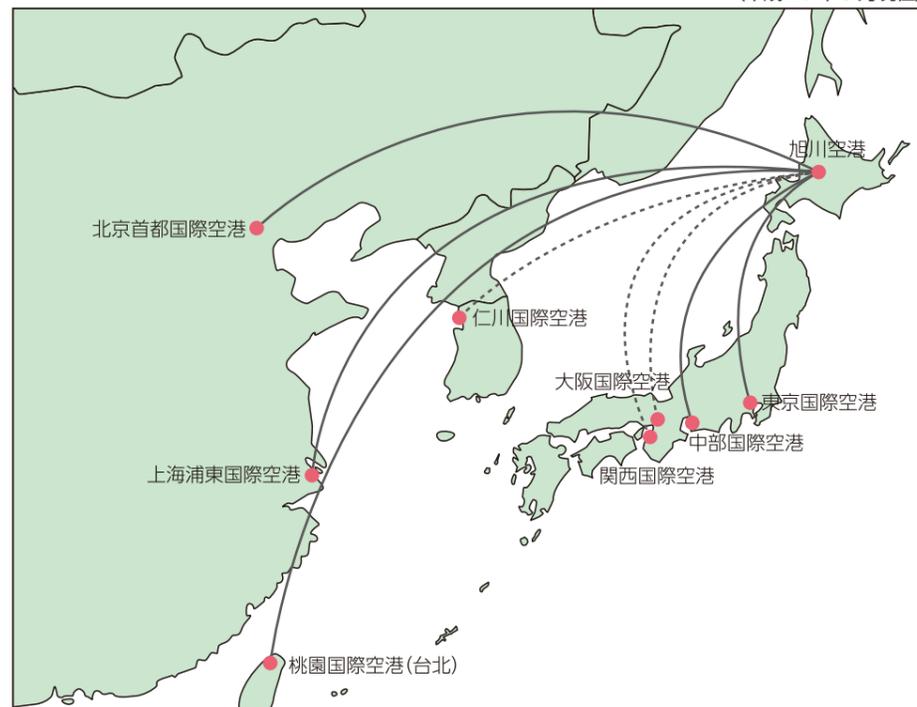
経済のグローバル化が一層進展し、地域経済にも様々な影響を及ぼしています。こうした状況に対応するため、本市の地域特性や資源を生かし、企業誘致の推進や地域に根ざした各種の産業の充実を図り、さらには海外市場も視野に入れた地場産品の創出や販路拡大に取り組む必要性が高まっています。

人口減少が見込まれる中、こうした産業を担う人材を確保するためには、若い世代はもとより、女性やシニア世代が活躍しやすい環境づくりを進める必要があります。

また、高齢者の増加を見据え、市民の暮らしを支える地域商店街の機能を維持するため、地域住民との結び付きを強め、商店街の事業者等が活動しやすい環境を整えていくことが求められています。

さらに、国内外との交流が活発化する中で、「おもてなし」の充実による観光振興や圏域全体の資源を生かした地場産品の販路拡大などを図るため、拠点都市としての役割の発揮や他自治体との連携の充実などに取り組み、本市をはじめ北海道全体の魅力と活力を高めていくことが重要です。

旭川空港路線図 (平成28年3月現在)



※実線は定期便、点線は季節定期便を示します。

(5) 自治の進展と厳しさを増す財政運営への対応

地方分権が進む中、自主自律のまちづくりを進めるためには、多様化、複雑化する市民ニーズ等に柔軟かつ的確に対応できる市役所づくりが必要です。また、必要な権限と財源の確保に努め、他の自治体等との連携や相互の補完による取組を推進するとともに、市民や行政などが互いの役割を担いながら、まちづくりを進めることが重要です。

そのためには、多様な手法により情報共有を図り、市民参加を推進するなど、市民の意思と力を生かした市民主体のまちづくりを推進することが求められています。

さらに、広域的な視点に立ち、自治体間の連携充実による住民福祉の増進や効率的な自治体運営が必要です。

また、今後、少子高齢・人口減少社会の進行に伴い、財政状況は厳しさを増していくことが見込まれており、将来にわたり安定したまちづくりを進めるため、次世代に過度の負担を残すことのないよう、財政規律*を踏まえた健全な財政運営が重要です。

経常収入・経常支出・臨時費充当可能一般財源の推移 (一般会計 決算ベース)

区 分	(億円)								
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収入(A)	1,103	1,100	1,105	1,109	1,117	1,194	1,191	1,195	1,205
経常支出(B)	899	928	954	968	961	1,042	1,047	1,044	1,066
収支差引(C) : (A) - (B)	204	172	151	141	156	152	144	151	139
臨時収入 一般財源振替(D)	47	61	38	46	62	67	73	71	97
臨時費充当可能一般財源 (C)+(D)	251	233	189	187	218	219	217	222	236



4 まちづくりの基本的な考え方

急速に進む少子高齢化・人口減少，地域経済の低迷，厳しい財政状況など，本市を取り巻く状況に対応していくために，これからのまちづくりを展望しつつ，本市の地域資源である豊かな自然と都市機能が調和した旭川らしい暮らしの充実を目指していきます。

そのために，恵まれた地域資源を活用し，市民の意思と力を生かした市民主体のまちづくりと各地域のつながりや特性を生かした地域主体のまちづくりの深化を図ります。

生き生きとした市民や地域の力を原動力として，より豊かで質の高い暮らしが実現することで，このまちに暮らすことの喜びが大きくなっていきます。

そして，郷土に対する市民の愛着と誇りが強まり，また，地域資源が磨かれる中で，独自の文化や賑わいが創出され，まちづくりの好循環が生まれることにより，まちの活力が増していきます。

さらに，本市の拠点性を最大限に生かし，広域連携の強化を図るとともに，本市や北北海道の魅力在国内はもとより海外へと発信し，多くの人を惹き付け，多様な交流を創出することで，本市の総合力を高めます。

このように，市民や行政をはじめ，多様なまちづくりの担い手による更なる好循環を生み出し，ひと・まち・世界とのつながりが広がる持続可能*なまちを築きます。

5 目指す都市像

まちづくりの基本的な考え方を踏まえ，市民や行政などが目指す都市像を次のとおり設定します。

世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～

(説明)

市民が郷土に愛着と誇りを持って生き生きと暮らし，恵まれた地域資源を生かした産業や経済が活き活きと展開されていることを「いきいき旭川」としています。

こうした旭川らしい暮らしや本市の様々な魅力が，国内はもとより世界へと発信されることにより，国内外の多くの人を惹き付け，賑わいを生み，好循環となってまちの活力が増していることを「世界にきらめく」としています。

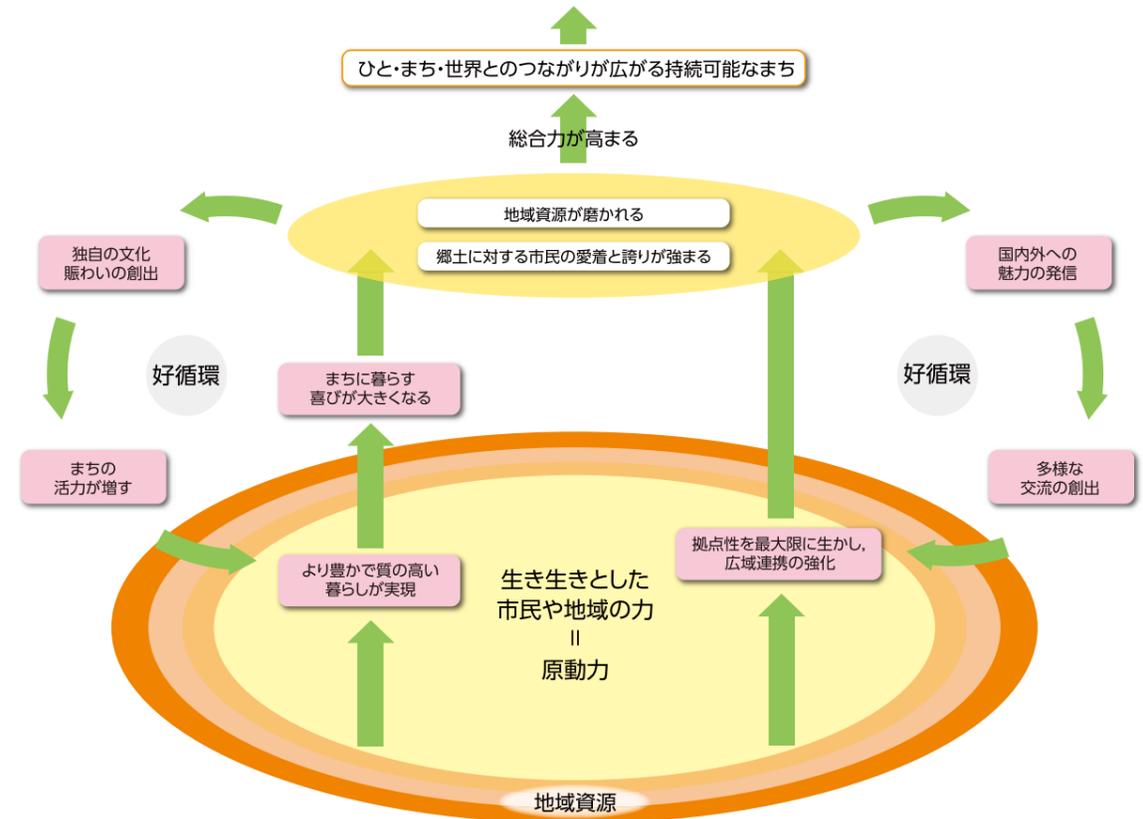
また，市民が幸せと生きがいを感じ，多くの人々の喜びと感動に包まれたまちの様子を「笑顔あふれる」とし，将来にわたって本市の豊かな自然とその恵みを受受できるまちの様子を「自然あふれる」としています。

さらに，本市が，国内外との交流が活発な北北海道の拠点都市として，圏域全体をけん引し役割を發揮している様子を「北の拠点」としています。

目指す都市像とまちづくりの基本的な考え方



世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～





6 都市像の実現のために

市民や行政をはじめ、多様なまちづくりの担い手が、目指すべきまちの姿を都市像として共有しながら、その実現に向けて、共に力を合わせていくことが重要となります。

このため、本市が目指すべきまちの方向性を5つの基本目標とし、その目標を実現するために13の基本政策を掲げ、総合的にまちづくりを進めていきます。

基本目標の1から4までは、福祉・子育て、教育・文化、産業・交流、環境・都市基盤などの各分野ごとの目標とし、5は住民自治や自治体経営の観点からの目標として設定します。

基本目標1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

子どもが元気にすくすくと成長し、子どもから高齢者までの誰もが健康で暮らせるまちを目指します。また、住み慣れた地域で互いに支え合い、生きがいを持って暮らせる温もりのあるまちを目指します。

基本政策1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり

誰もが希望を持ち、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、仕事との両立のための支援をはじめ、子どもの成長過程や家庭環境などに応じた支援に取り組みます。

また、子ども一人一人が家庭の中で愛情を受けながら健やかに育つことはもとより、社会全体で子どもの成長を支え、共に喜びを感じることのできる環境づくりを進めます。



基本政策2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進

市民一人一人の「自分の健康は自分でつくる」という意識を高めながら、疾病予防を重視し、それぞれのライフステージ*に応じた主体的な健康づくりをはじめ、職場や地域ぐるみによる取組を推進します。

また、健康で安全・安心な暮らしを支えるため、衛生的な生活環境を確保するとともに、質の高い医療の提供や救急医療体制の維持に取り組みます。

基本政策3 互いに支え合う福祉の推進

高齢者や障害者などへの適切な福祉サービスの提供をはじめ、人と人との支え合いによるセーフティネット*を構築し、自立を支援しながら、誰もが住み慣れた地域で安心と温もりを感じることができる福祉を推進します。



基本目標2 たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します

次代を担う子どもや若者が、知識や技能などを磨き、たくましく未来を拓く人材へと成長するとともに、誰もが自らの意欲に応じて生涯を通じて学び、あらゆる世代が互いに高め合いながら心豊かに暮らせるまちを目指します。

基本政策4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進

次代を担う子どもや若者が、安全・安心で快適な教育環境の中で生き生きと学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む質の高い教育を進めるとともに、家庭・地域との連携を図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。

また、社会で自立的に生きていくための力を育み、個性に磨きをかけ、まちの発展を担うとともに、世界で活躍する人づくりを進めます。



基本政策5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり

生涯を通じて主体的に学ぶ機会の充実を図り、学び合いによる成果を生かしながら、地域の教育力を高めます。

また、個性豊かで北国らしい文化の振興や郷土意識の向上を図るとともに、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備や各種大会・合宿等の誘致を進め、競技力の向上やスポーツの裾野の拡大、スポーツを通じた地域活性化を図ります。



写真提供：オールスポーツコミュニティ



基本目標3 活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します

地域の魅力を発信し、地域の資源と特性を生かした産業を展開するとともに、まちの機能を強化することにより、地域内はもとより国内外の都市との連携や交流が活発で、多彩な人材が活躍する活力と賑わいにあふれたまちを目指します。

基本政策6 魅力と活力のある産業の展開

良質な農産物や高品質な家具など本市が誇る地場産品のブランド化や高付加価値化を進め、競争力の向上や国内外への販路拡大を促進するとともに、地域の資源や特性を生かした企業誘致の推進や新たな産業の創出に取り組み、雇用の安定と拡大につなげるなど、本市の持つ強みを発揮し、地域産業の活性化を図ります。

また、農業やものづくり産業などの担い手の育成、確保に取り組むとともに、新規創業や新分野への進出をはじめ、意欲のある人や企業等に対する支援を行うなど、地域産業の持続的な発展を図ります。



基本政策7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出

中心市街地や各地域の個性を生かし、人が集い、感動につながる取組を進めるとともに、交通機能などの充実を図り、まち全体の魅力を高めます。

こうした魅力を広く発信し、新たな人の流れを作り出し、まちが人を呼ぶ温かな賑わいづくりを進めます。

また、拠点機能の強化や広域連携による観光振興などに取り組み、多様な交流を世界に広げ、本市はもとより北北海道全体の活性化を図ります。



基本目標4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します

四季折々の美しい自然と水と緑に抱かれた快適な生活環境を次代へと引き継ぎながら、様々な危機に対して強靱な都市を築き、市民がいつまでも愛着を持ち、安心感に包まれたまちを目指します。

基本政策8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築

市民や地域、行政などがそれぞれの役割を担い、効果的な雪対策を推進するほか、自然と調和した景観づくりを進め、四季を通じて快適な住環境の創出を図ります。

また、人口や社会ニーズの変化を見据え、市営住宅や道路、水道など社会資本の計画的かつ効率的な運用を図り、暮らしの安全を支える都市の構築に取り組みます。



基本政策9 環境負荷の低減と自然との共生の確保

豊かな自然環境を損なうことなく次代に引き継ぐことができるよう、環境に対する市民意識を高めるとともに、野生生物の保護など生物多様性の保全を進めます。

また、快適な生活環境の確保はもとより、3R(排出抑制、再使用、再生利用)*の推進や地域特性を生かしたエネルギーの有効利用の促進など、環境負荷の低減を図り、環境に配慮したまちづくりを進めます。

基本政策10 安心につながる安全な社会の形成

防災・消防・救急体制の充実をはじめ、地域の安全を担う消防団の強化や自主防災組織の育成を進め、広域的な連携の下、大規模自然災害等に即応できる総合的な防災力の強化を図ります。

また、悲惨な交通事故の根絶や多様化する犯罪の撲滅を目指し、市民の安心につながる安全な社会づくりを進めます。





基本目標 5 互いに支え合い、共に築くまちを目指します

市民や行政などが互いの役割と責任を自覚し、自らのまちは自らでつくる自主自律のまちづくりを進めます。

また、広域連携を進めるとともに、本市の拠点性を発揮し、北海道全体の活性化を目指します。

さらに、まちづくりを担う市役所が総合力を高め、経営の視点に立ち、将来にわたって健全で持続可能な自治を目指します。

基本政策 11 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり

市政情報の効果的な発信や市民ニーズの的確な把握に努めるなど、市民や地域、行政などがそれぞれの役割や責任を自覚し、協力して課題解決に取り組むことができる環境づくりを進めます。

また、男女が互いに尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の形成を推進します。



基本政策 12 広域連携によるまちづくり

北海道全体の活性化を目指し、本市の地理的特性や都市機能等を生かすとともに、上川中部圏域*や北海道の自治体をはじめ、国や道などの他の機関との連携や相互の補完を進めます。

基本政策 13 機能的で信頼される市役所づくり

市政課題の多様化や様々な危機にも迅速かつ的確に対応できる人材を育成するとともに、効率的でより機能性を発揮する組織体制づくりを進めます。

また、市民に信頼される公平・公正な市政を推進し、限られた行政資源の最適な配分と協働の視点による効率化とサービスの質の充実を図り、将来の世代に責任の持てる行財政運営に努めます。



7 都市構造の方向性

本市は、旭川駅を中心に都市機能や住宅地が形成され、その周囲には豊かな田園地帯と雄大な自然を有する大雪山連峰が広がり、水や緑が都市部に溶け込んでいるような特徴的な都市の形態となっています。

このような都市と自然が調和した本市の特徴を生かし、市民と行政などが共に地域の魅力を高めながら、持続可能な都市づくりを進めていくための方向性を示します。

【方向性】

人口や社会ニーズの変化を見据え、地域特性を最大限活用しながら、コンパクトで効率的な都市構造の構築に向けた取組を計画的に進めるほか、市民一人一人のライフスタイルの転換を図り、持続可能で低炭素なまちを目指します。

中心市街地では、北彩都あさひかわと駅南北との機能連携や回遊性の向上などにより賑わいを創出するとともに、各地域が持つ個性を生かした活動の促進や市内外の効率的な交通ネットワークの充実などに取り組み、まち全体の魅力と利便性の向上を図ります。

また、都市計画の適正な運用を進めながら、将来のまちの発展を見据え、地域産業を支える都市の基盤強化を図ります。

さらに、空港機能の充実など拠点性を向上させ、本市のみならず、北海道全体の発展や国際化を推進します。

地球規模で生物多様性の損失が懸念される中、景観や環境、防災など多面的な役割を担う自然を次代に引き継ぐため、自然環境の保全とともに、都市部においては、緑の効果的な活用を進めながら、郊外の農地や森林、河川などとネットワーク化し、市街地を囲む「緑の回廊」として保全・活用を図り、暮らしの豊かさや地域への愛着が感じられるまちづくりを進めます。

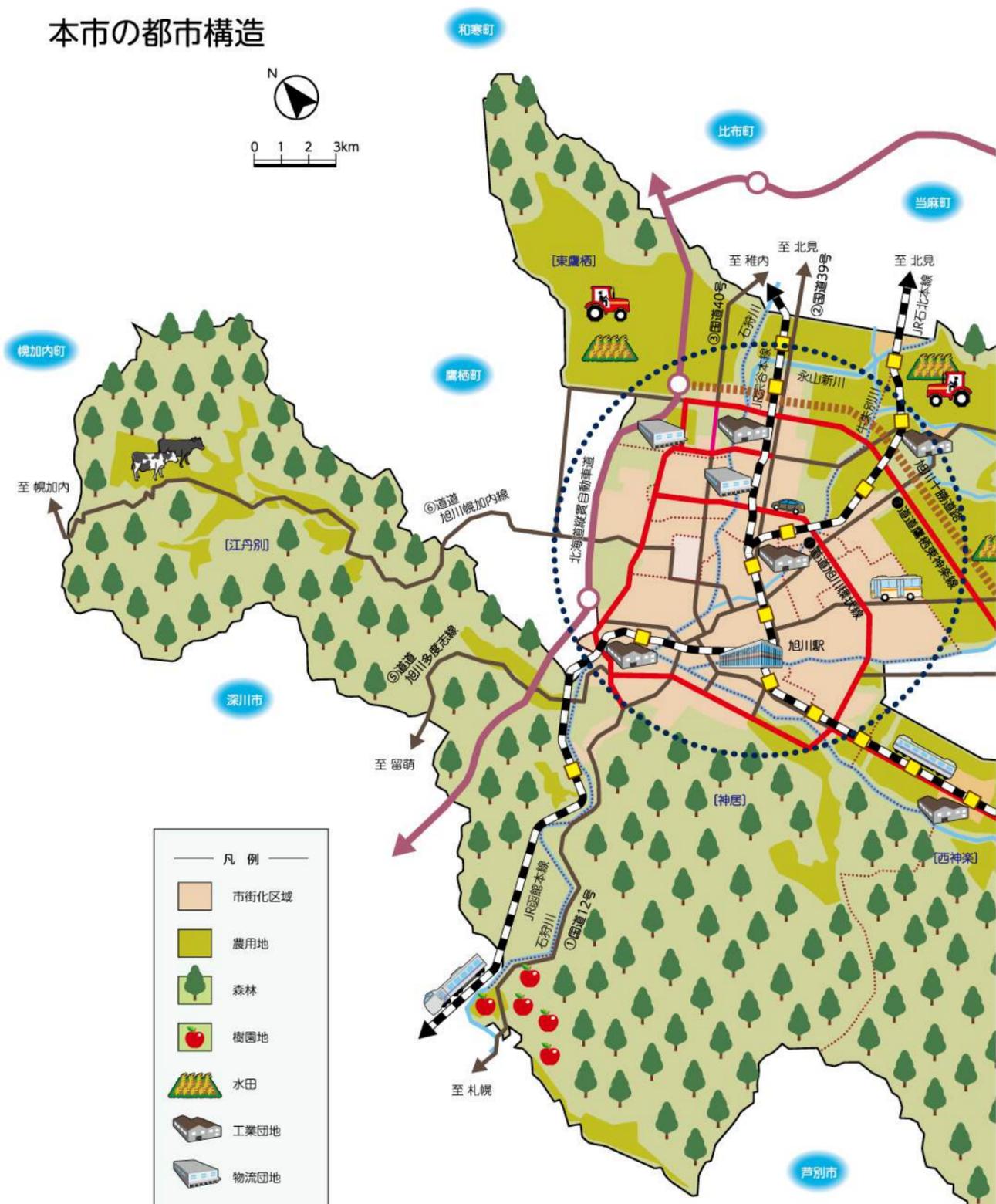
また、これまで地震など大規模自然災害に見舞われることの少なかった本市の特性に油断することなく、総合的な防災力の強化を図り、市民一人一人に支えられた「災害に強いまち」を目指します。

これらの取組を一体的に進め、将来にわたり市民の暮らしを支え続けることができる都市を構築していきます。





本市の都市構造



市域概要

- 市域面積：747.66km²
- 市街化区域面積：79.57km²
- 森林面積：397.03km²
- 2 環状道路：①②
- 8 放射状道路：①,②,③,④,⑤,⑥,⑦,⑧





1 基本計画の趣旨

(1) 目的

基本計画は、基本構想に掲げる目指す都市像や基本目標の実現に向けて、基本政策ごとの取組の方向を体系的に明らかにした「基本政策プラン」として、総合的かつ計画的な施策展開を図るために策定します。

(2) 構成

基本計画は、基本構想で掲げた5つの基本目標と13の基本政策に基づき、福祉・子育て、教育・文化、産業・交流、環境・都市基盤、住民自治や自治体経営などの基本政策ごとに、目標像、成果指標、現状と課題、施策で構成しています。

さらに、基本構想の「都市構造の方向性」に基づき、「都市づくりの基本方策」を示しています。

なお、成果指標は、基本政策に掲げる目標像の達成度合いを客観的に計るために設定するもので、目標値を定め、計画の進捗管理に活用します。

また、本市の諸課題の解決に向けて「選択と集中」を図るため、3つの重点テーマを掲げ、29の施策のうち特に重点的に取り組む「重点施策」を設定します。

2 基本計画の期間

基本構想と同様に、平成28年度(2016年度)から平成39年度(2027年度)までの12年間とします。

なお、基本計画の実効性をより高めるため、社会経済情勢の変化等を踏まえて原則4年ごとに見直します。

参考

基本政策別の基本計画の見方

5 基本政策

① **基本目標 1** すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

基本政策 1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり

誰もが希望を持ち、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、仕事との両立のための支援をはじめ、子どもの成長過程や家庭環境などに応じた支援に取り組みます。
また、子ども一人一人が家庭の中で愛情を受けながら健やかに育つことはもとより、社会全体で子どもの成長を支え、共に喜びを感じることでできる環境づくりを進めます。

② **目標像**

- 安心して子どもを生み、育てることのできる環境が整い、子どもがすくすくと成長しています。
- 子どもの成長を喜び合うことのできる温かな地域社会が形成されています。

③ **成果指標**

指標名及び説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
合計特殊出生率* (本市が子どもを生み育てやすい環境にあるかを計ります)	旭川市 1.28 (H26) 全国 1.42 (H26)	全国値	全国値
年少人口割合* (子どもが育ち、本市が持続的に発展する人口構成になっているかを計ります)	旭川市 11.5% (H27) 全国 12.9% (H27)	全国値	全国値
子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合 (地域において次代を担う子どもたちが健全に育っているかを市民の意識で計ります) 【旭川市調査アンケート調査】*	55.5% (H27)	60%	70%

⑥ **成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方**

○ 合計特殊出生率
・全国値よりも低い水準で推移していることから、全国値を目標とします。
・市の財政状況や人口流入・流出の状況から算出し、全国値は人口動態統計としています。

○ 年少人口割合
・全国値よりも低い水準で推移していることから、全国値を目標とします。
・1月1日現在の住民基本台帳人口に基づきます。

○ 子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合
・市民の意識調査で子どもたちが成長していると感じている割合を算出しており、その割合が増加することを目標とします。
・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

④ **現状と課題**

少子高齢化・人口減少、核家族化が進む中、地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出などにより、子どもを生み育てる環境が変化しつつあります。
本市が実施した子育て中の保護者を対象とするアンケート調査(平成25年度)において、約4割の方が「子育てに関する不安を感じている」と回答しています。
今後、少子高齢化・人口減少が更に進行することが見込まれることから、次代を担う子どもを安心して生み育てることのできる環境を早急に整えていくことが不可欠です。
このため、認可保育所や留守家庭児童会の待機児童の解消をはじめ、子育てに関する様々なニーズを捉えた効果的な施策の展開を図り、家庭のみならず、身近な地域や企業等が関わりながら、子育てや子どもの成長を支えていくことが重要です。

⑤ **施策**

◆ **施策 1 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実** 【重点】

妊娠・出産・子育てに関する不安を和らげ、安心した暮らしが送れるよう、各種相談や健診、訪問などを通じて妊産婦や保護者等が抱える課題の解消や子どもの成長段階に応じた情報提供を行うなど、関係機関との連携を強化しながら総合的な相談支援体制の充実を図ります。
また、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりのため、子育てに関する経済的支援を進めます。あわせて、結婚に関する情報提供などの支援を行います。

◆ **施策 2 子育て環境の充実** 【重点】

子ども自身の成長を促すとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支えるため、保育所・認定こども園の充実や放課後における子どもの居場所づくり、保育士など子育てに関わる専門職の資質向上を促進し、それぞれの家庭の状況やニーズに応じた保育環境等の充実を図ります。
また、身近な場所で子どもの成長や子育てを支えるため、地域における子育て支援の拠点づくりの推進や子育てに関わる地域活動の担い手の拡大を図ります。
さらに、男性の育児参加の促進や子育てに配慮した労働環境の整備など、社会全体で子育てを支える環境づくりを進めます。

① 位置付け

総合計画上の位置付けを示します。基本構想に掲げられている基本目標及び基本政策を記載しています。

② 目標像

基本政策における目指すまちの姿(状態)を具体的に表すものです。

③ 成果指標

基本政策に掲げる目標像の達成度合いを客観的に計るために設定しています。計画の最終年度となる平成39年度と基本計画の見直し時期である平成31年度の目標値を定め、計画の進捗管理に活用します。

④ 現状と課題

基本政策ごとの現状と課題を記載しています。

⑤ 施策

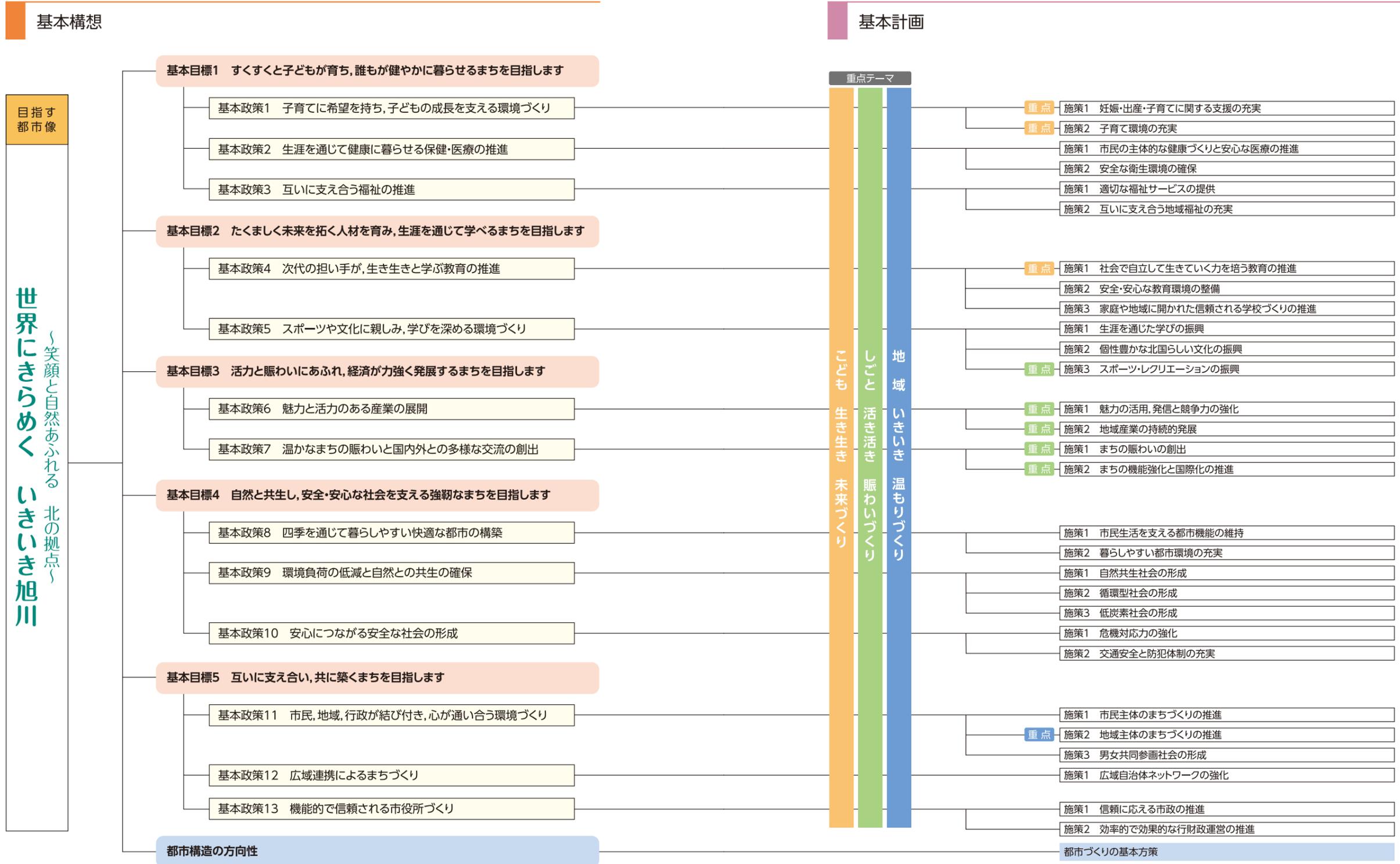
基本政策に位置付ける分野別施策の方向性を示しています。
重点テーマに基づく重点施策は、「重点」と表示しています。

⑥ 成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方

成果指標の目標値について、その設定の理由や考え方を表すとともに、指標の算出手法や出典元を記載しています。



3 第8次旭川市総合計画の体系





4 都市像の実現に向けての重点テーマ

第8次旭川市総合計画では、目指す都市像である「世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」の実現に向けて、特に戦略的・横断的に推進する重点テーマを掲げ、このテーマに基づき、基本計画の施策分野の中から、計画全体の着実な推進を先導していく「重点施策」を設定します。

(1) 重点テーマ設定の視点

国と地方にとって、少子高齢化・人口減少の進行が共通課題となっており、本市においても子育て環境の充実をはじめ、市外からの移住促進や学生など若者の流出防止等の人口減少対策の強化が求められています。

また、市民一人一人が生き生きとした暮らしを送るためには、本市の恵まれた地域資源を最大限に活用し、まちの魅力を高めていくことが重要です。

こうした「人口減少の抑制」と「魅力的な地域づくり」を効果的かつ集中的に推進するため、まちの未来を担う「こども」、まちの賑わいと活力を生む「しごと」、まちの温もりを支える「地域」に視点を当て、次のとおり重点的に取り組む3つのテーマを設定します。

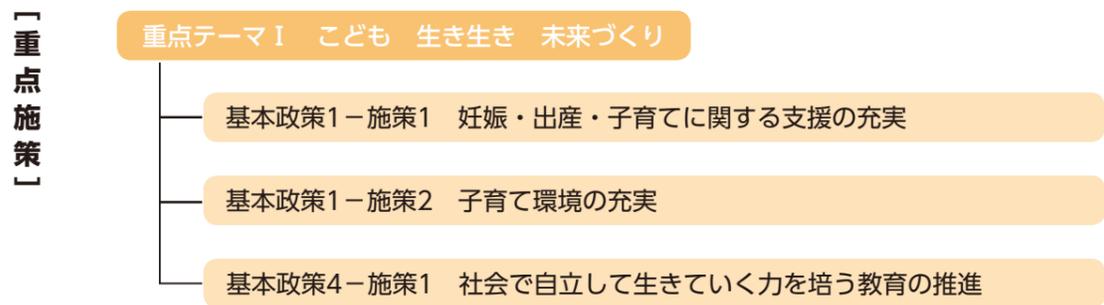
- 重点テーマⅠ こども 生き生き 未来づくり
- 重点テーマⅡ しごと 生き生き 賑わいづくり
- 重点テーマⅢ 地域 いきいき 温もりづくり

(2) 重点テーマに基づく重点施策

重点テーマⅠ こども 生き生き 未来づくり

人口減少をできる限り抑制するため、これまで取り組んできた待機児童の解消や医療費助成などのほか、結婚、妊娠、出産、子育てなどへの切れ目のない支援を行い、子どもを安心して生み育てることのできる環境を創出します。

また、子どもが地域で生き生きと育つ環境づくりや一人一人の個性や能力を伸ばすことのできる質の高い教育を進めるなど、まちの未来を担う人づくりを推進します。

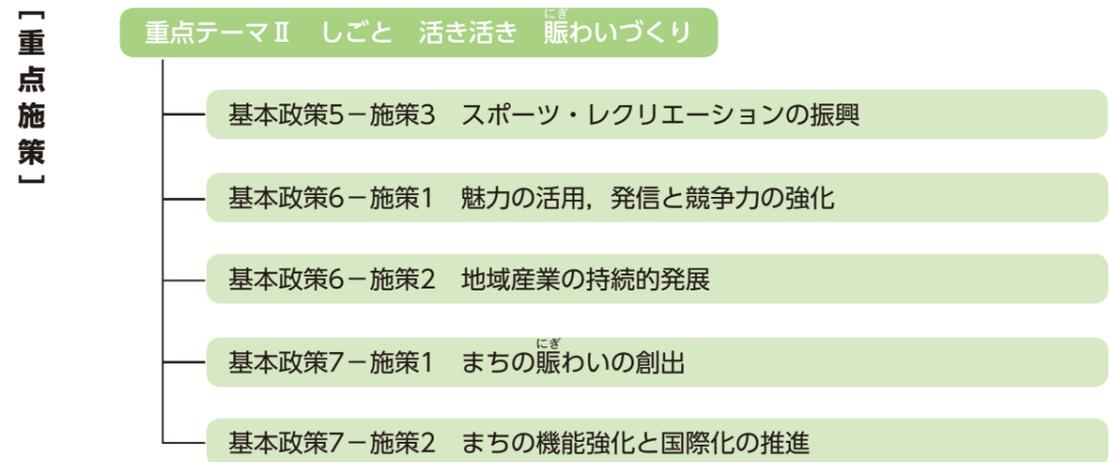


重点テーマⅡ しごと 生き生き 賑わいづくり

まちの賑わいを創出するため、ものづくり、食と農、医療・福祉の集積、大規模自然災害が少ないといった様々な地域の資源や特性を生かし、地場産業の振興をはじめ、ブランド力の向上、新たな産業の創出や企業誘致の推進など地域経済の活性化を図ります。

また、労働力の確保に向けて、若者をはじめ、女性やシニア世代も活躍しやすい環境づくりを進めます。

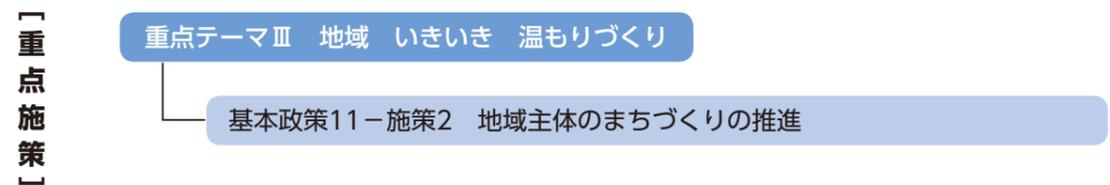
さらに、本市をはじめとした北北海道の豊かな魅力を国内外へ発信しながら、新たな観光資源の発掘や移住・定住に向けた受入環境の充実を図るとともに、多様な交流を促進し、多くの人々を惹き付け、賑わいのある生き生きとしたまちづくりを推進します。



重点テーマⅢ 地域 いきいき 温もりづくり

人と人とのつながりを強化するため、防犯や防災、子育て、福祉等において、世代を超えた地域の支え合いを支援するなど、市民や地域主体の活動を活発化するための取組を進めます。

また、地域の多様な魅力を生かした個性豊かな地域づくりや様々な課題解決に向けた相談支援のほか、人や情報が集まる活動拠点の機能充実などにより、地域を愛する心の醸成やコミュニティの強化を図り、温もりに満ち、誰もがいきいきと暮らせる地域づくりを推進します。





5 基本政策

基本目標1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

基本政策1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり

誰もが希望を持ち、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、仕事との両立のための支援をはじめ、子どもの成長過程や家庭環境などに応じた支援に取り組みます。

また、子ども一人一人が家庭の中で愛情を受けながら健やかに育つことはもとより、社会全体で子どもの成長を支え、共に喜びを感じることでできる環境づくりを進めます。

目標像

- 安心して子どもを生み、育てることのできる環境が整い、子どもがすくすくと成長しています。
- 子どもの成長を喜び合うことのできる温かな地域社会が形成されています。

◆ 成果指標

指標名及び説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
合計特殊出生率* (本市が子どもを生み育てやすい環境にあるかを計ります)	旭川市 1.28 (H26) 全国 1.42 (H26)	全国値	全国値
年少人口割合* (子どもが育成し、本市が持続的に発展する人口構成になっているかを計ります)	旭川市 11.5% (H27) 全国 12.9% (H27)	全国値	全国値
子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合 (地域において次代を担う子どもたちが健全に育っているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]*	55.5% (H27)	60%	70%

[成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方]

- 合計特殊出生率
 - ・ 全国値よりも低い水準で推移していることから、全国値を目標とします。
 - ・ 市の値は住民基本台帳人口と人口動態統計出生数から算出し、全国値は人口動態統計としています。
- 年少人口割合
 - ・ 全国値よりも低い水準で推移していることから、全国値を目標とします。
 - ・ 1月1日現在の住民基本台帳人口としています。
- 子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合
 - ・ 市民の過半数が子どもたちが健やかに育っていると感じており、その割合が増加することを目標とします。
 - ・ 市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

◆ 現状と課題

少子高齢化・人口減少、核家族化が進む中、地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出などにより、子どもを生み育てる環境が変化しつつあります。

本市が実施した子育て中の保護者を対象とするアンケート調査(平成25年度)においても、約4割の方が「子育てに関する不安を感じている」と回答しています。

今後、少子高齢化・人口減少が更に進行することが見込まれることから、次代を担う子どもを安心して生み育てることのできる環境を早急に整えていくことが不可欠です。

このため、認可保育所や留守家庭児童会の待機児童の解消をはじめ、子育てに関する様々なニーズを捉えた効果的な施策の展開を図り、家庭のみならず、身近な地域や企業等が関わりながら、子育てや子どもの成長を支えていくことが重要です。

◆ 施策1 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実 重点

妊娠・出産・子育てに関する不安を和らげ、安心した暮らしが送れるよう、各種相談や健診、訪問などを通じて妊産婦や保護者等が抱える課題の解消や子どもの成長段階に応じた情報提供を行うなど、関係機関との連携を強化しながら総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりのため、子育てに関わる経済的支援を進めます。あわせて、結婚に関する情報提供などの支援を行います。

◆ 施策2 子育て環境の充実 重点

子ども自身の成長を促すとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支えるため、保育所・認定こども園の充実や放課後における子どもの居場所づくり、保育士など子育てに関わる専門職の資質向上を促進し、それぞれの家庭の状況やニーズに応じた保育環境等の充実を図ります。

また、身近な場所で子どもの成長や子育てを支えるため、地域における子育て支援の拠点づくりの推進や子育てに関わる地域活動の担い手の拡大を図ります。

さらに、男性の育児参加の促進や子育てに配慮した労働環境の整備など、社会全体で子育てを支える環境づくりを進めます。



基本目標 1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

基本政策 2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進

市民一人一人の「自分の健康は自分でつくる」という意識を高めながら、疾病予防を重視し、それぞれのライフステージに応じた主体的な健康づくりをはじめ、職場や地域ぐるみによる取組を推進します。

また、健康で安全・安心な暮らしを支えるため、衛生的な生活環境を確保するとともに、質の高い医療の提供や救急医療体制の維持に取り組みます。

目標像

- 健康に対する意識が高く、健診や健康相談等を通して主体的な健康づくりが実践されています。
- 医療が必要になった時には、身近なところで質の高い医療が受けられ、また、救急時には、迅速かつ適切な医療が受けられる体制が整っています。

◆ 成果指標

指標名及び説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
健康寿命* (日常的に介護を必要としないで、健康で自立した生活ができる期間が伸びているかを計ります)	(健康寿命) 男性:78.59歳 女性:82.90歳 (H25) (平均寿命) 男性:80.03歳 女性:86.03歳 (H25)	平均寿命の 増加分を 上回る 健康寿命の 増加	平均寿命の 増加分を 上回る 健康寿命の 増加
ふだんから健康のために何か取り組んでいる市民の割合 (市民の主体的な健康づくりに対する取組が広がっていることを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	49.9% (H27)	53%	60%
特定健診受診率* (健康保持や疾病予防のための受診状況を計ります)	21.8% (H26)	38%	60%

[成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方]

- 健康寿命
 - ・平均寿命と健康寿命の差を短縮することを目標とします。
 - ・厚生労働科学研究班が示す「健康寿命の算定方法の指針」で定める算定方法を用いています。
- ふだんから健康のために何か取り組んでいる市民の割合
 - ・市民の約半数がふだんから健康のために何か取り組んでおり、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- 特定健診受診率
 - ・厚生労働省が示す市町村国民健康保険の目標値である60%を目標とします。
 - ・本市の国民健康保険加入者の受診率を用いています。

◆ 現状と課題

日本人の死因の代表的な疾病である「がん」、「心疾患」、「脳血管疾患」をはじめとした生活習慣病は、身体機能や生活の質を低下させるほか、寝たきりや認知症の要因とされており、その治療や介護が必要な人の増加は、社会全体に大きな負担をもたらしています。

こうした生活習慣病を予防するためには、妊娠期・乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりが重要です。

また、医療については、かかりつけ医を持つことの啓発などを実施し、恵まれた医療資源を適正に活用するとともに、医療機関相互の連携により切れ目のない医療を提供する体制の確保が必要です。

一方、救急医療については、医師不足やいわゆるコンビニ受診*の増加などが課題となっており、市民の理解と協力が不可欠です。

また、安全で衛生的な生活環境の確保に努めるとともに、世界的な感染症の流行などへの適切な対応が求められています。

◆ 施策 1 市民の主体的な健康づくりと安心な医療の推進

市民の健康づくりへの意識向上を図り、子どもの頃からの食育や歯の健康づくり、健全な生活習慣の実践など、市民一人一人の主体的な健康づくりを推進し、身近な地域や職場など社会全体の取組として広げていきます。

また、特定健診やがん検診等の受診を促進するとともに、保健指導の充実を図り、健康寿命の延伸とQOL(生活の質)*の向上を目指します。

さらに、市民の健康を守るため、質の高い医療を確保することをはじめ、休日・夜間における救急医療体制の維持など安心して医療を受けられる環境づくりを進めます。

◆ 施策 2 安全な衛生環境の確保

安全な衛生環境を確保するため、基本的な知識の普及啓発をはじめ、関連施設への検査・指導や食品の安全性の確保、新型インフルエンザ等の感染症への対策などの健康危機管理体制の確立に努めるほか、墓地・火葬場の適切な運用等に取り組みます。

さらに、動物愛護精神を普及するため、適正・終生飼養の啓発や譲渡などの取組を推進しながら、公衆衛生の向上を図ります。



基本目標1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

基本政策3 互いに支え合う福祉の推進

高齢者や障害者などへの適切な福祉サービスの提供をはじめ、人と人との支え合いによるセーフティネットを構築し、自立を支援しながら、誰もが住み慣れた地域で安心と温もりを感じることができる福祉を推進します。

目標像

- 住み慣れた地域で適切な福祉サービスの提供を受け、安心して自分らしい生活を送れる環境が整っています。
- 支援を必要とする人に対し、地域における支え合いなどのセーフティネットが構築されています。

◆ 成果指標

指標名及び説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
互いに助け合いながら暮らしていると感じている市民の割合 (互いの支え合いの中で安心して暮らすことのできる環境にあるかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	43.5% (H27)	49%	60%
障害者の雇用率* (障害者の社会参加が進んでいるかを計ります)	2.07% (H26)	法定雇用率 以上	法定雇用率 以上
前期高齢者*のうち、要介護1以上の認定を受けている高齢者の割合 (介護予防等の効果を、前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている人の割合で計ります)	3.41% (H26)	3.41% 以下	3.41% 以下

[成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方]

- 互いに助け合いながら暮らしていると感じている市民の割合
 - ・市民の半数近くが互いに助け合いながら暮らしていると感じており、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- 障害者の雇用率
 - ・障害者の雇用の促進等に関する法律に定める法定雇用率を下回らないことを目標とします。
- 前期高齢者*のうち、要介護1以上の認定を受けている高齢者の割合
 - ・介護予防等により、要介護1以上の高齢者の割合が基準値以下となっていることを目標とします。

◆ 現状と課題

少子高齢化・人口減少が進む中、2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯が今後ますます増加すると予想されます。また、地域コミュニティへの参画意識の希薄化や住民同士の地域におけるつながりの脆弱さ等から孤立死なども社会問題化しています。

こうした中で、増加傾向にある高齢者や障害者、生活困窮者等に対して、適切な福祉サービスを提供しながら、社会保障制度を安定的に運用していくことが必要です。

そのためには、従来の公助による福祉サービスの提供だけでなく、地域の人材や多様な地域資源を活用しながら、住民が主体となって支え合う、互助・共助の仕組みの構築をはじめ、自立に向けた支援を行うとともに元気な高齢者を増やしていくことが重要となってきます。

今後は「地域包括ケアシステム」*の構築などにより、誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいを持った生活を送ることができる環境づくりが求められています。

◆ 施策1 適切な福祉サービスの提供

高齢者や障害者、生活困窮者等にとって必要な生活支援をはじめ、様々な福祉分野の情報を分かりやすく提供します。

また、地域包括支援センターや障害者総合相談支援センター、自立サポートセンターなどの相談機関が連携を深め、複合的な課題に対応できるよう、体制の充実を図ります。

さらに、高齢者や障害者、生活困窮者等の多様なニーズに応じた福祉サービスの提供や、心身の状況や家庭環境などに応じた就労等の支援を通じて、地域における自立支援を進めます。

◆ 施策2 互いに支え合う地域福祉の充実

互助・共助の取組の重要な担い手となるボランティアをはじめ、豊かな知識と経験を持つ元気な高齢者など、地域において福祉に関わりを持つ多様な人材の育成や活用を進めます。

また、市内に広く点在する拠点施設をそれぞれの地域における交流の場として活用し、様々な世代の住民同士のつながりを深める取組を進めます。

さらに、誰もが生きがいを持ち、互いに支え合いながら、健やかに暮らすことができるよう、地域の人材や施設など様々な資源を組み合わせた地域福祉の仕組みを構築します。



基本目標 2 たくましく未来を拓く^{ひら}人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します

基本政策 4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進

次代を担う子どもや若者が、安全・安心で快適な教育環境の中で生き生きと学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む質の高い教育を進めるとともに、家庭・地域との連携を図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。

また、社会で自立的に生きていくための力を育み、個性に磨きをかけ、まちの発展を担うとともに、世界で活躍する人づくりを進めます。

目標像

- 子どもたちが心身ともに健やかに成長し、社会で自立して生きていく力を培う教育が行われています。
- 教育に関わる施設などの環境整備が進み、子どもたちの安全・安心が確保されています。
- 学校・家庭・地域の連携が図られ、地域で取り組む教育活動が推進されています。

◆ 成果指標

指標名及び説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合(再掲) (地域において次代を担う子どもたちが健全に育っているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	55.5% (H27)	60%	70%
子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合 (児童生徒等の教育環境(学校施設や指導体制など)の充実が図られているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	31.6% (H27)	35%	42%

[成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方]

- 子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合
 - ・市民の過半数が子どもたちが健やかに育っていると感じており、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- 子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合
 - ・子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民が約3割と少ないことから、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

◆ 現状と課題

本市を含む上川管内における小中学生の学力状況については、全道14管内の中で上位水準にあるものの、北海道全体では全国と比べて低く、学習習慣の定着などに関わる課題が明らかになっています。

また、いじめや不登校の件数は減少傾向にありますが、体力や運動能力については課題が見られます。

こうした課題に対応し、次代を担う子どもたちが、社会の著しい変化の中で、自立して生きていく力を培っていくことができるよう、更なる教育の充実が求められています。

このため、引き続き少人数学級の推進などきめ細かな指導体制を拡充し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れた子どもたちを育む教育を一層推進するとともに、小中連携の促進や学校・家庭・地域の連携の強化、教職員等の更なる資質能力の向上が重要です。

また、障害のある子どもたちへの就学前後を通じた一貫した支援や、いじめ・不登校などの悩みを抱える子どもたちへの支援を充実する必要があります。

老朽化が進む学校等については、計画的に改築などの整備を継続するほか、各種安全対策を進めることが必要です。

さらに、社会的ニーズや地域特性を踏まえ、本市にふさわしい高等教育機関について検討を行っています。

◆ 施策 1 社会で自立して生きていく力を培う教育の推進

重点

次代を担う子どもたちが、社会の変化に対応しながら自立して生きていく力を培うため、小学校における少人数学級の推進など、きめ細かな指導体制を拡充するとともに、中学校の通学区域を単位とした小中連携を促進し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れた子どもたちを育む質の高い教育を推進します。

また、特別な支援を必要とする子どもたちや、いじめ・不登校など悩みを抱える子どもたちへの支援や各種相談体制等を充実します。

さらに、地域社会に貢献するとともに、世界にも通用する人材を育む高等教育機関の検討を進めます。

◆ 施策 2 安全・安心な教育環境の整備

安全・安心な教育環境を整備するため、老朽化が進む学校などの教育に関わる施設・設備等を計画的に維持・更新するほか、小中連携・一貫教育*の推進を視野に入れた施設一体型の学校の開校や通学区域の見直しなどに取り組むとともに、保護者等の理解を得ながら、学校規模の適正化を推進します。

また、子どもたちを事故や犯罪から守るために、関係機関と連携し、通学路等における必要な安全対策を推進します。

さらに、教育の機会均等を図るため、就学助成など保護者の経済的な負担を軽減します。

◆ 施策 3 家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

地域の教育力を活用した教育活動の充実を図るため、保護者や地域住民の理解と参画を得ながら、地域に開かれた学校づくりを進め、学校・家庭・地域の連携を強化します。

また、社会情勢等の変化や今日的な教育課題に的確に対応できるよう、教職員等の更なる資質能力の向上を図ります。



基本目標 2 たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します

基本政策 5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり

生涯を通じて主体的に学ぶ機会の充実を図り、学び合いによる成果を生かしながら、地域の教育力を高めます。

また、個性豊かで北国らしい文化の振興や郷土意識の向上を図るとともに、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備や各種大会・合宿等の誘致を進め、競技力の向上やスポーツの裾野の拡大、スポーツを通じた地域活性化を図ります。

目標像

- 市民が主体的に学ぶための多様な情報や機会が充実し、学びの成果を地域に還元できる環境が整い、学習活動が幅広く行われています。
- 多様な文化芸術活動が活発化し、個性豊かで北国らしい文化が息づき、郷土への愛着が高まっています。
- スポーツ・レクリエーション環境の充実により、多くの市民がこれらに親しみ、スポーツ・レクリエーション活動が盛んに行われています。

◆ 成果指標

指標名及び説明	基準値	目標値(H31)	目標値(H39)
学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数 (地域社会の担い手として、市民が自ら学んだ成果を発揮している状況を計ります)	838人(H27)	892人	1,000人
趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民の割合 (趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会及び環境の充実度合いを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	26.7%(H27)	30%	37%
文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合 (文化芸術に触れる機会や市民による文化芸術活動の状況を市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	32.0%(H27)	35%	42%
スポーツ実施率 (市民がスポーツに取り組んでいるかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	27.6%(H27)	35%	50%

[成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方]

- 学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数
 - ・学んだ成果を地域に還元している人がまだ少ないことから、生涯学習ボランティア数を基準値より増加することを目標とします。
 - ・生涯学習ボランティア数は、社会教育登録のボランティア(彫刻美術館、図書館、科学館、博物館等でボランティア登録し活動している)人数と、生涯学習情報提供システム登録者数のうちボランティア可能者(謝礼なしでの講師派遣を承諾している無償ボランティア)数としています。
- 趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民の割合
 - ・趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民が3割に満たないことから、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

◆ 現状と課題

生涯を通じて心豊かに暮らしていくためには、市民それぞれの学びたいという気持ちが叶えられ、学びにより社会全体の活性化が図られる生涯学習社会の構築が重要であり、市民ニーズの多様化や社会情勢の変化等に的確に対応した各種施策や社会教育施設の機能の充実など、市民の学びを支える環境づくりが必要です。

さらに、本市において多様な文化芸術活動が発展していくためには、これらの活動への支援や、文化芸術に接する機会の拡充を図り、より多くの市民に文化芸術活動を広めていくことが重要です。

また、気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境を充実し、市民の健康づくりや体力の向上を図るとともに、賑わいにつながるイベントや大会の振興に取り組んでいくことが重要です。

オリンピック・パラリンピックを見据えた各種大会や事前合宿などの誘致は、競技力の向上や交流人口の増によるまちの活性化につながることから、本市で開催した国際大会の実績を国内外に積極的に発信し、誘致活動を進めるとともに、受入体制を整備していくことが必要です。

◆ 施策 1 生涯を通じた学びの振興

生涯を通じて自らの知識や能力の向上、暮らしの充実を目指し、自発的な意思に基づいて自らを深めようとする学習活動を推進します。

また、地域における学習・活動の拠点として、市民ニーズに対応した社会教育施設の機能の充実を図ります。さらに、市民が互いに学び合えるよう担い手の育成を進め、学んだ成果を地域に生かすことができる仕組みづくり、学びを通じた地域の教育力の向上に取り組みます。

◆ 施策 2 個性豊かな北国らしい文化の振興

文化芸術活動への支援や文化芸術に接する機会の充実、文化芸術関連施設の機能の充実を図るなど、多様で個性豊かな北国らしい文化の振興を図ります。

また、アイヌ文化や郷土芸能など、これまで培われてきた地域文化の伝承・保存に努めるとともに、それらの活用や魅力の発信等を進めます。

◆ 施策 3 スポーツ・レクリエーションの振興

重点

市民の誰もがスポーツに取り組み、競技力の向上や、健康増進・心身のリフレッシュを図ることができるよう、個人や各団体等への活動支援や施設の維持・更新など、スポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、余暇の充実等につながるレクリエーションの振興を図ります。

また、子どもたちをはじめ市民がスポーツを通じて夢や希望を抱くことができるよう、良質なパウダースノーなど、本市が誇る自然や都市機能を生かし、周辺自治体との連携の下、国内外から各種スポーツ大会や合宿等の誘致を推進します。

[成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方]

- 文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合
 - ・文化芸術活動が盛んなまちだと思う市民が約3割と少ないことから、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- スポーツ実施率
 - ・週1回以上スポーツを行った成人が3割に満たないことから、その割合が増加することを目標とします。
 - ・スポーツ実施率は、成人が週1回以上スポーツを実施している割合としています。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。



基本目標3 活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します

基本政策6 魅力と活力のある産業の展開

良質な農産物や高品質な家具など本市が誇る地場産品のブランド化や高付加価値化を進め、競争力の向上や国内外への販路拡大を促進するとともに、地域の資源や特性を生かした企業誘致の推進や新たな産業の創出に取り組み、雇用の安定と拡大につなげるなど、本市の持つ強みを発揮し、地域産業の活性化を図ります。

また、農業やものづくり産業などの担い手の育成、確保に取り組むとともに、新規創業や新分野への進出をはじめ、意欲のある人や企業等に対する支援を行うなど、地域産業の持続的な発展を図ります。

目標像

- 地場産品の評価が高く、国内外で認知され、広く販売されています。
- 企業の誘致や新たな産業の創出により、地域産業が活性化しています。
- 若者をはじめ、地域での就職や起業を希望する人が、様々な分野において、自分の能力を発揮して仕事ができる環境が整っています。
- 生産性の高い農業が展開されており、活力ある農村集落が形成されています。

◆ 成果指標

指標名及び説明	基準値	目標値(H31)	目標値(H39)
一人当たりの市民所得* (経済活動により、市民生活が経済的に豊かになっているかを計ります)	旭川市2,230千円(H23) 全道2,475千円(H23)	一人当たりの道民所得	一人当たりの道民所得
製造品出荷額等* (地場産品の競争力が向上し、国内外で広く販売されているかを計ります)	1,837億円(H25)	1,890億円	1,960億円
有効求人倍率* (地域の雇用が創出されているかを計ります)	旭川市0.85倍(H26) 全道0.86倍(H26)	全道値	全道値
農業生産額* (農業の生産性が向上しているかを計ります)	146億円(H26)	147億円	149億円

[成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方]

- 一人当たりの市民所得
 - ・道民所得より低い水準で推移していることから、一人当たりの道民所得を目標とします。
 - ・市の値は市民経済計算の数値、北海道の値は道民経済計算の数値としています。
 - ・一人当たりの市民所得とは、市内の経済活動により新たに生み出した価値を人口で割ったものであり、個人の給与のほか、企業の利潤なども含めた市経済全体の豊かさを表すものです。
- 製造品出荷額等
 - ・工業統計調査開始後、最も高い数値を示した平成6年当時の生産年齢人口一人当たりの製造品出荷額等の水準(生産性の確保)に平成39年の推計生産年齢人口を乗じて得た数値を目標とします。
- 有効求人倍率
 - ・全道値と同程度かそれ以上の水準で推移しており、全道値の水準を維持することを目標とします。
 - ・旭川公共職業安定所管内の数値を用いています。
- 農業生産額
 - ・農業の生産性が高まり、基準値より増加することを目標とします。

◆ 現状と課題

食品の安全・安心に対する関心の高まりなど、消費者ニーズが多様化する中、地場産品の消費拡大に向けて、消費者の嗜好などを踏まえた品質の高い商品づくりを進め、積極的なPRを行いながら、ブランド力を高めていく必要があります。

また、少子高齢化や人口減少により国内の市場が縮小する一方、経済のグローバル化が進展する中、海外の市場を視野に入れた対応が重要になるとともに、企業の誘致や新たな産業の育成、新規創業等を推進し、これらにより雇用を創出するなど、産学官などの連携も進めながら、地域経済の活性化を図っていくことが必要です。

さらに、少子高齢化の進行は、今後、若年就業者などの労働力人口の減少を加速させることから、地域産業の活力を維持するためには、若者はもとより、これまで以上に、女性やシニア世代などの人材を育成、確保していくことが課題となっています。

農林業についても、就業者の高齢化や就業人口の急激な減少に加え、今後、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の影響などにより地域農業を取り巻く環境が厳しさを増すことも見込まれることから、新規就農者や林業従事者など、担い手となる人材を育成、確保するとともに、生産効率を高めていくことが必要です。

また、農村集落においても、担い手の高齢化、後継者不足などが懸念されることから、これらに対応し、地域コミュニティとしての機能を維持していくことが求められています。

◆ 施策1 魅力の活用、発信と競争力の強化

重点

国内はもとより、海外の市場も視野に入れながら、安全・安心でクリーンな農産物やデザイン性と品質の高い家具など、本市の地場産品が持つ魅力を高めるための取組を支援し、競争力を強化するとともに、国内外へのプロモーションを展開するなど、その魅力を広く発信し、販路の開拓・拡大を促進します。

また、東日本大震災以降、国内企業等においてリスクの分散や事業継続計画の見直しが活発化している中、地震等の大規模自然災害が少なく、冷涼な気候であるなど、本市の強みを生かした企業誘致を推進するとともに、産業基盤の整備を進めます。

さらに、医療機関が集積していることや、北北海道における良質な食材の集積地であることをはじめとする本市の特性や資源を活用した新たな産業の創出に取り組むなど、高等教育機関や研究機関などとも連携しながら、地域産業の活性化を図ります。

◆ 施策2 地域産業の持続的発展

重点

ものづくり産業の技術者や技能者、農業者など、地域産業の持続的な発展を担う人材を育成、確保しながら、技術や技能を持つ人が本市に定着し、能力を発揮できる環境づくりを進めます。

また、若者をはじめ、女性やシニア世代、本市にUターン・Iターンを望む人などが、様々な分野において、適性に合った仕事ができる環境を整備するとともに、新規創業や企業の新分野への進出を促進するなど、雇用や経営に関する支援体制の充実を図ります。

農林業については、効率的な農地集積、集約や農地の有効利用、森林施業の集約を進めるなど、生産性の高い農林業の構造を構築するとともに、本市が持つ豊かな自然や美しい農村の景観を活用し、都市と農村の交流を促進するなど、農村集落の活性化を図ります。



基本目標3 活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します

基本政策7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出

中心市街地や各地域の個性を生かし、人が集い、感動につながる取組を進めるとともに、交通機能などの充実を図り、まち全体の魅力を高めます。

こうした魅力を広く発信し、新たな人の流れを作り出し、まちが人を呼ぶ温かな賑わいづくりを進めます。

また、拠点機能の強化や広域連携による観光振興などに取り組み、多様な交流を世界に広げ、本市はもとより北海道全体の活性化を図ります。

目標像

- まちの魅力向上や機能強化が図られ、まち全体に新たな人の流れと賑わいが生まれています。
- 空港の機能充実や国内外への路線拡大のほか、交通結節機能*の強化により、北海道の交通の要衝として、拠点性の強化が図られています。
- 国外との多様な交流が拡大し、本市をはじめ北海道全体において人やまち、産業などの国際化が図られています。

◆ 成果指標

指標名及び説明	基準値	目標値(H31)	目標値(H39)
旭川市は活力と賑わいのあるまちだと思ふ市民の割合 (まちに賑わいや活気があるかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	21.7% (H27)	25%	32%
中心部の歩行者数* (中心部に賑わいがあるかを計ります)	130,407人 (H27)	136,000人	145,000人
高速交通利用者数 (市外との交流が活発になっているかを計ります)	622.3万人 (H25)	630万人	640万人
観光客宿泊延数 (国内外から訪れる観光客が本市に滞在している状況を計ります)	74.4万泊 (H26)	100万泊	100万泊

[成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方]

- 旭川市は活力と賑わいのあるまちだと思ふ市民の割合
 - ・まちに賑わいや活気があると思ふ市民が約2割と少ないことから、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- 中心部の歩行者数
 - ・中心市街地活性化の取組を進めることにより、14.5万人となることを目標とします。
 - ・中心市街地活性化協議会による旭川平和通買物公園通行量調査(平日・休日)の平均値の数値としています。
 - ・旭川駅北広場と平和通買物公園宮下通から9条通までの間の12か所において調査した数値としています。
- 高速交通利用者数
 - ・国内外から本市を訪れる人が増えることにより、まちの賑わいや活力が高まることから、本市への人の流入が640万人となることを目標とします。
 - ・高速交通利用者数は、JR旭川駅の降客数及び旭川空港の降客数と、旭川鷹栖、旭川北両IC出口利用者数(両IC出口台数×2.5人/台(車輛平均乗人数))の合計としています。
- 観光客宿泊延数
 - ・本市を訪れる観光客の増加により、宿泊延数が100万泊となることを目標とします。

◆ 現状と課題

市内中心部は、北彩都あさひかわの整備が進み、豊かな自然を取り込んだ特徴的な都心空間が形成され、今後は、平和通商店街や銀座商店街のほか、クリスタル橋及び氷点橋を介してつながりが深まった神楽地区など既存の中心部を含めた中心市街地全体の活性化が必要です。

近年、消費の低迷のほか、大型商業施設の郊外への出店、店主の高齢化や後継者不足等により地域の商店街を取り巻く環境は悪化しており、市民に身近な商店街の再生が求められています。

また、これまで全国的な知名度を持つ旭山動物園や豊かな自然や食などを生かし様々な観光振興を図っていますが、経済効果の高い宿泊を伴う観光客や、夏季に比べ大きく落ち込んでいる冬季観光客を増やしていくことが求められており、通年滞在型観光への取組が重要です。

さらに、地方への移住に向けた取組が全国的に活発化してきていることなどから、こうした諸課題への対応と併せて、放射状道路と環状道路*で構成される本市の道路網の特徴を生かした地域内交通の機能充実や北海道の交通の要衝としての拠点性の向上など、まちの機能の充実が求められています。

◆ 施策1 まちの賑わいの創出

重点

豊かな自然環境と都市の利便性を併せ持つ本市の個性を生かしながら、北彩都あさひかわと既存の中心部との機能連携や回遊性を確保するとともに、地域コミュニティの核となる商店街においては、活力を創出する取組や交流の場としての機能向上などを促進することにより、まち全体に新たな人の流れと賑わいを創出します。

また、本市固有の魅力を磨き上げ、冬季観光客の増加に向けた観光資源の活用や開発とともに、上川中部圏域の連携を深め、国内外の多様なニーズに対応した四季を通じて楽しめる滞在交流型観光の確立に取り組みます。

さらに、イベントの充実やコンベンションの誘致、幅広い世代の移住促進に取り組むなど、本市の多様な魅力を効果的に情報発信しながら、市民一人一人のおもてなしの心の醸成と受入体制の充実を図り、この地を訪れる国内外の人々が魅力に感動し、居心地の良さを感じることが出来る環境を創出します。

◆ 施策2 まちの機能強化と国際化の推進

重点

市民の生活の足として、また、本市を訪れる人々の移動手段として、公共交通を軸とした利便性の高い交通体系の充実などに取り組み、まちの機能強化を図ります。

また、北海道の交通の要衝として、国内外の都市と結ばれた空港の機能充実や路線拡大のほか、交通結節機能の強化などにより、都市の拠点性を高めるとともに、国外との多様な都市間交流の拡大を図り、人やまち、産業などの国際化を進めます。



基本目標4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します

基本政策8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築

市民や地域、行政などがそれぞれの役割を担い、効果的な雪対策を推進するほか、自然と調和した景観づくりを進め、四季を通じて快適な住環境の創出を図ります。

また、人口や社会ニーズの変化を見据え、市営住宅や道路、水道など社会資本の計画的かつ効率的な運用を図り、暮らしの安全を支える都市の構築に取り組みます。

目標像

- 社会資本が良好に機能し、安全・安心な市民生活や社会活動が営まれています。
- まちづくりの担い手が力を発揮し、雪対策や魅力ある景観づくりなど、四季を通じて快適に暮らせる住環境が形成されています。

◆ 成果指標

指標名及び説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合 (快適な市民生活の基盤となる安定した都市機能が保たれているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	38.6% (H27)	42%	49%
心地良い景観だと感じている市民の割合 (川や緑など自然と調和した本市の特徴的な景観が良好に保たれているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	37.4% (H27)	42%	50%
環境基準達成度 (快適で健康に暮らせる生活環境が保たれているかを計ります)	11/14 項目 (H26)	14/14 項目	14/14 項目

[成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方]

- 快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合
 - ・市民の約4割が身近な生活環境を快適に生活できる環境であると感じており、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- 心地良い景観だと感じている市民の割合
 - ・市民の約4割が都市の景観が保たれていると感じており、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- 環境基準達成度
 - ・大気、水質、騒音に関する合計14項目の環境基準の全てが適合することを目標とします。
 - ・環境基本法において「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められている環境基準(大気、水質、騒音)14項目のうち適合した数としています。

◆ 現状と課題

旧町村との合併や郊外地域への宅地造成などに伴い、徐々に郊外へ市街化区域*が広がったことなどから、中心市街地では居住地や商業地などの利用が低下しており、土地利用の適正化が求められています。

また、道路や水道といった暮らしを支える社会資本の老朽化が進んでおり、今後の少子高齢化や人口減少を見据えた適正化や長寿命化などが課題となっています。

適正に管理されていない空き家や空き地、耐震基準を満たしていない建築物など、安全で良好な都市環境の整備に妨げとなる課題が生じているほか、バリアフリー化や省エネルギー性能の向上など、既存住宅ストック*の改善や長寿命化に向けたニーズが高まっており、これらの対応が求められています。

河川など都市部の自然を取り込んだ都市計画の下、市民の営みや地域の活動などにより育まれてきた本市の素晴らしい街並みの継承と魅力的な景観形成を進めるとともに、冬季の快適性向上のため、安定した除排雪体制の継続的な確保が必要です。

◆ 施策1 市民生活を支える都市機能の維持

災害や事故などの危機に備えながら、コンパクトで効率的な都市づくりを進めるとともに、道路、公園など、社会資本の計画的かつ適切な保全やそれらを適正に管理する技術力を確保し、将来にわたり快適な市民生活を支える安定した都市機能を維持します。

また、市民の暮らしに無くてはならない「安全な水道水」を安定して供給するため、水道管路や施設の計画的な維持保全や危機管理体制の強化を進めます。

◆ 施策2 暮らしやすい都市環境の充実

市民や地域、行政などが共に役割を担い、冬季の快適な生活を支える安定した除排雪体制を確保するほか、自然と調和した景観づくりを進め、四季を通じて快適に暮らせる環境の充実を図ります。

また、既存建築物等の耐震化やアスベスト対策、空き家等の適正管理の推進、環境保全・監視体制の強化など、住み慣れた場所において快適な生活をするために必要な取組を行い、暮らしやすい都市環境づくりを推進します。



基本目標 4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します

基本政策 9 環境負荷の低減と自然との共生の確保

豊かな自然環境を損なうことなく次代に引き継ぐことができるよう、環境に対する市民意識を高めるとともに、野生生物の保護など生物多様性の保全を進めます。

また、快適な生活環境の確保はもとより、3R(排出抑制, 再使用, 再生利用)の推進や地域特性を生かしたエネルギーの有効利用の促進など、環境負荷の低減を図り、環境に配慮したまちづくりを進めます。

目標像

- 環境に対する市民の意識が高まり、人と自然が共生できる社会が形成されています。
- 環境に配慮したライフスタイルが定着し、循環型社会が形成されています。
- 省エネ対策や再生可能エネルギー*の導入などにより、低炭素社会が形成されています。

◆ 成果指標

指標名及び説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
ごみ総排出量 (廃棄物の発生・排出抑制が進んでいるかを計ります)	118,548t (H26)	112,800t	100,000t
温室効果ガス排出量 (環境負荷の低減が進んでいるかを計ります)	2,695 千t-CO ₂ (H23)	2,525 千t-CO ₂	2,193 千t-CO ₂
緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合 (恵まれた自然という地域資源が生活環境の中で生かされているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	59.0% (H27)	62%	69%

[成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方]

- ごみ総排出量
 - ・ごみの減量化や資源化の取組を進めることにより、家庭ごみ、事業系ごみを含む総排出量が10万tまで減少することを目標とします。
- 温室効果ガス排出量
 - ・様々な社会経済活動に起因する二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を、2005年(H17)年度比で25%削減することを目標とします。
- 緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合
 - ・市民の約6割が緑などの自然環境が良いと感じており、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

◆ 現状と課題

生物多様性の損失が地球規模で進んでいる中、本市でも気候変動や外来種の侵入、山林等の利用状況の変化などによって野生生物の生息環境への影響が生じているため、自然環境の保全に向けた調査や対策に取り組む必要があります。

一方、カタクリの大群落の保存やサケが遡上する河川環境の再生など、多くの市民や関連団体の活動の成果が徐々に表れており、そうした活動が将来にわたって続けられるよう、市民の意識の醸成や指導的な役割を担う人材の育成が重要です。

ごみ排出量は、有料化以降横ばい状態であり、今後は、少子高齢化や核家族化などに伴うライフスタイルの変化に対応した廃棄物の排出抑制をより一層進めるとともに、更なる分別意識の向上を図る必要があります。

また、ごみの減量化や適切な施設の維持保全などにより、廃棄物処理施設の延命化を図ってきていますが、その計画や整備には長い年月を要することから、施設の更新計画とごみ処理の在り方の検討が必要です。

本市においては、下水道の普及率が96%に達しており、今後は、老朽化した管路などの整備・保全のほか、一部未処理となっている生活排水による河川の水質汚濁の防止を図ることが必要です。

また、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制は、世界全体の大きな課題であることから、市民一人一人の意識を高め、市民や事業者、行政などが一体となって取り組むことが求められています。

◆ 施策 1 自然共生社会の形成

人と自然が共生した社会の形成を目指すためには、自然への理解を深め、多様な生命を尊重する市民意識の醸成が重要であることから、家庭や学校、地域などの様々な場面において、自然とのふれあいや体験を含めた環境学習の実施など、地域に根ざした取組を進めるとともに、自然環境の基礎的な調査や指導的役割を担う人材の育成に取り組めます。

また、本市固有の自然環境や緑地の保全、活用、整備のほか、外来種対策など、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、生物多様性の保全を進めます。

◆ 施策 2 循環型社会の形成

家庭ごみにおける生ごみや事業系の紙ごみなどの減量・資源化を中心とした3Rを着実に進めるとともに、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、総合的なごみの減量化に取り組めます。

さらに、エネルギー資源としてのごみの有効活用の可能性や将来のごみ処理の在り方などを見据えながら、消費型社会から脱却した循環型社会の構築を図ります。

また、生活排水の適正処理により、公共用水域の水質保全を図り、水資源を適切に循環します。

◆ 施策 3 低炭素社会の形成

環境への負荷の少ない低炭素社会の形成に向けて、市民や事業者、行政などが一体となって、徹底した省エネルギー対策をはじめ、地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進などの取組を展開します。

また、効率的な交通体系の構築や積雪寒冷地である本市の特性に対応した暮らしの創出、分散型エネルギーシステム*の導入など、スマートコミュニティ*の構築に向けた取組を推進します。



基本目標 4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します

基本政策 10 安心につながる安全な社会の形成

防災・消防・救急体制の充実をはじめ、地域の安全を担う消防団の強化や自主防災組織の育成を進め、広域的な連携の下、大規模自然災害等に即応できる総合的な防災力の強化を図ります。

また、悲惨な交通事故の根絶や多様化する犯罪の撲滅を目指し、市民の安心につながる安全な社会づくりを進めます。

目標像

- 市民や地域、行政などが共に協力し、災害に強いまちづくりが進められています。
- 悲惨な交通事故や犯罪の未然防止が図られ、安全・安心な市民生活が確保されています。

◆ 成果指標

指標名及び説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
災害や犯罪などに対して不安を感じている市民の割合 (安全・安心なまちに向けた取組が進んでいるかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	61.5% (H27)	58%	51%
市民の人的災害り災率 (事故や事件などの人為的な災害が減っているかを計ります)	1.36% (H26)	1%未満	1%未満

[成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方]

- 災害や犯罪などに対して不安を感じている市民の割合
 - ・市民の約6割が災害や犯罪などに対して不安を感じていることから、その割合が減少することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- 市民の人的災害り災率
 - ・人為的な災害に遭うこと(り災)が1%未満となることを目標とします。
 - ・10月1日現在の住民基本台帳人口に対する、交通事故発生件数、出火件数、事故救急出動件数、犯罪発生件数の割合としています。

◆ 現状と課題

東日本大震災以降、災害に強いまちづくりの重要性が高まっており、平成25年12月には「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、本市においても、地震や水害など大規模自然災害等に強い地域づくりを進め、市民の生命及び生活を守ることができるよう防災力を向上させることが求められています。

特に、近年、短時間で集中的な豪雨等により、都市部などで浸水被害が発生しており、そうした災害への対応が課題となっています。

さらに、自然災害だけではなく、武力攻撃やテロなども視野に入れ、本市のあらゆる危機事態に対応できる総合的な防災力の強化が必要です。

また、火災予防業務の複雑多様化、救急救命士の医療行為の拡大などにより、より高度な技術を有する人材や必要な車両、資機材等の整備などが求められています。

一方、市内の交通事故発生件数及び負傷者数は共に減少傾向にあるものの、悲惨な交通事故は後を絶たず、今後の高齢化の進行とともに高齢者が関わる事故の増加が懸念されています。

また、安全で安心なまちづくり条例や暴力団排除条例、客引き勧誘行為等防止条例の推進により、犯罪数などが減少傾向にあるものの、全国あるいは本市においても、高齢者や青少年が被害者となる悪質な犯罪が発生し、その手法もインターネットを利用したものなど多様化しており、関係機関と連携した対策が求められています。

◆ 施策 1 危機対応力の強化

大規模自然災害等に即応できる体制・機能の充実のほか、関係機関・団体等や広域による連携を強化するとともに、消防団の強化、自主防災組織の育成や地域と連携した災害時における要配慮者への支援の充実など、自助、共助、公助の視点から、災害の未然防止や被害の軽減につながる防災力の強化を図ります。

また、多様化・複雑化する消防需要に対応するため、必要な知識や技術を持つ人材を育成・確保するとともに、将来の高齢化の進行に伴う救急需要の増加に備え、救急業務体制の充実強化を図るなど、救命率向上につながる取組を進めます。

◆ 施策 2 交通安全と防犯体制の充実

関係機関や団体等との連携の下、街頭啓発や交通安全教室等を効果的かつ継続的に実施し、交通安全意識や交通マナーの向上など、家庭や学校、地域などの実情や特性に応じた交通事故の未然防止対策を推進します。

また、市民による自主防犯活動の推進をはじめ、暴力団の排除や悪質な客引き勧誘行為の防止に取り組むほか、特殊詐欺など消費に関わる情報提供や専門的な相談体制の充実により消費生活の安定と向上を図り、市民が安心して暮らせる環境づくりを進めます。



基本目標5 互いに支え合い、共に築くまちを目指します

基本政策11 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり

市政情報の効果的な発信や市民ニーズの的確な把握に努めるなど、市民や地域、行政などがそれぞれの役割や責任を自覚し、協力して課題解決に取り組むことができる環境づくりを進めます。また、男女が互いに尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の形成を推進します。

目標像

- 市民や地域が主体的に考え行動し、活気ある市民活動や地域活動が展開されています。
- 行政が市政に関する情報を分かりやすく発信し、市民と行政の情報共有が図られています。
- 男女が性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮しています。

◆ 成果指標

指標名及び説明	基準値	目標値(H31)	目標値(H39)
本市に愛着や親しみを感じている市民の割合 (市民が郷土愛を抱くようなまちづくりが行われているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	77.8% (H27)	78%	80%
まちづくりに関心がある市民の割合 (市民が関心を持てるようなまちづくりが行われているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	73.0% (H27)	75%	80%
地域で主体的に活動している市民の割合 (市民が主役となってまちづくりが進められているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	13.5% (H27)	17%	25%
ワーク・ライフ・バランス*を実現できていると思う市民の割合 (男女が能力を発揮し、活躍できているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	17.3% (H27)	25%	28%

[成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方]

- 本市に愛着や親しみを感じている市民の割合
 - ・これまで約8割の高い水準で推移しており、その水準を維持することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- まちづくりに関心がある市民の割合
 - ・市民の約7割がまちづくりに関心を持っており、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- 地域で主体的に活動している市民の割合
 - ・地域での行事や活動に主催者や企画者として参加している市民が2割に満たないことから、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う市民の割合
 - ・ワーク・ライフ・バランスが実現できていると思う市民が2割に満たないことから、その割合が増加することを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

◆ 現状と課題

少子高齢化・人口減少が進行し、核家族や単身高齢者世帯が増加する中、地域住民のつながりの希薄化が進み、市民ニーズや地域が抱える課題が多様化、複雑化しています。

また、町内会加入率の低下に見られるように、地域への帰属意識や支え合いの機能の低下、さらには、地域における担い手の高齢化やリーダー不足など、地域コミュニティに対する懸念が広がっています。

一方、ボランティア団体やNPO法人などによる市民活動が広まりつつあることから、こうした団体や組織の主体的なあるいは行政との協働による取組を推進し、公共的課題の解決を図っていく必要があります。

そのためには、市民が必要とする情報を分かりやすく伝えるとともに、市民ニーズを的確に把握し、市民と行政との情報共有や相互の理解を深めていくことが重要となります。

また、個人のライフスタイルに合わせて、仕事や家庭生活、地域活動などを充実させることのできる社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

◆ 施策1 市民主体のまちづくりの推進

市民が主体的にあるいは行政との協働による課題解決を促進するため、ボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体が、その特徴を生かしながら公共的役割を担える環境づくりを進めます。

また、市民と行政の互いの理解や信頼を深めるため、市役所の広報力を強化し市民が必要な情報を分かりやすく提供するとともに、市民の視点に立った多様な市民参加を推進し、市民ニーズの的確な把握と協働のまちづくりを推進します。

◆ 施策2 地域主体のまちづくりの推進 重点

地域の特色を生かした地域住民による主体的な活動や地域の包括的な課題解決を促進するため、自治意識の醸成につながる各種研修等を実施するなど、総合的な支援システムを構築し、住民自治組織の機能強化を図ります。

また、地域活動の活性化や地域の連帯感の向上を図るため、人や情報が集まる地域活動拠点の整備や機能の充実を図ります。

◆ 施策3 男女共同参画社会の形成

男女が性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を生かし、やりがいや充実感を得ながら、職場や家庭、地域などにおいて、ライフステージに応じた多様な生き方が実現・選択できる社会を構築するため、女性の活躍や男性の家庭参画、男女のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進等、課題解決に向けた取組を進めます。



基本目標5 互いに支え合い、共に築くまちを目指します

基本政策13 機能的で信頼される市役所づくり

市政課題の多様化や様々な危機にも迅速かつ的確に対応できる人材を育成するとともに、効率的でより機能性を発揮する組織体制づくりを進めます。

また、市民に信頼される公平・公正な市政を推進し、限られた行政資源の最適な配分と協働の視点による効率化とサービスの質の充実を図り、将来の世代に責任の持てる行財政運営に努めます。

目標像

- 市役所や市職員が力を発揮し、まちづくりの担い手として信頼されています。
- 次の世代のまちづくりを支える健全な財政が受け継がれています。

◆ 成果指標

指標名及び説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
市役所に対して良い印象を持っている市民の割合 (市民と市役所の信頼関係が構築されているかを市民の意識で計ります) [旭川市民アンケート調査]	39.2% (H27)	43%	50%
実質公債費比率* (市の借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる経費の大きさで、計画的な財政運営が行われているかを計ります)	7.0% (H26)	6.6%	5.8%
将来負担比率* (将来財政を圧迫する可能性の度合いの大きさで、将来の世代に過度に負担を先送りしない財政運営が行われているかを計ります)	90.3% (H26)	86.0%	78.0%

[成果指標の目標値設定の考え方及び指標の取り方]

- 市役所に対して良い印象を持っている市民の割合
 - ・市民の約4割が市役所に対して良い印象を持っていますが、市民の半数が以前と比較して良くなったと思うことを目標とします。
 - ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。
- 実質公債費比率
 - ・健全な財政運営を進めることにより、基準値より減少することを目標とします。
- 将来負担比率
 - ・健全な財政運営を進めることにより、基準値より減少することを目標とします。

◆ 現状と課題

地方分権が進展し、自主自律のまちづくりが求められる中、多様化、複雑化する地域課題や住民ニーズに対応するため、市民、事業者、NPOなど様々な主体と行政との協働を促進するとともに、市民の期待と信頼に応える市役所づくりが重要となっています。

また、自然災害をはじめ、新型インフルエンザ等の流行や食の安全性を揺るがす問題など、市民の生命や財産を脅かす様々な危機が発生しており、これらのリスクを最小限に抑え、緊急時に迅速かつ的確に対処する体制の強化が求められています。

一方、少子高齢・人口減少社会の進行に伴い、市税収入の減少も想定されるとともに、地方税財政制度の先行きも不透明な状況にあります。

このため、不断の行財政改革を推進し、社会保障関係経費をはじめ、老朽化が進む社会資本の保全費用の増大など、将来の財政需要に対応できる健全な財政運営を進めていく必要があります。

◆ 施策1 信頼に応える市政の推進

職員研修をはじめ、成果を重視する人事評価制度の充実などを通じ、職員一人一人の使命感と能力を高めるとともに、社会情勢等の変化に的確に対応できる組織を構築し、新たな課題に果敢に挑戦する組織風土を醸成します。

また、災害、事故その他の危機に備えた意識や対応力を高め、国や北海道、関係機関との連携の下、危機管理体制の強化を図ります。

一方で、法令を遵守し、適正な事務を執行することはもとより、安全・安心な新庁舎整備に向けた取組を進めながら、市民が分かりやすく利用しやすい窓口サービスの提供や地域のまちづくり活動を支援する支所機能の強化を図ります。

さらに、個人情報保護等を徹底しながら、情報公開制度の適正な運用をはじめ、情報通信技術(ICT)*の活用により事務効率の改善や利便性の向上を図るほか、オープンデータ*の取組を推進するなど市民との協働の視点に立った情報の共有を進めます。

◆ 施策2 効率的で効果的な行財政運営の推進

自助、互助、公助による補完性の原理の下、市民との協働や民間活力の導入を進めます。

また、最少の経費で最大の効果を発揮するよう絶えず事務事業を見直し、行政資源の「選択と集中」による効果的かつ効率的な活用を図りながら、総合計画を着実に推進します。

さらに、市税をはじめとする負担の公平性の確保、未利用保有財産の計画的な売却促進などにより、自主財源の安定確保に取り組みとともに、市有建築物や道路等の社会資本の適切な保全、運用を進め、財政規律を踏まえながら、公営企業等も含めた健全な財政基盤の構築に努めます。



6 都市づくりの基本方針

本市では、市民生活の向上や地域経済の活性化を図るため、時代に即した都市計画の下、住宅や学校、公園、産業基盤の整備をはじめ、航空路線や鉄道網、道路網など交通体系の充実、自然環境の保全を進めてきており、都市機能は一定の水準に達しています。

こうした中、「都市づくりの基本方針」は、基本構想の5つの基本目標、13の基本政策を都市構造の視点から横断的に捉えた「都市構造の方向性」に基づく取組を推進するための基本となる考え方を示しています。

「造る」から「保全・活用」への転換

少子高齢化・人口減少や社会資本の老朽化が進む中、将来世代へ健全な資産として引き継ぐため、50年、100年先の都市の在り方を見据え、「造る」から「保全・活用」への転換を図ります。

「コンパクト化」と「ネットワーク化」の推進

恒常的な賑わい^{にぎ}や利便性向上につながる都市機能の最適化を促すため、地域それぞれの役割や機能を市民と行政が共に考えながら、「歩いて暮らせる生活範囲」を基本的なスケールとし、まとまりのある居住エリアの形成や都市機能の集積など「コンパクト化」への取組と、それと連携した交通体系の機能充実など「ネットワーク化」への取組を進めます。

経済活動の活性化につながる基盤づくり

経済活動の活性化につながる土地利用の推進を図るとともに、周辺自治体を持つ多様な魅力の活用と連携を図り、人や物、情報などの対流を圏域から世界に広げ、北北海道全体の国内外での競争力を高めます。

安全で豊かなライフスタイル実現への取組

防災・減災機能の強化や自然環境の保全・再生・活用を進めるなど、安全・安心を確保しながら、利便性の高い都会的な暮らしから、四季を色濃く体感できる田舎暮らしに至るまで、多様なライフスタイルを選択できる魅力的な環境を整えます。

また、基本方針の効果的な展開を図るため、土地利用や交通体系、社会資本、環境、防災などの分野を「健全性」、「快適性」、「生産性」、「拠点性」、「環境性」、「安全性」の6つの領域から見た具体的な方針に取り組みます。

(1) 健全性の確保

将来世代に過度な負担を残さないため、都市の健全性の確保に取り組みます。

【現状と課題】

- ・ 少子高齢・人口減少社会の進行と厳しい財政状況
- ・ 社会資本の老朽化

【方 策】

- まとまりのある居住エリアの形成や都市機能の集積など、計画的な都市の効率化、コンパクト化の推進
- 統廃合、利活用、民間との連携など保有する社会資本の適切な運用

(2) 快適性の充実

子育て世代や高齢者、障害者など誰もが暮らしやすい社会を実現するため、都市の快適性の充実に取り組みます。

【現状と課題】

- ・ 中心市街地などにおける居住地や商業地の土地利用率の低下
- ・ 公共交通機関の利用の低下や公共交通空白地域への対応

【方 策】

- 文化や歴史、地形など地域の特性が反映された個性豊かで多様な空間の充実
- 自転車など他の移動手段と連携した誰もが使いやすい公共交通ネットワークの充実による各地域間のアクセス性の向上
- 都市や交通のバリアフリー化のほか、効率的な除排雪体制の確保
- 中心市街地や観光地のWi-Fi*普及、農村地域のブロードバンド*整備など情報ネットワークの充実

(3) 生産性の向上

安定した市民生活の確保のため、産業活動の活性化^{にぎ}や賑わい創出につながる都市の生産性の向上に取り組みます。

【現状と課題】

- ・ 中心市街地における居住地や商業地の土地利用率の低下と回遊性の確保
- ・ 郊外型大型店の進出や後継者不足等による商店街の衰退
- ・ 高齢化や担い手不足による農地の荒廃化

【方 策】

- 商業、医療、福祉など都市機能と連携した中心市街地の居住空間の創出
- 地域コミュニティの場として親しみやすい商店街の形成や観光地の魅力向上
- 地場産業の活性化や企業誘致を見据えた産業基盤の整備
- 優良農地の維持・保全と連担性の確保



都市づくりの基本方針の考え方

- 「造る」から「保全・活用」への転換
- 「コンパクト化」と「ネットワーク化」の推進
- 経済活動の活性化につながる基盤づくり
- 安全で豊かなライフスタイル実現への取組



5 環境性

- ・ 森林や河川、公園等の保全、森林資源の有効活用
- ・ スマートコミュニティ実現への取組推進

6 安全性

- ・ 官民連携による耐震性の確保、災害時のバックアップ機能の強化
- ・ 建築物の耐震化、アスベスト対策、適正な維持保全の推進
- ・ 適正に管理されていない空き家対策の推進

3 生産性

- ・ 都市機能と連携した中心市街地の居住空間の創出
- ・ 親しみやすい商店街の形成や観光地の魅力向上
- ・ 産業基盤の整備
- ・ 優良農地の維持・保全と連担性の確保

4 拠点性

- ・ 空港機能の充実と公共交通の乗換えの円滑化
- ・ 本市と圏域自治体の多様な魅力の連携強化

1 健全性

- ・ 計画的な都市の効率化やコンパクト化の推進
- ・ 保有する社会資本の適切な運用

2 快適性

- ・ 個性豊かで多様な空間の充実
- ・ 公共交通ネットワークの充実
- ・ 都市や交通のバリアフリー化、効率的な除排雪体制の確保
- ・ 情報ネットワークの充実

(4) 拠点性の強化

国内外における北北海道の競争力を高めるため、都市の拠点性の強化に取り組みます。

【現状と課題】

- ・ 国際線定期便増加による国際線ターミナルの狭隘化と観光ニーズの変化
- ・ 空港と鉄道、都市間バスなど広域交通間の連携

【方策】

- 空港機能の充実と空路、鉄道、バス交通など、公共交通の乗換えの円滑化
- 本市の持つ都市機能と自然や農業など圏域自治体の持つ多様な魅力の連携強化

(5) 環境性の確保

四季折々の自然をいつも身近に感じることができる本市の魅力を継承するため、都市の環境性の確保に取り組みます。

【現状と課題】

- ・ 外来種の生息範囲の拡大や森林の荒廃など、生物多様性の損失の進行
- ・ 地域の資源や特性を生かしたエネルギー供給の確保

【方策】

- 森林や河川、公園等の保全のほか、森林資源の有効活用
- 生活の質を高め、環境負荷低減を図るスマートコミュニティ実現への取組推進

(6) 安全性の強化

安全・安心な市民の暮らしを守るため、都市の安全性の強化に取り組みます。

【現状と課題】

- ・ 暴風雪や豪雪時における災害など、積雪寒冷地のリスク
- ・ 河川の氾濫のほか、都市部における内水氾濫など水害のリスク
- ・ 適正に管理されていない空き家の増加や耐震化が進まない建築物への対策

【方策】

- 国や道、他自治体のほか、電気、ガス、通信、交通などの民間事業者と連携した社会資本の耐震性の確保や災害時のバックアップ機能の強化
- 建築物の耐震化やアスベスト対策、適正な維持保全の推進
- 除却や修繕、利活用など、適正に管理されていない空き家対策の推進

4 総合計画の推進について





1 PDCAサイクルについて

第8次旭川市総合計画では、目標の達成に向けて最適な手段である取組や事業を選択するため、施策・事業の計画を立て、実行し、その結果を評価することにより、次年度に向けて改善を図るPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

PDCAサイクルとは、計画(Plan：プラン)、実行(Do：ドゥ)、評価(Check：チェック)、改善(Action：アクション)を継続的に行うことで、最適な手段となる取組や事業の実行を目指すマネジメントの手法です。

計画の効果的な推進が図られているかを評価・検証し、取組や事業の選択や再構築に生かしていきます。



4年間のPDCAサイクルイメージ



2 推進計画について

推進計画では、基本計画の施策に基づき、具体的な方向を示す「展開施策(事業群)」を位置付け、それを構成する取組や事業をまとめています。

期間は、基本計画の見直しに合わせて、平成28年度(2016年度)から平成31年度(2019年度)までの4年を第1期、以降平成32年度(2020年度)から平成35年度(2023年度)までを第2期、平成36年度(2024年度)から平成39年度(2027年度)までを第3期とし、展開施策を構成する取組や事業については、毎年度、財政状況や事業成果などを踏まえて見直しを行います。

また、推進計画では、展開施策ごとに評価指標を設定し、各種の事業が目標の達成に貢献しているどうかを計るとともに、その進捗状況を客観的に計る目安・尺度として活用します。

推進計画に位置付ける取組や事業の実施によって、評価指標を押し上げ、それらが上位の成果指標の目標値達成につながっていきます。

5 資料編

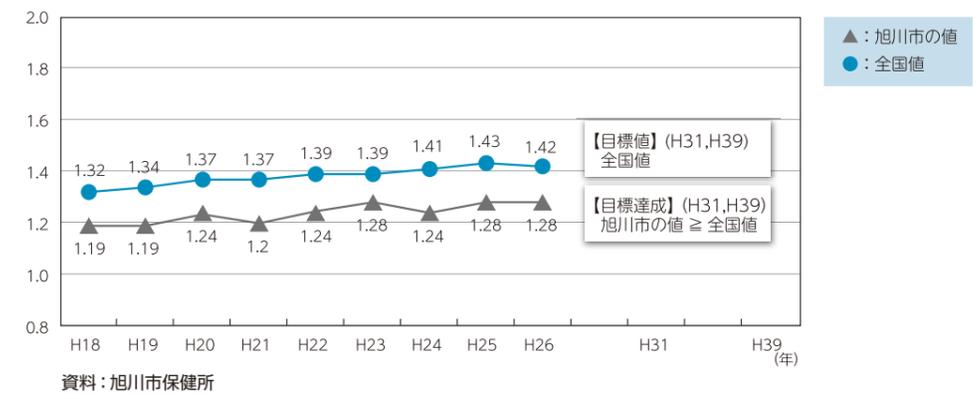




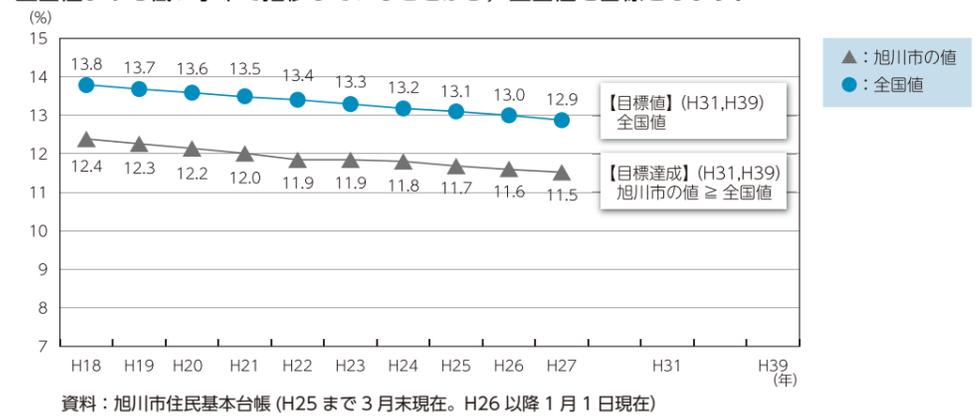
1 成果指標一覧

基本政策 1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり

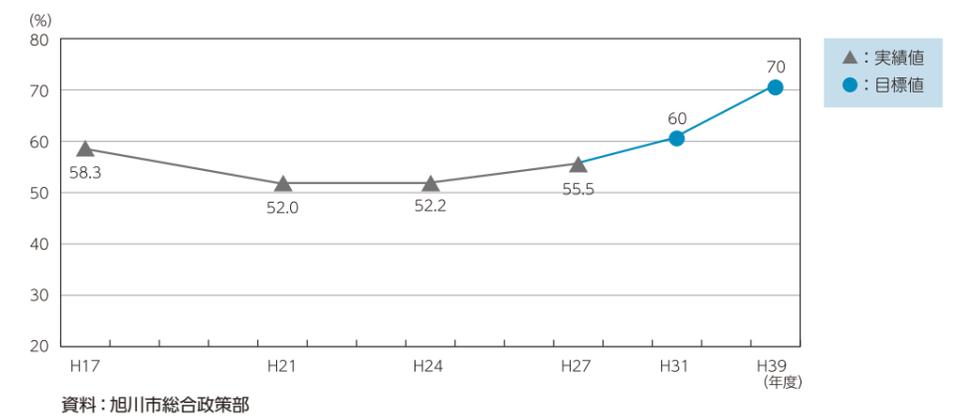
- 合計特殊出生率
全国値よりも低い水準で推移していることから、全国値を目標とします。
市の値は住民基本台帳人口と人口動態統計出生数から算出し、全国値は人口動態統計としています。



- 年少人口割合
全国値よりも低い水準で推移していることから、全国値を目標とします。



- 子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合
市民の過半数が子どもたちが健やかに育っていると感じており、その割合が増加することを目標とします。
市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

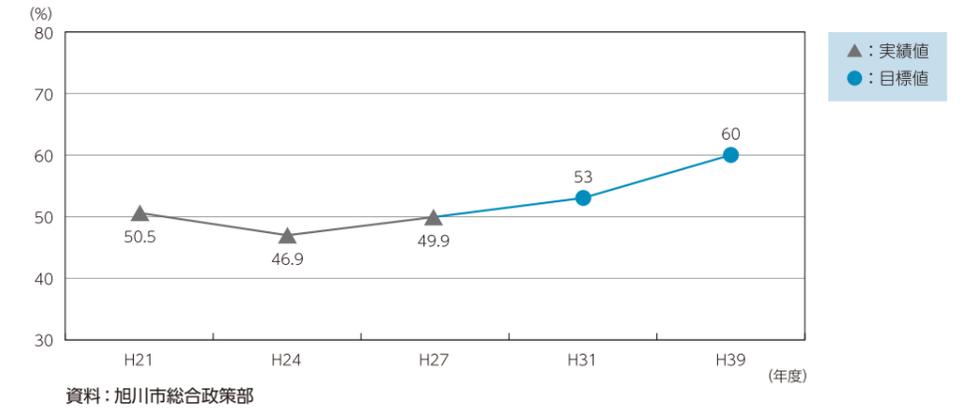


基本政策 2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進

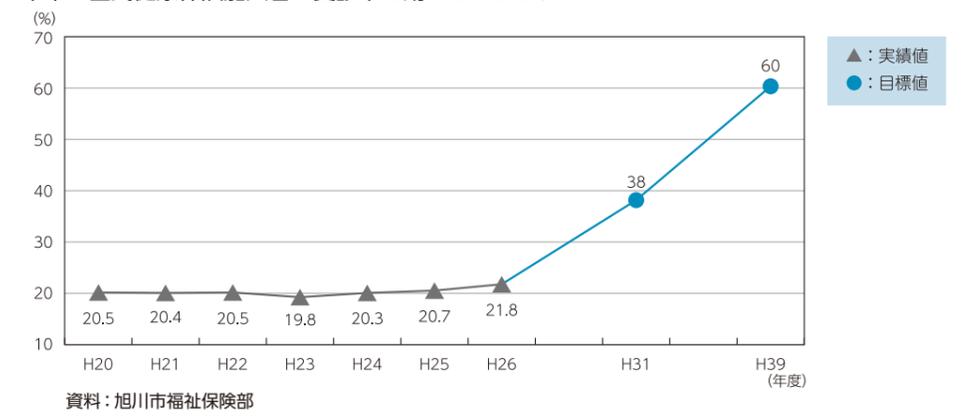
- 健康寿命
平均寿命と健康寿命の差を短縮することを目標とします。
厚生労働科学研究班が示す「健康寿命の算定方法の指針」で定める算定方法を用いています。



- ふだんから健康のために何か取り組んでいる市民の割合
市民の約半数がふだんから健康のために何か取り組んでおり、その割合が増加することを目標とします。
市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。



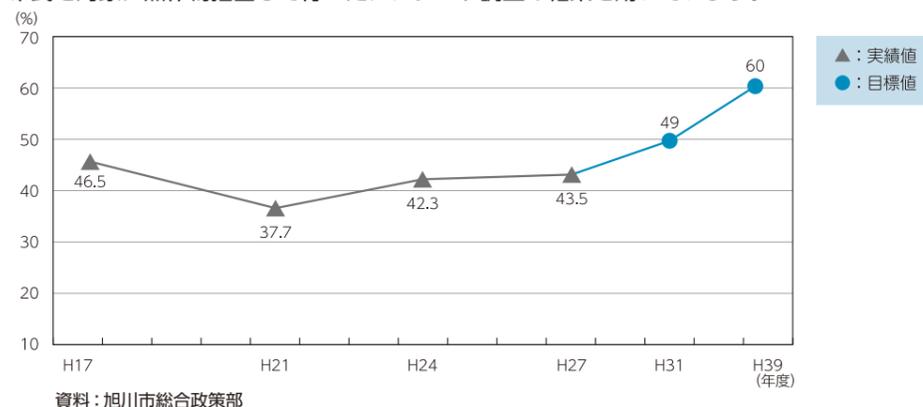
- 特定健診受診率
厚生労働省が示す市町村国民健康保険の目標値である60%を目標とします。
本市の国民健康保険加入者の受診率を用いています。



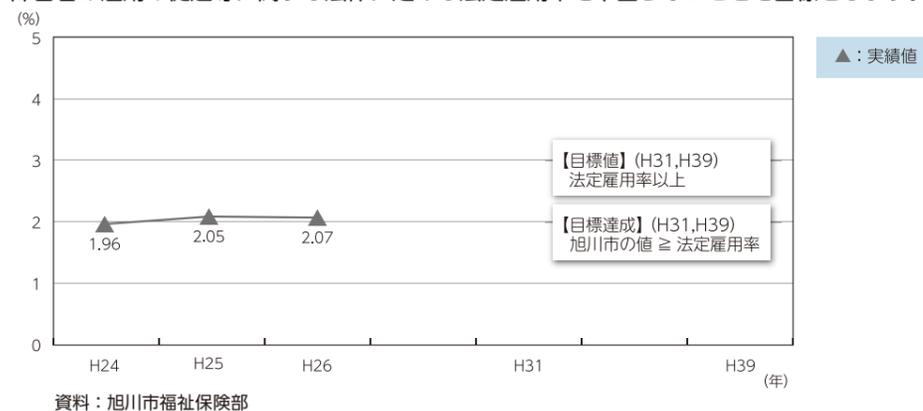


基本政策 3 互いに支え合う福祉の推進

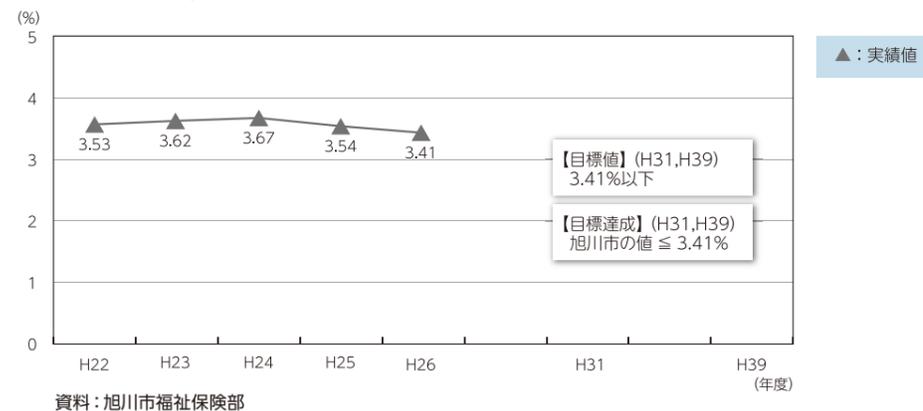
- 互いに助け合いながら暮らしていると感じている市民の割合
市民の半数近くが互いに助け合いながら暮らしていると感じており、その割合が増加することを目標とします。
市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。



- 障害者の雇用率
障害者の雇用の促進等に関する法律に定める法定雇用率を下回らないことを目標とします。

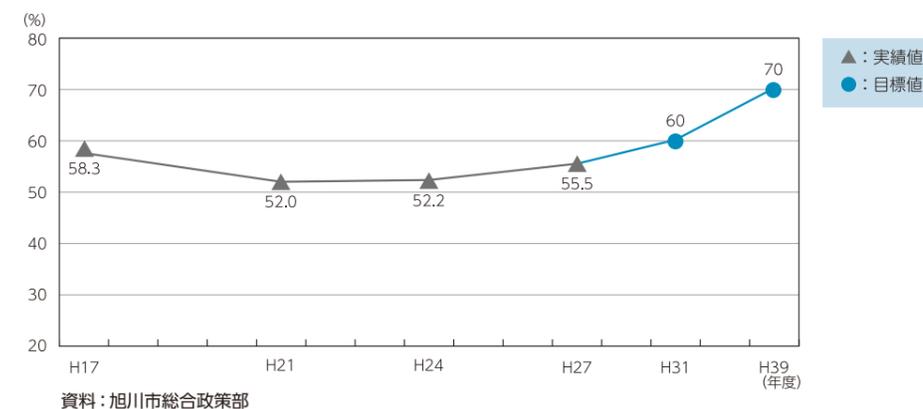


- 前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている高齢者の割合
介護予防等により、要介護1以上の高齢者の割合が基準値以下となっていることを目標とします。

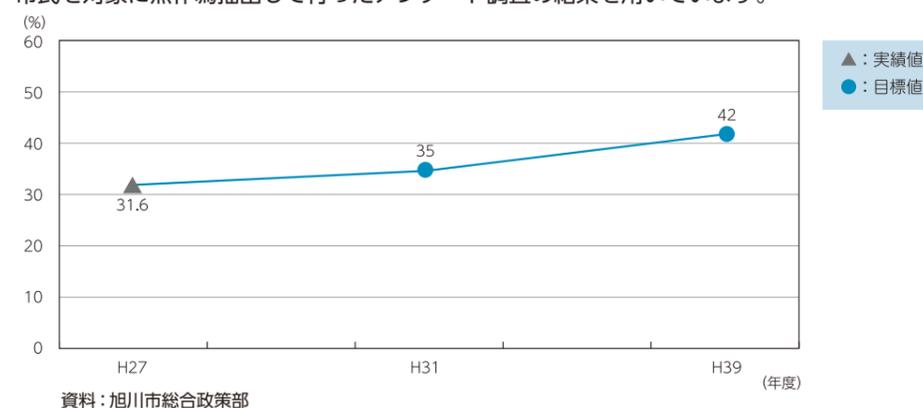


基本政策 4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進

- 子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合(再掲)
市民の過半数が子どもたちが健やかに育っていると感じており、その割合が増加することを目標とします。
市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。



- 子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合
子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民が約3割と少ないことから、その割合が増加することを目標とします。
市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。



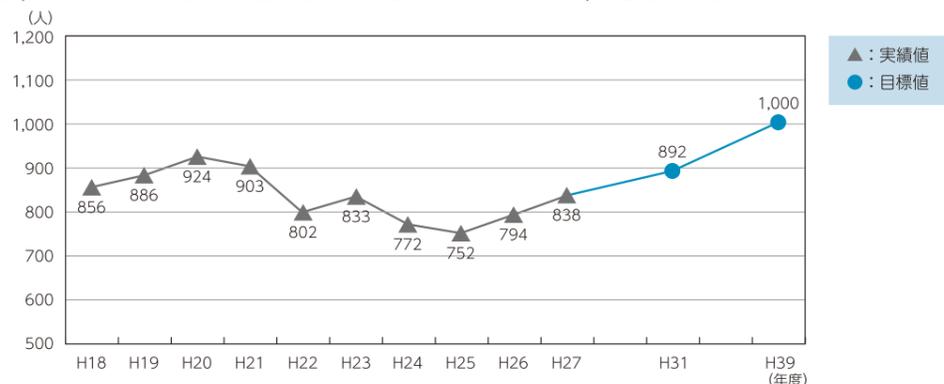


基本政策5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり

● 学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数

学んだ成果を地域に還元している人がまだ少ないことから、生涯学習ボランティア数を基準値より増加することを目標とします。

生涯学習ボランティア数は、社会教育部登録のボランティア(彫刻美術館, 図書館, 科学館, 博物館等でボランティア登録し活動している人)人数と、生涯学習情報提供システム登録者数のうちボランティア可能者(謝礼なしでの講師派遣を承諾している無償ボランティア)数としています。

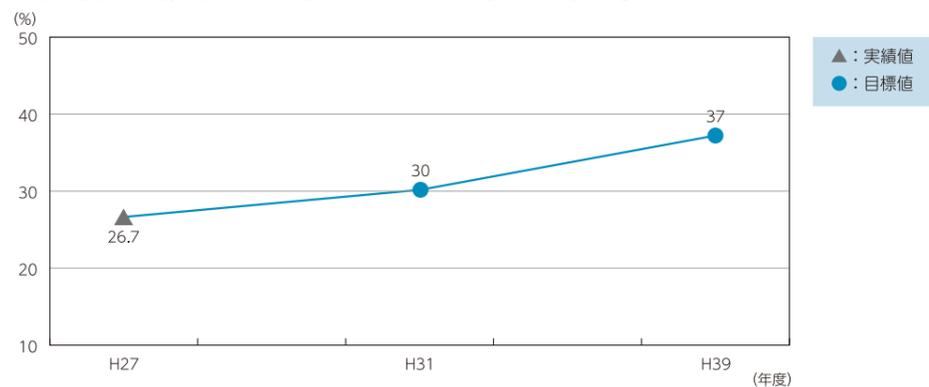


資料：旭川市教育委員会

● 趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民の割合

趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民が3割に満たないことから、その割合が増加することを目標とします。

市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

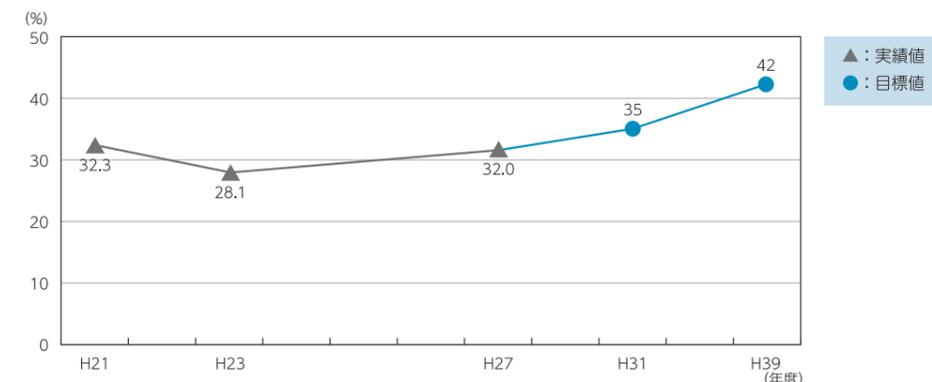


資料：旭川市総合政策部

● 文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合

文化芸術活動が盛んなまちだと思う市民が約3割と少ないことから、その割合が増加することを目標とします。

市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。



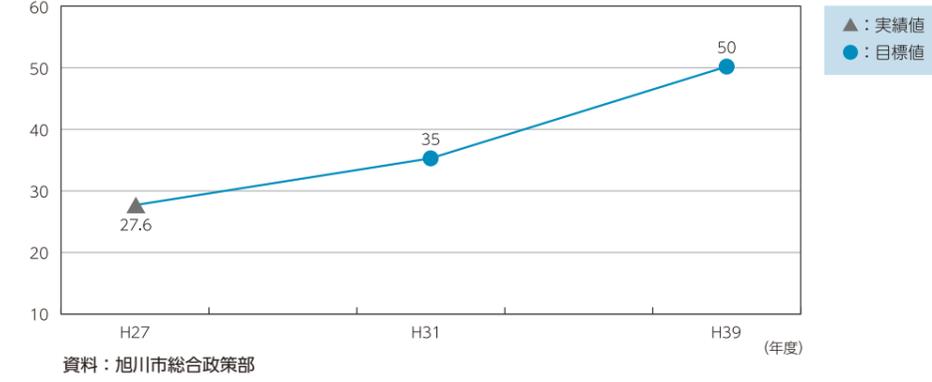
資料：旭川市総合政策部, 旭川市教育委員会

● スポーツ実施率

週1回以上スポーツを行った成人が3割に満たないことから、その割合が増加することを目標とします。

スポーツ実施率は、成人が週1回以上スポーツを実施している割合としています。

市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。



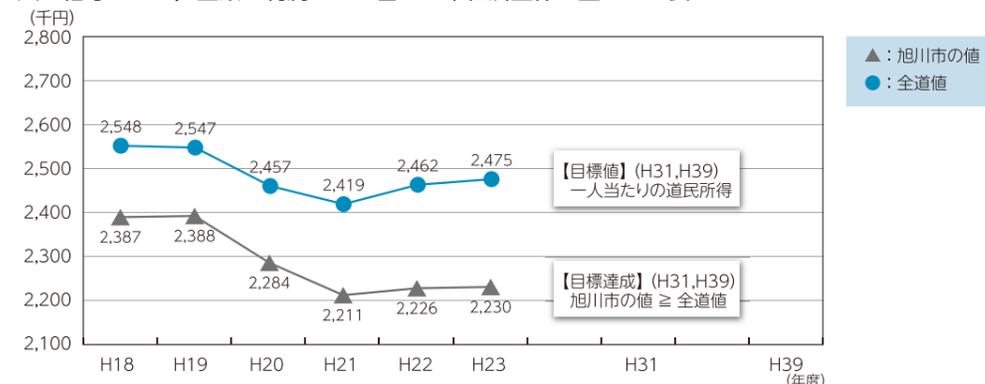
資料：旭川市総合政策部



基本政策 6 魅力と活力のある産業の展開

● 一人当たりの市民所得

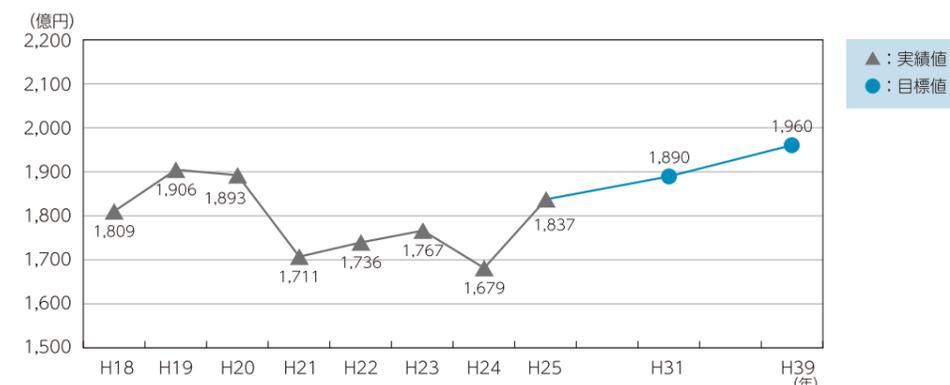
道民所得より低い水準で推移していることから、一人当たりの道民所得を目標とします。
市の値は市民経済計算の数値、北海道の値は道民経済計算の数値としています。
一人当たりの市民所得とは、市内の経済活動により新たに生み出した価値を人口で割ったものであり、個人の給与のほか、企業の利潤なども含めた市経済全体の豊かさを表すものです。



資料：旭川市総務部
※ H23 市民経済計算推計結果における基礎資料の改訂等により、過去の数値を遡及改訂しています。

● 製造品出荷額等

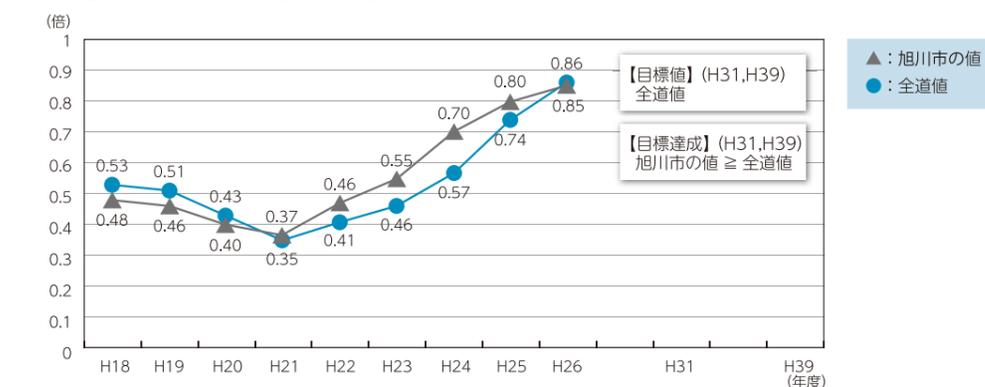
工業統計調査開始後、最も高い数値を示した平成6年当時の生産年齢人口一人当たりの製造品出荷額等の水準(生産性の確保)に平成39年の推計生産年齢人口を乗じて得た数値を目標とします。



資料：旭川市総務部

● 有効求人倍率

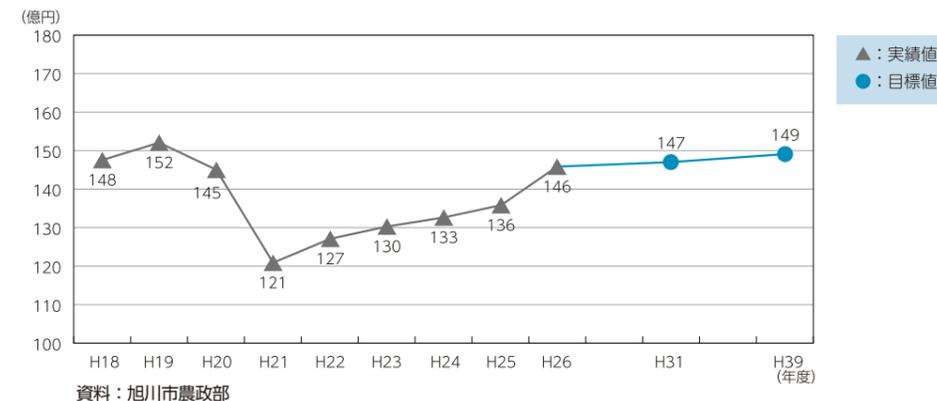
全道値と同程度かそれ以上の水準で推移しており、全道値の水準を維持することを目標とします。旭川公共職業安定所管内の数値を用いています。



資料：旭川市経済観光部

● 農業生産額

農業の生産性が高まり、基準値より増加することを目標とします。

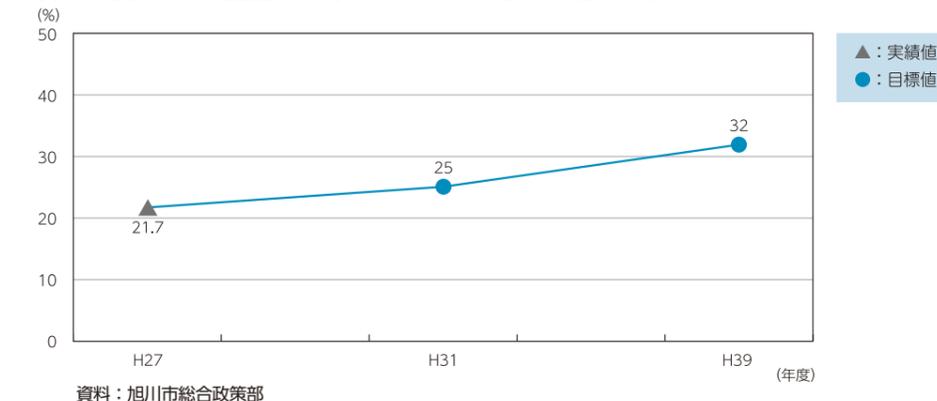


資料：旭川市農政部

基本政策 7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出

● 旭川市は活気と賑わいのあるまちだと思う市民の割合

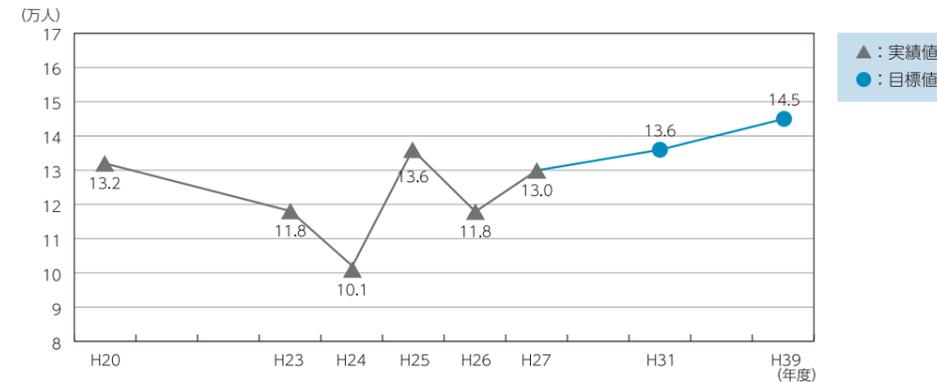
まちに賑わいや活気があると思う市民が約2割と少ないことから、その割合が増加することを目標とします。市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。



資料：旭川市総合政策部

● 中心部の歩行者数

中心市街地活性化の取組を進めることにより、14.5万人となることを目標とします。中心市街地活性化協議会による旭川平和通買物公園通行量調査(平日・休日)の平均値の数値としています。



資料：旭川市総合政策部

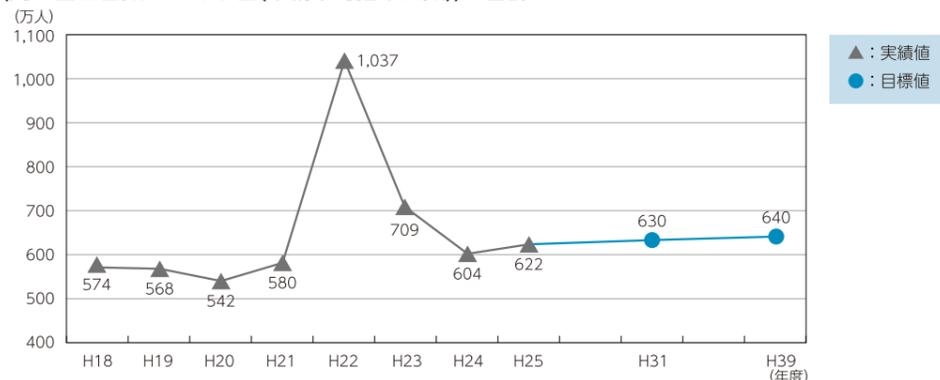
※ H26 までは、平和通買物公園宮下通から9条通までの間の11か所において調査した数値としています。
H27 からは、旭川駅北広場と平和通買物公園宮下通から9条通までの間の12か所において調査した数値としています。



● 高速交通利用者数

国内外から本市を訪れる人が増えることにより、まちの賑わいや活力が高まることから、本市への人の流入が640万人となることを目標とします。

高速交通利用者数は、JR旭川駅の降客数及び旭川空港の降客数と、旭川鷹栖、旭川北両IC出口利用者数(両IC出口台数×2.5人/台(車輛平均搭乗人数))の合計としています。

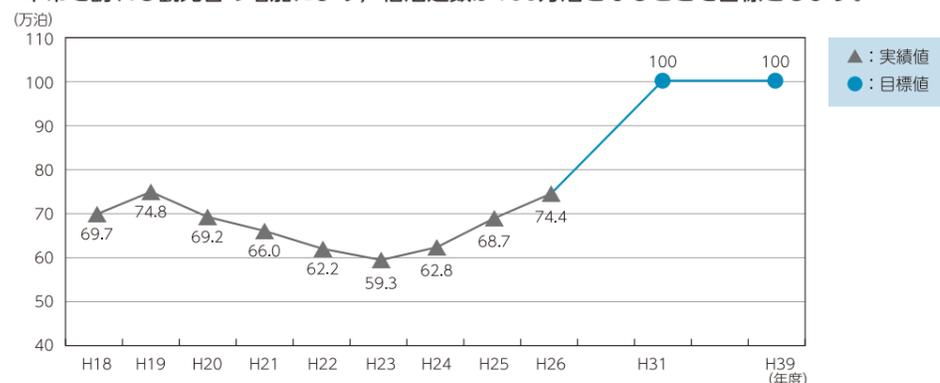


資料：旭川市統計書

※ H22、23は、高速道路無料化社会実験(土別剣淵～岩見沢IC間)の実施に伴い、高速道路利用者が増加したことによる。
※ 基準値算式～JR旭川駅降客数 107.6万人+旭川空港降客数 55.7万人+高速IC出口利用者 459.0万人

● 観光客宿泊延数

本市を訪れる観光客の増加により、宿泊延数が100万泊となることを目標とします。



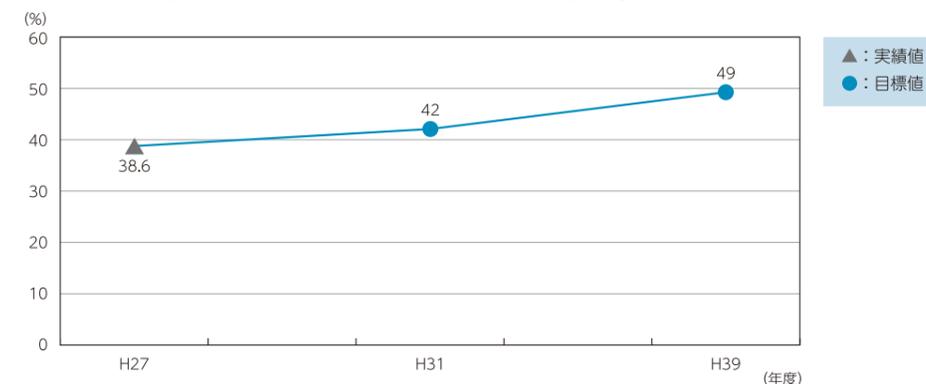
資料：旭川市経済観光部

基本政策 8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築

● 快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合

市民の約4割が身近な生活環境を快適に生活できる環境であると感じており、その割合が増加することを目標とします。

市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

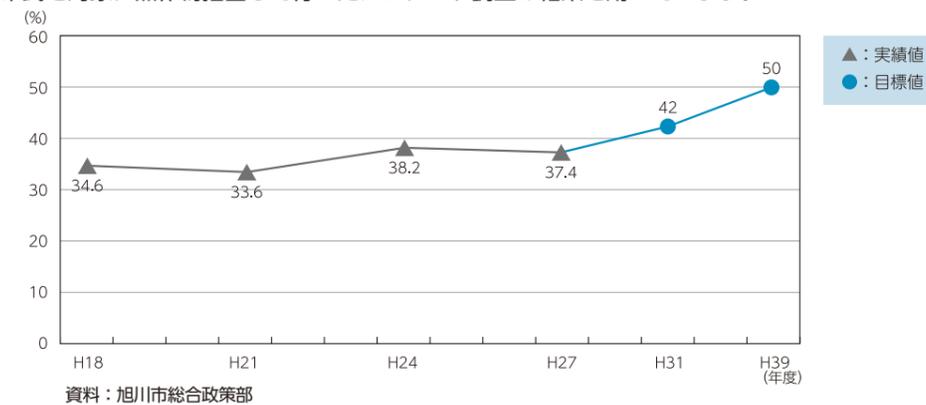


資料：旭川市総合政策部

● 心地良い景観だと感じている市民の割合

市民の約4割が都市の景観が保たれていると感じており、その割合が増加することを目標とします。

市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

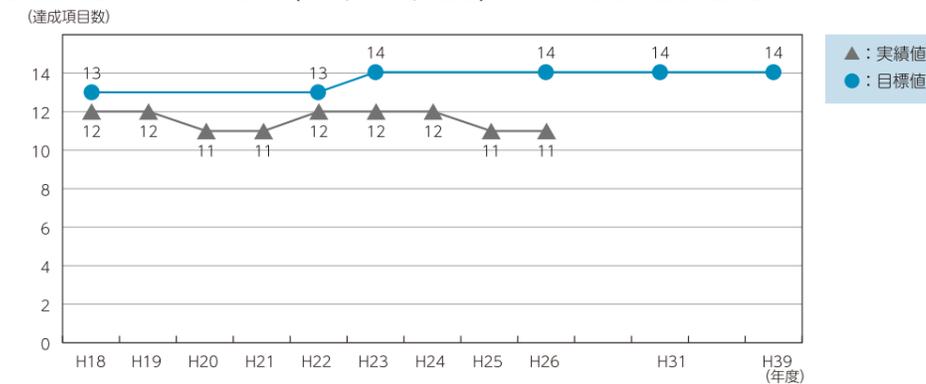


資料：旭川市総合政策部

● 環境基準達成度

大気、水質、騒音に関する合計14項目の環境基準の全てが適合することを目標とします。

環境基本法において「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められている環境基準(大気、水質、騒音)14項目のうち適合した数としています。



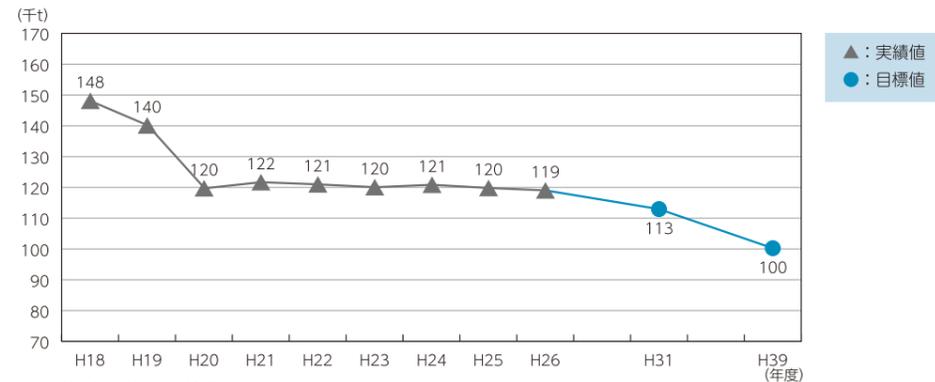
資料：旭川市環境部



基本政策 9 環境負荷の低減と自然との共生の確保

● ごみ総排出量

ごみの減量化や資源化の取組を進めることにより、家庭ごみ、事業系ごみを含む総排出量が10万tまで減少することを目標とします。

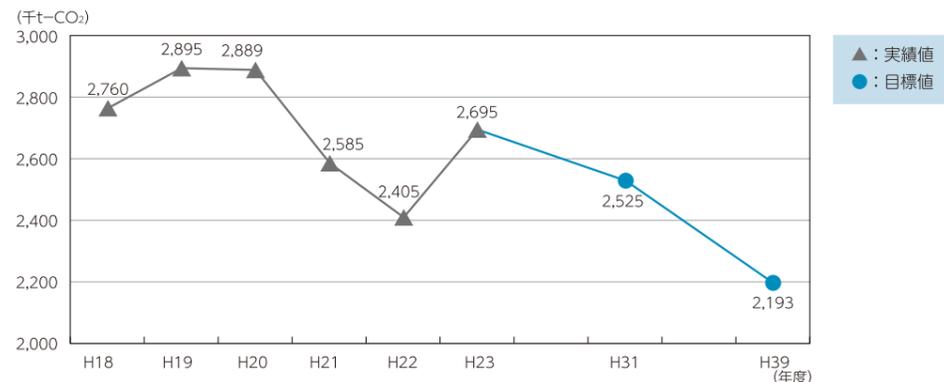


資料：旭川市環境部
※旭川市ごみ処理基本計画において、10万tを目標としています。

● 温室効果ガス排出量

様々な社会経済活動に起因する二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を、2005(H17)年度比で25%削減することを目標とします。

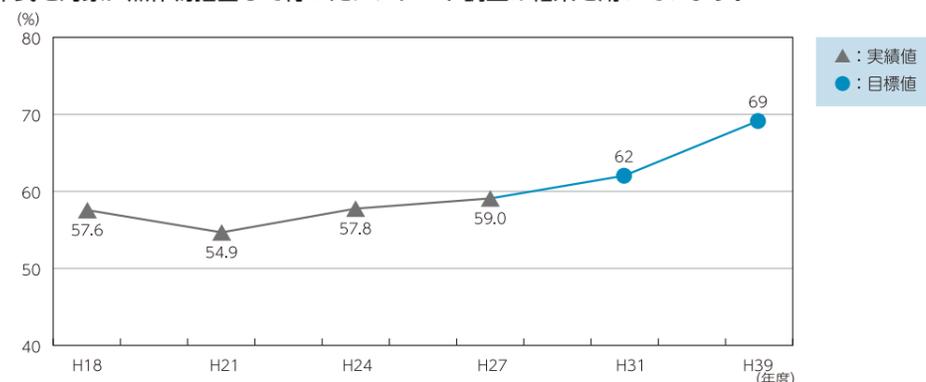
旭川市地球温暖化対策実行計画で定める算定方法を用いています。



資料：旭川市環境部
※旭川市地球温暖化対策実行計画において、2,193千t-CO₂を目標としています。

● 緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合

市民の約6割が緑などの自然環境が良いと感じており、その割合が増加することを目標とします。市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

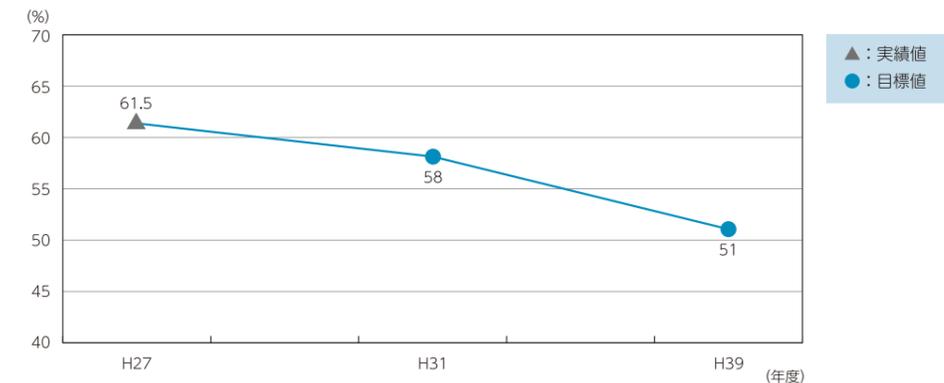


資料：旭川市総合政策部

基本政策 10 安心につながる安全な社会の形成

● 災害や犯罪などに対して不安を感じている市民の割合

市民の約6割が災害や犯罪などに対して不安を感じていることから、その割合が減少することを目標とします。市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。

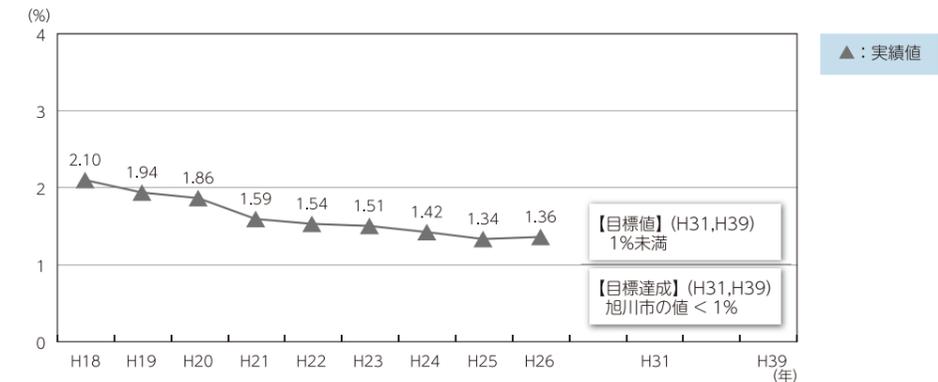


資料：旭川市総合政策部

● 市民の人的災害り災率

人為的な災害に遭うこと(り災)が1%未満となることを目標とします。

10月1日現在の住民基本台帳人口に対する、交通事故発生件数、出火件数、事故救急出動件数、犯罪発生件数の割合としています。



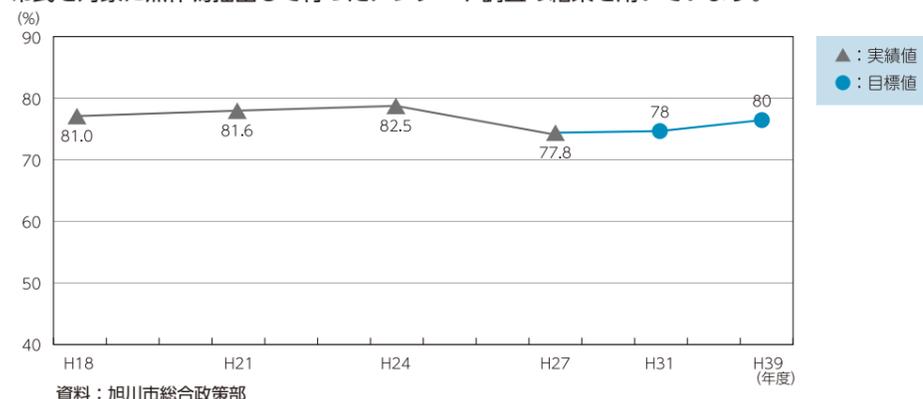
資料：旭川市防災安全部
※基準値算式～(交通事故発生件数 813 件+出火件数 65 件+事故救急出動件数 1,133 件+犯罪発生件数 2,731 件) / 住民基本台帳人口 347,450 人 × 100%



基本政策 11 市民、地域、行政が結び付き、心が通い合う環境づくり

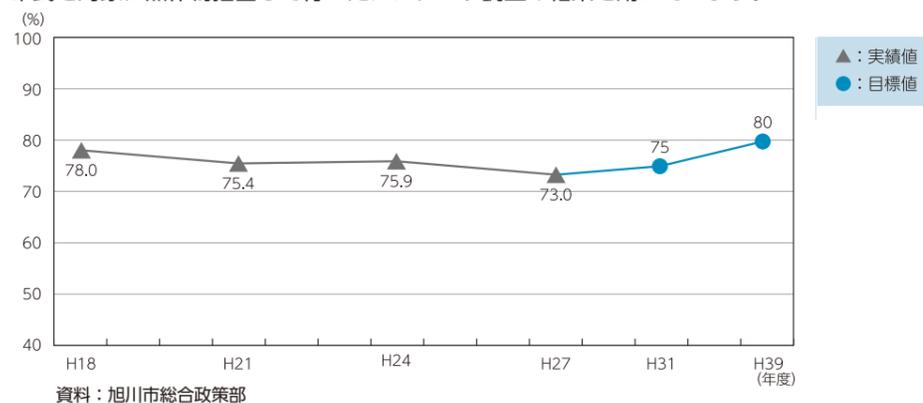
● 本市に愛着や親しみを感じている市民の割合

これまで約8割の高い水準で推移しており、その水準を維持することを目標とします。市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。



● まちづくりに関心がある市民の割合

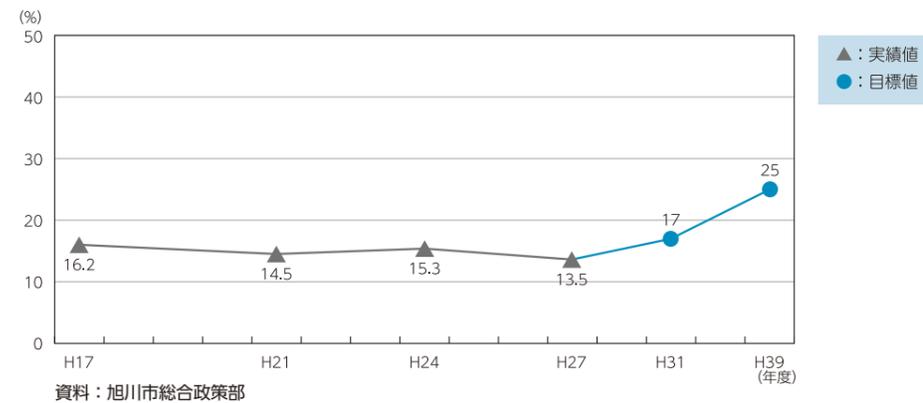
市民の約7割がまちづくりに関心を持っており、その割合が増加することを目標とします。市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。



● 地域で主体的に活動している市民の割合

地域での行事や活動に主催者や企画者として参加している市民が2割に満たないことから、その割合が増加することを目標とします。

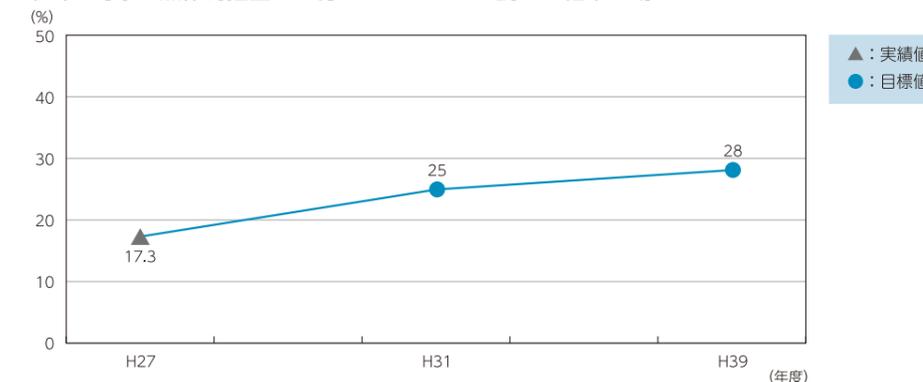
市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。



● ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う市民の割合

ワーク・ライフ・バランスが実現できていると思う市民が2割に満たないことから、その割合が増加することを目標とします。

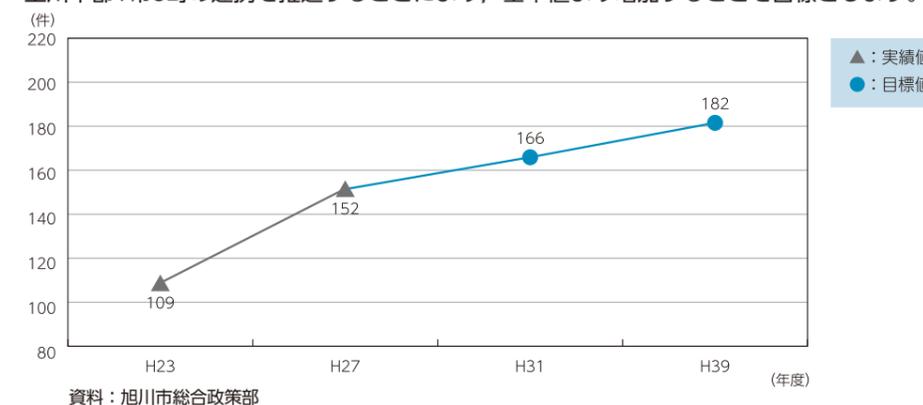
市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。



基本政策 12 広域連携によるまちづくり

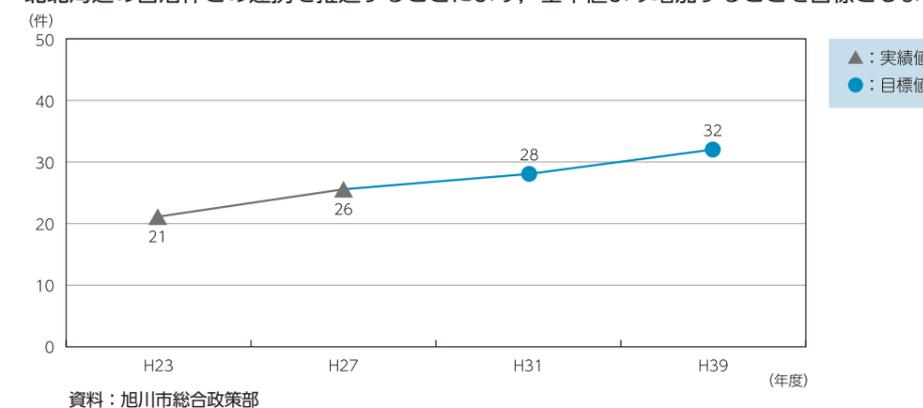
● 上川中部定住自立圏形成協定に基づく取組数

上川中部1市8町の連携を推進することにより、基準値より増加することを目標とします。



● 北北海道の自治体との連携による取組数

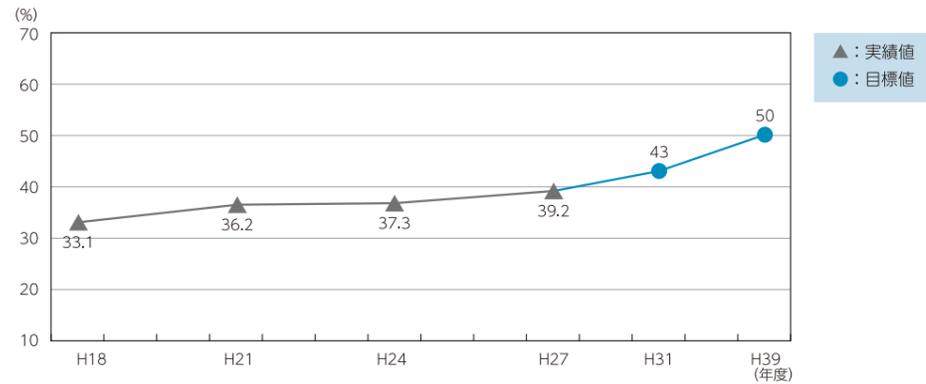
北北海道の自治体との連携を推進することにより、基準値より増加することを目標とします。





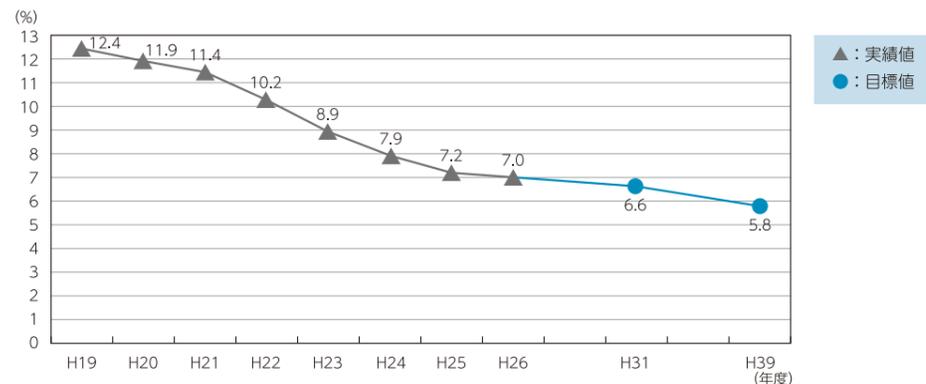
基本政策 13 機能的で信頼される市役所づくり

- 市役所に対して良い印象を持っている市民の割合
市民の約4割が市役所に対して良い印象を持っていますが、市民の半数が以前と比較して良くなったと思うことを目標とします。
市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています。



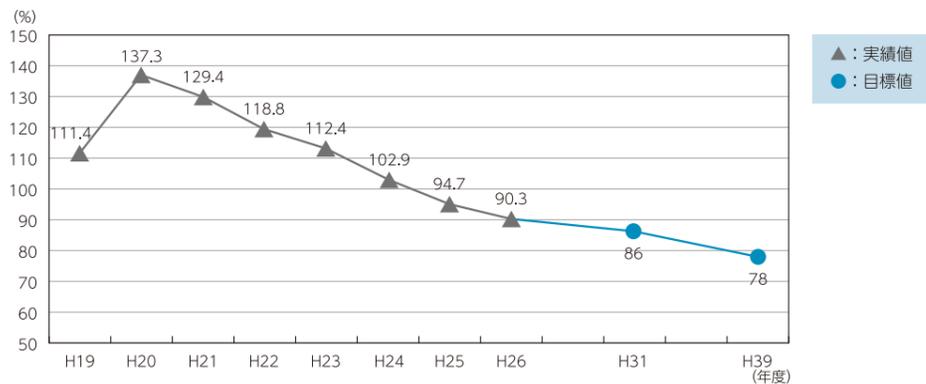
資料：旭川市総合政策部

- 実質公債費比率
健全な財政運営を進めることにより、基準値より減少することを目標とします。



資料：旭川市総合政策部

- 将来負担比率
健全な財政運営を進めることにより、基準値より減少することを目標とします。



資料：旭川市総合政策部

旭川市民アンケート調査の結果を成果指標としたものの目標値設定の考え方

次のような統一的な考え方で目標値を設定しています。

基準値	目標値設定の考え方
第7次旭川市総合計画における目標値を下回っている指標	引き続き同じ目標値を設定
第7次旭川市総合計画における目標値を達成している指標、又は、ほぼ達成している指標 第8次旭川市総合計画から新たに設定した指標	10%増を目標値として設定 (一桁未満の端数は切上げ) ※誤差(3%程度)を超えて明らかに数値が上昇したと判断できる10%程度の増加を目標値とします。
基準値が70%台の指標	80%を目標値として設定

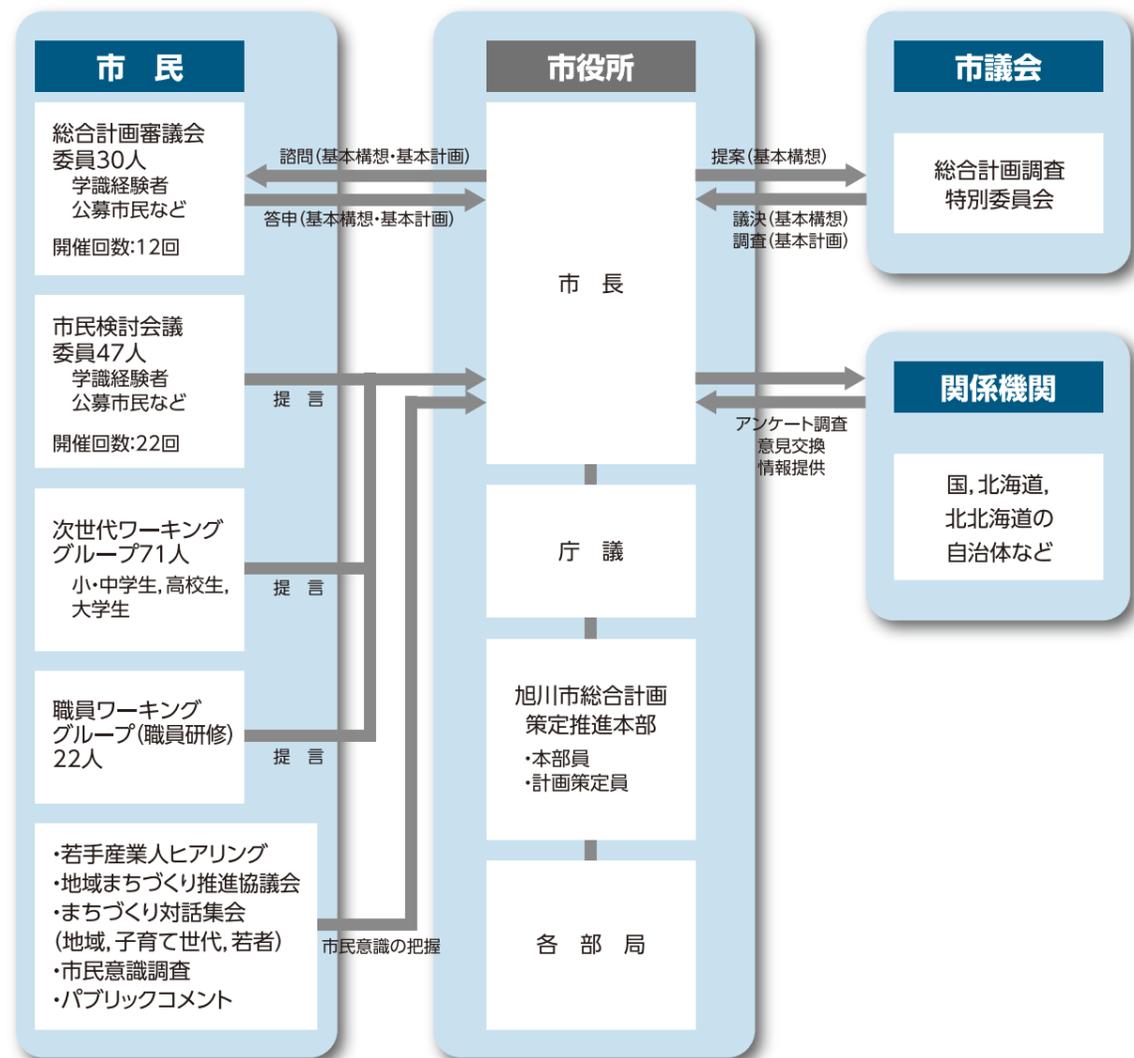
※中間値は、目標値-基準値の差を按分して算出しています。

※「災害や犯罪などに対して不安を感じている市民の割合」は、10%減で設定し、中間値は基準値-目標値の差を按分して算出しています。

※「スポーツ実施率」は除きます。



2 策定体制



子育て世代との対話集会



若者との対話集会

3 主な策定経過

年 月	項 目	内 容
平成26年1月(平成26年3月)	旭川市まちづくり市民意識調査の実施(報告書作成)	市民3,000人にアンケート調査を実施
平成26年2月12日, 19日	旭川市総合計画策定に係る懇談会の開催	2回開催
平成26年4月24日~8月20日	まちづくり対話集会の開催	市内10地域で開催
平成26年5月2日	職員ワーキンググループの設置	職員(22人)による検討
平成26年5月23日	旭川市総合計画市民検討会議の設置	委員(47人)による検討 4分科会に分かれ, 延べ22回の会議を開催
平成26年6月	市長への手紙の募集	総合計画に関する意見について募集
平成26年6月16日~11月21日	地域まちづくり推進協議会での意見集約	市内14地域のまちづくり推進協議会からの意見を集約
平成26年6月17日	次世代ワーキンググループの設置	大学生(25人)による検討
平成26年6月20日~10月28日	若手産業人ヒアリングの実施	若手産業人(37人)からの意見を集約
平成26年7月17日	第7次旭川市総合計画点検報告書の作成	
平成26年7月24日~8月15日	関係機関アンケート調査等の実施	広域自治体(道北8市, 上川中部9町), 市内関係機関(13機関)へのアンケート調査等を実施
平成26年7月27日, 8月10日, 12日	次世代ワーキンググループの開催(小・中学生, 高校生)	小・中学生, 高校生(46人)による検討
平成26年8月27日, 9月10日	子育て世代との対話集会の開催	2回開催, 28組参加
平成26年8月30日	若者との対話集会の開催	1回開催, 52人参加
平成26年11月11日	市民発表会の開催	市民検討会議, 次世代ワーキンググループ, 職員ワーキンググループから市長へ提言書を提出 306人参加
平成27年1月16日	次期総合計画策定方針の決定	
平成27年2月19日	第8次旭川市総合計画骨子(案)の決定	



年 月	項 目	内 容
平成27年2月23日～4月13日	第8次旭川市総合計画骨子(案)に対する意見提出手続(パブリックコメント)の実施	14人から22件の意見
平成27年3月1日	第8次旭川市総合計画骨子(案)市民説明会&まちづくり☆トークセッションの開催	「子どもでつなげる, つながる地域」をテーマとしたディスカッションを併せて開催 59人参加
平成27年 3月9日, 16日, 17日, 19日	第8次旭川市総合計画骨子(案)市民説明会の開催	市内4箇所(永山, 東旭川, 神居, 東鷹栖)で開催 合計57人参加
平成27年4月27日	旭川市総合計画審議会の設置	
平成27年4月28日	第8次旭川市総合計画骨子の決定	
平成27年5月12日	旭川市総合計画審議会に第8次旭川市総合計画基本構想(案)について諮問	
平成27年7月3日	総合計画調査特別委員会の設置	
平成27年7月30日	旭川市総合計画審議会から第8次旭川市総合計画基本構想(案)に対する答申	
平成27年8月20日	第3回臨時会に第8次旭川市総合計画基本構想(案)を提案	
平成27年9月25日	第8次旭川市総合計画基本構想の議決	
平成27年10月15日	第8次旭川市総合計画基本計画(案)の決定	
平成27年10月19日～11月18日	第8次旭川市総合計画基本計画(案)に対する意見提出手続(パブリックコメント)の実施	8人から30件の意見
平成27年10月19日	旭川市総合計画審議会に第8次旭川市総合計画基本計画(案)について諮問	
平成27年10月28日, 31日	第8次旭川市総合計画基本計画(案)市民説明会の開催	合計21人参加
平成27年12月7日	旭川市総合計画審議会から第8次旭川市総合計画基本計画(案)に対する答申	
平成27年12月15日	総合計画調査特別委員会の調査終了(第4回定例会に調査報告)	13回開催
平成28年1月12日	第8次旭川市総合計画基本計画の決定	

4 旭川市総合計画市民検討会議

- 期 間:平成26年5月23日～平成26年11月11日
- 委 員:47人
議 長:坂本 尚志 副議長:松野 和彦

第1分科会(福祉・子育て) 11人

伊藤 康仁 大石 智也 大森 裕 工藤 未来 ◎栗田 克実 酒本 俊司
○塩川 幸子 高田 好美 中島 由美子 永瀬 充 ○山田 陽子

第2分科会(教育・文化) 11人

青木 理 ○泉澤 真紀 太田 健 ◎大橋 賢一 片岡 工 佐藤 彰良
鈴木 玲子 竹内 保 森田 茂紀 横田 真由美 ○吉田 貴彦

第3分科会(安全・都市基盤) 12人

東 直人 ○小川 博 踊場 稔洋 ◎坂井 誠亮 ○重綱 博美 高橋 繁夫
鶴見 賢幸 富田 典子 橋本 毅 古里 一朗 ※松野 和彦 山本 牧

第4分科会(産業・交流) 12人

○浅沼 大樹 ◎岡田 昌樹 金田 道従 小林 亜土 庄司 和晴 関山 真教
○高橋 仁美 土田 孝夫 藤井 有二 水落 良次 水上 崇 渡辺 直行

(分科会ごと, 五十音順, 敬称略, ◎座長, ○副座長, ※副議長)





総合計画市民検討会議 提言の概要(総論部分 概念図)

■ はじめに ■

1 総合計画市民検討会議に求められたこと

【次期総合計画】まちづくり基本条例を制定根拠とする最初の総合計画
→まちづくり基本条例の基本原則"健全な市政運営"に総合計画が位置付け
【市民検討会議】次期総合計画の策定に向け、"目指すまちの姿"とその"実現のための方策"を市長に提言

2 絵に描いた餅にはならぬ総合計画策定

・「人口減少」「高齢化の進行」「財政悪化」が大きな課題である。我が国のナショナルトレンドであり、全ての自治体が直面している。
・旭川市の場合、出生数の減少による自然減に加え、労働人口の流出による社会減があり、さらに高齢化の進行に伴う義務的経費の増加が財政悪化の原因になっており、これらは相互に関連している課題である。
・7次総合計画策定以降、財政調整基金がやや増加した以外は、問題の深刻化に一向に歯止めがかかっておらず、後戻りできない、切羽詰まった状態であり、**実効性のある総合計画の策定とその実施が必要な時**である。

3 分科会に分けての提言策定

・"目指すまちの姿"とその"実現のための方策"を考えるに当たっては、背景となる共通課題が相互に関連しているが、行政サービスは多岐にわたっているため、各分野の専門家の意見を踏まえることが課題把握の上で有効であるため、異なる分野に分けて検討する分科会方式を採用
・「福祉・子育て」「教育・文化」「安全・都市基盤」「産業・交流」の4分野に分け、課題を挙げながら、方策の基礎となる資源や課題を考慮し、施策の方向を示し、具体的な方策の提言を記述

4 まちづくりの在り方について

(1) 主体となる市民意識の向上 (市民主体)

【プラス面】
35万人近い人口を有する北海道の中核都市、台風や地震などの自然災害が非常に少なく、豊かな自然に囲まれ、安全で良質な農産物や林産資源にも恵まれている。全国的な知名度を持つ観光拠点やスポーツ・文化活動
→資源を活用した課題解決を目指すことが可能である。
主体となる市民のマイナス面に対する危機意識の欠如、プラス面に対する認識不足が、これまでの総合計画の実効性が上がらない原因の1つである。

第1分科会(福祉・子育て) 市民が、本市が置かれている現状と自らの生活、今後の目指すまちの姿を理解することが重要	第2分科会(教育・文化) 市民意識向上のための「ふるさと愛(郷土愛)の育成」が重要	第3分科会(安全・都市基盤) 悠々とした暮らし(urban & rural)というコンセプトを市民が認識することが重要	第4分科会(産業・交流) 次世代に魅力ある産業を確保できるビジョンを明確に示すことが必要
---	--	--	---

各分科会の提言の共通項

主体となる市民への啓発の必要性

(2) 多様化した地域ニーズの把握 (地域主体)

状況変化
・三世同居が普通であった高度経済成長時代から核家族化が進行、生活様式が多様化
・心の豊かさを求める成熟社会を迎え、まちの在り方が変化
・人口増加時代にドーナツ化現象として郊外に拡大した地域コミュニティの構成が、高齢化の進行、まちなか居住の推進と共に変化し、市内各地域のニーズが多様化

・10年後また更に次の時代の各地域コミュニティの在り方の検討
・地域ニーズを把握する仕組みづくりが不可欠

(3) 行政サービスの実効性の推進 (健全な市政運営)

限りある財源を有効に活かす仕組みづくりが必須
・市民のニーズをくみ上げやすくする仕組みづくり(相談窓口の一本化、アウトリーチ等)
・市内一律ではなく、地域特性を反映した行政サービスの提供
・町内会等の地域連携の在り方の見直し(家族構成の異なる地域コミュニティに見合った組織づくり)

市民ニーズに合致した行政サービスの実施が不可欠

・総合計画に基づいた施策や事業の結果を評価、改善するシステムの見直し

市民参画による見直しを実施

市民、企業等の団体、地域コミュニティ、職員WGの声を取り入れ、まちづくりを議論する場を適時に持つ

5 「都会の利便性を豊かな自然環境の中で享受できるまち」をめざすために

旭川のポジティブな側面を活かし、
「都会の利便性を豊かな自然環境の中で享受できる暮らし(urban & rural life)」
を全ての世代が送ることの出来るまちを目指すことは可能

・今を生きる世代の子や孫の生活を守り、過大な負担を残さない行政改革を断行することが必須である。
・第35代アメリカ合衆国大統領J.F.ケネディの就任演説の中の「国家があなたに何をしてくれるのかをたずねるのではなく、あなたが国家に対して何が出来るかを自問してほしい」という自治のあるべき姿を、市民、企業等の団体、行政各々が、今一度再認識すべき時である。
・今の世代を生きる方々は、高度経済成長時代のような拡大と開発といった右肩上がりのまちづくりは期待できないことを覚悟する必要がある。
・次世代を生きる方々は、旭川のポテンシャルを再認識し、ふるさとでの将来のために各自が出来ることを模索してほしい。
・全ての旭川市民の方々に、「将来の旭川のために」という志が生まれることを期待する。

■ おわりに ■

20年後の旭川を生きる人々のための10年

・超高齢化、人口減少、大都市圏への労働人口の流出→市町村が消滅する可能性
・都市は、次世代が育つことにより、持続可能
・新しい時代に即応したひとづくりの仕組みが動き始め、次の世代がまちを支えるまでに育つには時間がかかる。

「まちづくりはひとづくり」を基本に、次世代を育て持続可能なまちに

・今後10年はその更に10年後を見据えて方向転換を行い、行動に移すための期間
→行政当局を中心とする関係機関が連携して策定された総合計画の下、実効性のある諸施策が次々と打ち出されることを希望する。



5 次世代ワーキンググループ

- 期 間：平成26年6月17日～平成26年11月11日
- メンバー：71人

小学生グループ 19人

青木 彩花 秋山 乃叶 五十嵐 駿征 石井 優璃 石原 莉帆 加瀬谷 果練 加藤 颯
 金田 水晶 北岸 凜 北村 玲羽 工藤 朱璃 阪本 佳樹 佐藤 多恵 外崎 聖也
 鳴海 秋吾 福田 紗弓 藤平 哲成 古川 沙姫 吉田 永遠

中学生グループ 18人

井澤 せいら 岩崎 将吾 尾崎 麻由香 亀井 飛鳥 後藤 采蘭 斉藤 祐斗 佐藤 千尋
 清水 颯斗 膳法 竜太 高木 威吹 戸村 翼 中田 朱音 西多 一貴 藤江 如珠
 藤田 音成 宮本 結 山田 健太 吉田 汐里

高校生グループ 9人

相木 英都 相澤 綾乃 生田 尚也 片田 悠太 末永 莉々可 多田 七海 千葉 博貴
 土田 翔平 西野 綾夏

大学生グループ 25人

阿部 信太郎 稲場 涼哉 岩谷 真緒 大山 美幸 小笠原 利奈 小原 尚吾 河井 大輔
 木全 美樹 神力 祐貴子 高木 翔太 高嶋 拓人 高橋 雄也 武田 裕太 谷本 憂太郎
 中條 百絵 成田 明裕 野口 諄介 畑山 華澄 服部 佳奈 原 真太郎 福本 雅大
 藤川 輝 古舘 由貴 三浦 環菜 横石 玲奈

(グループごと、五十音順、敬称略)



次世代ワーキンググループ 提言の概要

小学生グループ ～「緑の街・旭川」
 旭川の良いところは、旭山動物園や科学館などの施設があることや、災害や犯罪が少なく安心して暮らすことができること、また、空気がきれいで自然に恵まれていることなどであり、緑を増やすことでもっと住みやすいまちになり、人口が増えると思う。

中学生グループ ～「魅せる旭川」
 旭山動物園などの魅力を生かし、観光客の更なる増加を目指すことや、誰もが暮らしやすいまちを目指すこと。旭川家具などの「ものづくり」を盛んにするために、まず自分たちが使うなど、できることを1つずつやっていくことが重要。未来では自分たちが主役であり、旭川にずっといたいと思えるようなまちづくりを目指すべき。

高校生グループ ～「美しい街」
 「社会的弱者を生まない環境づくり」が重要であり、そのための環境整備が重要である。教育、行政、福祉、工業、社会基盤整備、観光など、それぞれの分野に積極的に取り組むとともに、人と人とのつながり、支え合いによる住みよい環境づくりを進めることが大切である。まずは自分たちが頑張ることから始め、まちもそこに住む人の心も「美しい街」を目指していきたい。



大学生グループ ～「みんながつくる旭川」

- ◆旭川に住む人が、ここに住み続けたいと思える取組(環境・地域・安全・福祉)
- ◆旭川を訪れる人が、ここに住みたいと思える取組(教育・観光・産業)

この2つが実現すれば



- ◆10年後の旭川は、様々な想いを持つ人々が行き交う、活気ある街になるだろう。
- ◆旭川という街が、大きな目標を持つ人々が訪れ、成長できる街になることを願う。

- | | |
|--|---|
| <p>《教育分野》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広く学問を学べる大学をつくるべき
→総合大学の設立 ・ 旭川の高等教育の活性化 ・ ものづくりに関する基礎学問を学べる場をつくる <p>《福祉分野》</p> <p>「旭川市の福祉」に必要なこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア団体への参加 ・ バリアフリーの強化 ・ 地域での見守り活動 ・ 専門職による介入の必要 ・ スクールソーシャルワーカーを増やす <p>《安全分野》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災ボランティアの充実 <p>《地域分野》</p> <p>" FURUSATO再生プロジェクト "</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の子どもの安全を守る ・ 子育て「世代間交流」 ・ 子どもに居場所を提供 | <p>《環境分野》</p> <p>暮らしやすい環境にするには</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除排雪の堆積場所の確保 ・ 交差点の一部をラウンドアバウト(ロータリー化) ・ すべての人に使いやすいJR、バス ・ 災害への意識、危機感を持つ <p>緑あふれる環境にするには</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面緑化、緑を維持するための清掃活動 ・ 旭川の自然(川のまち)
→公園の充実、水と遊ぶ環境(川遊び) <p>《産業分野》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「産本の矢」～旭川BBBプロジェクトA ・ 食のブランド化
→モルメン、ホルモンの活用 ・ 工業製品のブランド化
→まちにバイオトイレの設置 ・ 産業のブランド化
→旭川家具の原材料を地場産に <p>《観光分野》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな観光名所
→「旭川ツツジ大作戦」 |
|--|---|



6 職員ワーキンググループ

- 期 間：平成26年5月2日～平成27年3月31日
- メンバー：22人

第1班 6人

上田 康平	税務部税制課
※羽川 太郎	福祉保険部国民健康保険課
小林 健太	子育て支援部子育て相談課
○蛇見 祐美	保健所保健指導課
白川 亮	市立旭川病院事務局経営管理課
森田 康裕	議会事務局総務調査課

第2班 5人

鈴木 圭一	市民生活部市民活動課
片岡 晃一	学校教育部学務課
◎阿部 孝浩	社会教育部公民館事業課
※向井 正幸	社会教育部旭川市科学館
興津 政彦	監査事務局

第3班 6人

今井 謙治	防災安全部防災課
葛西 太郎	環境部環境指導課
佐々木 教夫	都市建設部住宅課
藤 晃嘉	土木部土木総務課
※紺田 勝哉	消防本部総務課
高田 学	上下水道部浄水課

第4班 5人

丸 修平	総合政策部政策推進課
丹羽 洋子	総務部行政改革課
吉村 哲也	税務部納税課
※青木 繁尚	経済観光部旭川市工芸センター
麻生 英孝	農政部農業振興課

(班ごと、組織順、◎：リーダー、○：サブリーダー、※班長)



職員ワーキンググループ 提言の概要(概要図)

中・長期的戦略テーマ	地域自治プロジェクト	行財政運営プロジェクト
<p>最も力をいれるべき</p> <p>1 安心して子育てができる環境の実現</p> <p>地域、ひいては旭川市全体で子育てを支援することで子育てに対する不安やストレスを軽減することを目標とする。</p> <p>(1) 待機児童早期解消プロジェクト (2) 放課後居場所づくりプロジェクト (3) 子育て支援企業応援プロジェクト (4) 市長からの手紙プロジェクト (5) 子育て博士育成プロジェクト</p>	<p>1 誰もが参加できる地域まちづくりの推進</p> <p>・町内会加入率の維持、増加 ・地域自治活動の次代を担う人材の発掘と育成 ・地域の問題は地域で解決する意識の醸成</p> <p>(1) 地域特性を活かした町内会加入メリットのアピール (2) 地域住民組織への子ども参画</p>	<p>1 組織力を高め、効率的な行政運営を行います</p> <p>今後、ますます限られてくる資源(ヒト・カネ・モノ・ソース)を共有化及び流動化する仕組みを作ることによって最大限有効活用する。</p> <p>(1) 複合施設におけるヒト・カネの有効活用 (2) モノの共有 (3) ソースの共有</p>
<p>2 何歳になっても活躍できるまちの実現</p> <p>目的は異なっても意欲のある人に活躍してもらうために、活躍の場を確保し、様々な役割を担ってもらうことを想定</p> <p>(1) 高齢者生きがいづくり総合支援プロジェクト (2) 放課後居場所づくりプロジェクト(再掲) (3) 高齢者長期滞在・スキル取込プロジェクト</p>	<p>2 地域特性を生かした地域まちづくりの推進</p> <p>地域住民活動が地域課題の解決のみにとどまらず、「地域の活性化」「地域での雇用創出」「地域住民の生きがいづくり」等の地域振興につながっていくような地域づくりを推進する。</p> <p>(1) 起ち上げ支援 (2) 活動支援 (3) 「コミュニティビジネス」へのステップアップ支援</p>	<p>2 「分かる・見える・伝わる」行政を運営します</p> <p>情報の内容及び発信方法を見直すことにより、市の現状や課題を市民と市が共有し、市民がまちづくりに積極的に参画できるような環境を整備する。</p> <p>(1) 新しい情報発信手段の活用 (2) 分かりやすい市政情報の発信 (3) 対応結果公表の推進 (4) 欲しい情報に辿り着きやすいホームページ</p>
<p>3 ブランド都市「あさひかわ」の実現</p> <p>資源・イベントの情報発信を強化し、「旭川市」をブランド化、付加価値化し、観光振興や企業誘致につなげる。</p> <p>(1) シティプロモーション推進プロジェクト (2) 「食」のプロモーションプロジェクト</p>	<p>3 効率的かつ最適な地域自治拠点の整備</p> <p>市有施設の適正化を図りながら、地域にとって最適な地域自治拠点を計画的に整備する。</p> <p>(1) 市有施設の適正化計画策定 (2) 多様な形態による拠点づくり</p>	<p>3 快適で利便性の高い市役所を目指します</p> <p>窓口サービスの更なる改善(部局間の連携強化、証明書交付手続の簡素化及び効率化)により、市民にとって利便性が高く、ストレスを感じない市役所を目指す。</p> <p>(1) 部局間での協体制の強化 (2) フレキシブルな対応 (3) 手続の簡素化</p>





7 旭川市総合計画審議会

- 期 間：平成27年4月27日～平成27年12月7日
- 委 員：30人
会 長：清水 啓一郎 副会長：宮嶋 睦子 職務代理者：富居 誠吉
部会長：岡田 みゆき 加納 孝之

委員名	所 属 等	委員名	所 属 等
安藤 路恵	公募委員	白鳥 隆志	旭川市内農協連絡会議 会長
石坂 辰義	旭川市市民委員会連絡協議会 会長	鈴木 慎吾	一般社団法人旭川青年会議所 理事長
市川 勝己	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 副会長	高橋 一美	公募委員
伊藤 俊弘	旭川医科大学 教授	高橋 紀博	連合北海道旭川地区連合会 会長
植村 規	公募委員	東郷 明子	旭川女性会議 会長
岡 荘司	旭川文化団体協議会 副会長	富居 誠吉	旭川市消防団 団長
岡田 初恵	旭川大学 准教授	西舘 潤	公募委員
岡田 みゆき	北海道教育大学旭川校 教授	沼崎 彰	公益財団法人旭川市体育協会 会長
加納 孝之	北海道上川総合振興局 地域政策部長	藤井 有二	公募委員
川島 崇則	旭川商工会議所 政策委員長	宮嶋 睦子	旭川市民生委員児童委員連絡協議会 理事
神田 元旦	公募委員	村岡 規佐子	旭川市 PTA 連合会 副会長
小林 幹男	北海道開発局旭川開発建設部 次長（河川・道路担当）	山下 裕久	一般社団法人旭川市医師会 会長
近藤 雅子	一般社団法人旭川消費者協会 事務局長	渡辺 宏二	東海大学 教授
佐藤 綾乃	公募委員	渡邊 洋明	公募委員
清水 啓一郎	旭川工業高等専門学校 校長	渡辺 道広	公募委員

(五十音順、敬称略)



■ 諮問及び答申

ア 第8次旭川市総合計画基本構想(案)諮問

旭総計 第17号
平成27年5月12日

旭川市総合計画審議会
会長 清水 啓一郎 様

旭川市長 西川 将人

第8次旭川市総合計画基本構想(案)について(諮問)

第8次旭川市総合計画基本構想(案)を別冊のとおり取りまとめましたので、旭川市総合計画審議会条例(昭和46年条例第45号)第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

イ 第8次旭川市総合計画基本構想(案)答申

平成27年7月30日

旭川市長 西川 将人 様

旭川市総合計画審議会
会長 清水 啓一郎

第8次旭川市総合計画基本構想(案)について(答申)

平成27年5月12日付け旭総計第17号で本審議会に諮問された第8次旭川市総合計画基本構想(案)について、旭川市を取り巻く社会経済情勢を踏まえ将来を展望した上で、慎重に審議した結果、基本構想(案)については、おおむね妥当と認めます。

ただし、基本構想の立案に当たっては、審議においてまとめた意見の趣旨を十分に生かされますよう要望し、別紙の意見を付して答申します。

なお、その他の審議過程における意見についても配慮し、基本計画の策定に当たることを望みます。

別紙

意 見

1 基本構想全体について

- 第8次総合計画は、市民と行政が「目指す都市像」を実現していくための羅針盤となるもので

あるため、「まちづくりの展望」、「まちづくりの基本的な考え方」及び「目指す都市像」について、重複した表現などを整理し、市民にとって分かりやすい計画とする必要がある。

2 「目指す都市像」について

- 本市を代表する観光資源である旭山動物園は、すでに国内外の多くの人々の注目を浴びており、このような地域資源を市民と市が磨き上げることにより、12年後には「世界にきらめく」状態となることを表していることから、「目指す都市像」の表現については良いと考える。
- 「世界にきらめく」ためには、アジア諸国をはじめ、様々な国との人的・物的な交流が活発に行われ、多くの外国人観光客が訪れるなど、賑わいを生み出し、地域が活性化していくための取組が求められる。

3 「都市像の実現のために」について

- (1) 基本目標1
 - 少子化対策として、誰もが希望を持ち、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりは非常に重要であり、これらに対する支援を一層充実すべきである。
 - 超高齢社会の中で、今後、医療ニーズがますます高まっていくことが考えられる一方、救急医療の現状を踏まえ、医療の質を確保しつつ、救急医療の受入体制の水準を維持していく視点が必要である。
- (2) 基本目標2
 - 人口減少、少子高齢社会においては、あらゆる世代が協力してまちづくりに取り組むことが重要であることから、シニア世代の活躍の場を広げることや世代間交流などにより、生涯学習の推進や未来を担う子どもたちの健全育成につなげていく必要がある。
- (3) 基本目標3
 - 産業は、市民所得や税金など、市民や市の収入の根幹となるものであることから、本市の特長や個性などのプラス面を強調し、旭川のブランド化や産業の競争力の強化、新規産業の創出に取り組むなど、経済の活性化を積極的に推進していく必要がある。
 - こうしたことにより、本市の雇用環境の改善や経済基盤の安定が図られ、少子化対策や地域活性化にもつながっていくものと考えられる。



企業など、地場産業の振興も重要である。
また、本市の優位性や都市機能などを生かし、研究機関や民間、行政が連携しながら、世界で活躍する企業や産業を育てていくための取組が求められる。
さらに、本市の基幹産業の1つである農業については、TPP協定の大筋合意による影響についての認識を示す必要がある。

イ 基本政策7
幅広い世代の移住・定住の促進は、人口減少対策に有効であり、まちの賑わい向上にもつながることから、今後も積極的に取り組んでいく方向性を明確に打ち出す必要がある。
また、交通政策に取り組む上では、放射状道路と環状道路が軸となって構成される道路網を本市の特徴として現状認識し示す必要がある。

(4) 基本目標4
ア 基本政策8
本市の市街化区域は、旧町村との合併などのほか、これまでの社会状況を踏まえた都市計画のもとで、近隣自治体とともに形成されてきたという認識が重要である。

イ 基本政策9
野生生物による農作物の被害が問題になっているが、動物だけが原因ではなく、生息環境が変化しているとも捉えることができることから、表現の見直しが必要である。

また、旭川にサケが帰ってくるなど、多くの市民や関係機関の取組の成果が徐々に表れていることなどについても明記し、市民の環境意識を高めていくことが重要である。

ウ 基本政策10
防災のためには、住民などによるソフト対策、国や道などの関係機関との連携によるハード整備も重要となるが、それぞれ財政が厳しい中、12年間でハード整備が大きく進み「災害に強いまちが形成」されることは困難であることから、目標像を「災害に強いまちづくりが進んでいます」という表現とする必要がある。

また、市民の防災に対する意識をより高めるため、近年頻発している異常気象による災害についても触れることが必要である。

2 「都市像の実現に向けての重点テーマ」について

○ 厳しい財政状況を踏まえ、「選択と集中」を図るため、今回新たに重点テーマとそれに基づく重点施策を明記したことは評価できる。
「人口減少の抑制」と「魅力的な地域づくり」のため、これらの重点施策が着実に推進されることを期待する。

3 「基本政策」について

(1) 基本目標1

ア 基本政策1
子育て世帯が抱える育児や経済面での不安感や諸課題を解消するため、将来の状況を見据えつつ、時宜に合った対策を行うなど、子育てしやすい環境づくりを積極的に進めていくことが重要である。

イ 基本政策2
高齢者の介護予防などに取り組むことはもとより、各世代における健康づくりへの意識を高め、人とのつながりを広げることなど、健康寿命を伸ばすことのできる具体的な取組が重要である。

ウ 基本政策3
人と人との支え合いによるセーフティネットに加え、適切な「公助」も重要である。また、今後活躍が期待されるシニア世代はもちろんのこと、若い世代にも関わってもらいながら、「共助」「互助」により、地域福祉の充実を目指していくことが重要である。

(2) 基本目標2

ア 基本政策4
上川管内における小中学生の学力は、道内で上位水準とあるが、全国的に見ると低い状況にあることを示し、その上で質の高い教育に向けた取組を充実していく必要がある。

イ 基本政策5
雪質の良さは「世界にきらめく」ポイントの一つであり、近年、海外から多くのスキー、スノーボード客が訪れている。冬季スポーツをはじめ、年間を通じて様々なスポーツの振興を図り、観光客の誘致や地場産品の販路拡大などにつなげ、スポーツを通じた地域経済の活性化を推進していくことが重要である。

(3) 基本目標3

ア 基本政策6
企業誘致の推進は、地域経済への波及効果の面で重要な取組であるが、一方、伝統や歴史のある

エ 第8次旭川市総合計画基本計画(案)答申

平成27年12月7日

旭川市長 西川 将人 様

旭川市総合計画審議会
会長 清水 啓一郎

第8次旭川市総合計画基本計画(案)について(答申)

平成27年10月19日付け旭総計第71号で本審議会に諮問された第8次旭川市総合計画基本計画(案)について、旭川市を取り巻く社会経済情勢を踏まえ将来を展望した上で、慎重に審議した結果、基本計画(案)については、おおむね妥当と認めます。

ただし、基本計画の決定に当たっては、審議においてまとめた意見の趣旨を十分に生かされるとともに、決定後は、実効性のある計画の推進に努められるよう要望し、別紙の意見を付して答申します。

別紙

意見

1 基本計画全体について

○ 目指す都市像「世界にきらめく いきいき旭川～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」を実現するためには、行政や市議会はもちろんのこと、市民、事業者、団体などが一層協力し合って、基本計画で掲げる各種施策を推進し、計画の実効性を高めていくことが重要であり、そのための環境づくりが求められる。

○ 「現状と課題」では、本市が直面している課題などのマイナス面の記載が多いが、市民が本市への愛着を持って、前向きにまちづくりに取り組んでいけるよう、本市の優れている点などのプラス面も示す必要がある。

○ 成果指標の目標値達成に向けた具体的な取組や事業の評価検証を行い、着実な計画の推進が求められる。

○ 基本計画で用いられている用語や成果指標については、一部専門的なものがあるため、市民に分かりやすい表現を用いるなどの工夫が必要である。

○ 人口減少対策として、地震や台風などの自然災害が少なく、自然や田園と都市が調和した本市の魅力や優位性を大都市の高齢者や若者に積極的にアピールするなど、移住を促進していくための取組が求められる。

(4) 基本目標4

○ 多くの市民が大地震などの大規模な災害を経験したことがないまちであるからこそ、市民の防災意識を高め、万が一の災害発生に備え、市民と市が一体となって防災対策を強化していく考え方が重要である。

(5) 基本目標5

○ 人口減少が進む中、市役所組織の簡素化を進めていく考えは重要であるが、単に職員を削減するのではなく、市民ニーズや社会情勢によって求められる組織の強化を図るなど、効率的な組織づくりを進めていく必要がある。

4 「都市構造の方向性」について

○ 将来にわたり市民の暮らしを支え続ける都市を構築するためには、集約型都市構造を目指し、都市のコンパクト化を計画的に進めていくことが重要であり、今回、新たに基本構想に「都市構造の方向性」を設けたことは、意義のあることと考える。

また、少子高齢化が進む中、とりわけ郊外地域の市民生活に配慮する考え方も重要である。

ウ 第8次旭川市総合計画基本計画(案)諮問

旭総計 第71号
平成27年10月19日

旭川市総合計画審議会
会長 清水 啓一郎 様

旭川市長 西川 将人

第8次旭川市総合計画基本計画(案)について(諮問)

第8次旭川市総合計画基本計画(案)を別冊のとおり取りまとめましたので、旭川市総合計画審議会条例(昭和46年条例第45号)第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。



8 関係法令

旭川市まちづくり基本条例 ※関係条項のみ (平成26年3月25日旭川市条例第3号)

(計画的な市政運営)

- 第17条 市は、総合的かつ計画的な市政運営に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- 2 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための最上位の計画として、総合的な計画を策定するとともに、進行管理を行い、その状況を公表しなければならない。
- 3 前項に規定する総合的な計画の策定に当たっては、その基本的事項について議会の議決を得なければならない。
- 4 市は、市政運営に当たっては、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

旭川市総合計画審議会条例 (昭和46年10月27日旭川市条例第45号)

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、旭川市総合計画(以下「総合計画」という。)について審議するため、旭川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
(2) 関係行政機関の職員
(3) その他市長が必要と認める者
- 3 第1項に定めるもののほか、特別な事項を審議するため必要があるときは、審議会に臨時の委員を置くことができる。

(委員の任期)

- 第3条 前条第1項の委員の任期は、総合計画に関する答申が終了したときまでとする。
- 2 前条第3項の委員は、特別な事項に関する審議が終了したときに委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

- 第6条 審議会に専門的な事項を調査、審議するため必要があるときは、専門部会を設置することができる。

(庶務)

- 第7条 審議会の庶務は、市長が別に定めるところにおいて処理する。

- (委任)
第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則(抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(中略)
附 則(平成26年12月24日条例第67号)
この条例は、公布の日から施行する。

旭川市総合計画策定に関する規則 (昭和46年10月1日旭川市規則第63号)

(目的)

- 第1条 この規則は、旭川市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において「総合計画」とは、市将来の発展、市民生活の安定及び生活環境の向上等を図るために策定する市政の総合的な計画で、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 基本構想
本市の振興発展の将来図とこれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにしたものをいう。
- (2) 基本計画
基本構想に沿って具体的な都市発展、市民生活の向上等を図るための基本的方策をあらわしたものをいう。

(計画策定の原則)

- 第3条 総合計画は、市発展のため計画的、効率的な行政の指針を確立し、関係機関、諸団体との連絡協調を保ちながらこれを積極的、重点的に推進できるように策定されなければならない。

第4条 削除

(計画の策定)

- 第5条 総合計画は、旭川市事務分掌条例(昭和27年旭川市条例第56号)第1条に規定する部及びこれに準ずる組織、保健所、水道局、市立旭川病院、消防本部、教育委員会並びに農業委員会の長が作成した計画案を旭川市総合計画策定推進本部(以下「策定推進本部」という。)が統括し、市長がこれを決定する。

- 2 市長は、前項の規定により総合計画を決定しようとするときは、旭川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

(策定推進本部)

- 第6条 総合計画案の策定を統括するため、旭川市庁議規則(昭和50年旭川市規則第54号)第5条第1項に規定する部会として、策定推進本部を設置する。

- 2 策定推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 3 本部長は市長を、副本部長は副市長を、本部員は次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 水道事業管理者及び病院事業管理者
(2) 教育長
(3) 旭川市事務分掌条例第1条に規定する部、保健所、消防本部、教育委員会事務局の学校教育部及び社会教育部、水道局上下水道部、市立旭川病院事務局、議会

(5) 基本目標5

ア 基本政策11

地域コミュニティの重要性が再認識される中、町内会等の地縁団体の担い手確保などが課題となっており、この課題解決に向けた即効性のある対策は難しいが、市民や町内会、行政などがより一層連携を強化しながら、若者や子育て世代へ情報提供や声かけ等を丁寧に行うなど、温かな絆で結ばれ、活力のある地域社会をつくっていくことが重要である。

イ 基本政策12

圏域全体の発展を目指していくためには、今後とも各自治体それぞれの役割や機能を最大限生かすとともに、旭川が拠点都市としてのリーダーシップを果たし、産業や防災、教育などの幅広い分野における連携を推進していくことが必要である。

ウ 基本政策13

人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況など、様々な難局に直面している今、市役所が「職員一人一人の資質・能力を高めることはもとより、新たな課題に果敢に挑戦する組織風土を醸成する」ことに期待する。

4 「都市づくりの基本方策」について

- 「「造る」から「保全・活用」への転換」と「コンパクト化」と「ネットワーク化」の推進における「コンパクト」という表現に重複感を感じられることから、整理が必要である。
- 「(1)健全性の確保」における「居住誘導」という文言に強制的な誘導という誤解が生じる恐れがあることから表現を検討する必要がある。
- 「(6)安全性の強化」の現状と課題において、「暴風雪や豪雪時における災害など、積雪寒冷地のリスク」とあるが、本市は4つの主要河川を中心とする川のまちであり、これまで治水を進めてきたことにより、リスクは少なくなったものの、「水害のリスク」については触れる必要がある。



事務局，農業委員会事務局，選挙管理委員会事務局並びに監査事務局の長
(4) 担当部長及び公衆衛生監
(本部長)
第6条の2 本部長は，会議の議長となる。
2 本部長に事故があるときは，あらかじめ本部長が定めた順序により副本部長がその職務を代理する。
3 本部長，副本部長ともに事故があるときは，あらかじめ本部長の指名する本部員がその職務を代理する。
(会議)
第6条の3 会議は，本部長が招集する。
2 本部長は，第6条第2項に定めるもののほか必要と認める者を会議に出席させることができる。
(部会)
第6条の4 本部長は，総合計画案の策定に関し必要と認めるときは，部会を設置し調査研究させることができる。
2 部会は，本部長の指名する者をもって組織する。
(計画策定員)
第6条の5 策定推進本部に計画策定員(以下「策定員」という。)を置く。
2 策定員は，第6条第3項第3号に掲げる組織において当該組織の庶務事務を分掌する課の長(課を置かない組織にあつては，次長)，会計課長及び別に本部長の指名する職員をもって充てる。
3 策定員は，次に掲げる事務を行う。
(1) 総合計画案の策定に係る情報の収集及び必要な資料の調製
(2) 所属する組織に係る計画案作成の調整及び総合計画案の検討
(3) 市民等に対する総合計画案等の説明
(庶務)
第7条 策定推進本部に関する庶務は，総合政策部において処理する。
(補則)
第8条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。
附 則
この規則は，公布の日から施行する。
(中略)
附 則(平成26年12月24日規則第58号)
この規則は，公布の日から施行する。

9 用語解説

(P6)

住民福祉の増進

地方自治法第一条の二には「地方公共団体は，住民の福祉の増進を図ることを基本として，地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とあり，地方自治体における使命といえます。

(P8)

旭川市地域自治推進ビジョン

平成26年4月から施行した旭川市まちづくり基本条例が目指す，市民主体，地域主体のまちづくりを推進するためのより具体的な方針として平成26年10月に策定しました。

(P15)

NPO

NPOとは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で，様々な社会貢献活動を行い，団体の構成員に対し，収益を分配することを目的としない団体の総称です。

収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが，事業で得た収益は，様々な社会貢献活動に充てることとなります。

このうち，特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人(NPO法人)」といいます。

NPOは法人格の有無を問わず，様々な分野(福祉，教育・文化，まちづくり，環境，国際協力など)で，社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

新たな公共

官だけでなく，市民，NPO，企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり，身近な分野において，共助の精神で活動することです。

地域まちづくり推進協議会

地域を構成する団体等が互いに対等な立場で参加するネットワークとして，市民委員会，社会福祉協議

会，民生児童委員協議会，商工関係団体，消防団，福祉関係団体，NPO等の代表者及び公募委員により構成しています。

地域のまちづくりの検討と推進及び支援策に関することを協議し，課題やその解決方法について市長へ提言するとともに，地域課題の解決に取り組みます。

強靱な国土づくり

災害や事故などにより，致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持つ国土をつくることです。

(P17)

財政規律

国や地方自治体の財政を秩序正しく運営する規律のことで，収支のバランスをとるため，市債発行額(借金)を抑制したり，収入を安定的に確保すると同時に，事業の見直しなどにより歳出を削減することも重要です。

(P18)

持続可能

第8次旭川市総合計画では，「将来の環境や次世代の利益を損なわない状況を維持したまま継続できること」として捉え，本市のまちづくりにおいて，確保されていなければならない必要条件としています。

具体的には，少子高齢・人口減少が進む中，将来世代に負担を残さないための「健全な財政運営」のほか，様々な保全活動や意識啓発に支えられた「生物多様性(自然環境)」，行政や地域住民，広域一体となった取組に支えられた「安全」などが将来にわたり確保されていくことを「持続可能」としています。

(P20)

ライフステージ

年齢に伴って変化する生活段階のことをいいます。



セーフティネット

万一の事態に備える社会的な措置や仕組みのことをいいます。

(P23)

生物多様性

生物多様性基本法において、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」と定義されています。

3R(排出抑制, 再使用, 再生利用)

廃棄物の削減に係る取組として、リデュース(排出抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3つを指します。

(P24)

上川中部圏域

上川地方を北部、中部、南部と分けており、中部は旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町で構成します。

(P36)

合計特殊出生率

調査年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当します。

年少人口割合

0歳以上15歳未満の人口が全人口に占める割合のことをいいます。

旭川市民アンケート調査

市政や市民生活に関する市民意識等について調査し、市政運営やまちづくりの基礎的な資料などに活用するため、市民を対象に無作為に抽出して定期的に実施しています。

(P38)

健康寿命

日常的に介護を必要としないで、健康で自立した生活ができる期間のことです。

特定健診受診率

生活習慣病予防を目的に、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した特定健康診査を受診している人(40歳から74歳が対象)の割合のことです。

(P39)

コンビニ受診

軽症にもかかわらず、休日や夜間の救急外来を自己都合で受診することをいいます。

QOL(生活の質)

Quality Of Life の略であり、生活の質と訳されています。

(P40)

障害者の雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律では、企業において、障害者である労働者の数が、雇用する労働者数の一定割合以上でなければならないこととされており、この割合は現在、政令により2.0%と定められています。今回用いる旭川市の雇用率は市内企業の労働者数全体に対する障害者である労働者数全体の割合となっています。

前期高齢者

高齢者のうち、65歳から74歳までを指します。

(P41)

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)までの構築を目指しています。

(P43)

小中連携・一貫教育

9年間を見通した系統的な教育活動や小学校から中学校への円滑な接続を目指す取組を通して、子ども一人一人の学力の向上や人間形成を図ることを目的に行うものです。

(P46)

一人当たりの市民所得

市内の経済活動により新たに生み出した価値を人口で割ったものであり、個人の給与のほか、企業の利潤なども含めた市経済全体の豊かさを表すものです。

製造品出荷額等

1年間(1～12月)における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額(転売収入及び修理等収入額)及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額です。

有効求人倍率

月間有効求人数を月間有効求職者数で除して得たものです。

農業生産額

水稲、野菜などの農産物及び畜産物の生産額を合計した額です。

(P48)

交通結節機能

飛行機、鉄道、バスなど、市内外をつなぐ様々な交通機関(手段)の乗り継ぎを快適に行うために必要な機能を行います。

中心部の歩行者数

平成27年度の基準値は、旭川駅北広場と平和通買物公園の宮下通から9条通までの間の12か所において調査した数値としており、目標値についても同様に12か所の数値としています。

※平成26年度までは、平和通買物公園の宮下通から9条通までの間の11か所において調査した数値となっています。

(P49)

放射状道路と環状道路

本市の道路網の特徴を2環状8放射と表現しています。2環状は、内環状道路(道道旭川環状線)及び外環状道路(道道鷹栖東神楽線)、8放射は、国道12号、39号、40号、237号、道道旭川多度志線、旭川幌加内線、瑞穂旭川停車場線、旭川旭岳温泉線を指します。

(P51)

市街化区域

都市計画法に基づく、都市計画区域の一つであり、市街地として積極的に整備する区域で、用途地域等を指定し、道路や公園、下水道等の整備を行い、住宅や店舗、工場など、計画的に市街化を図る区域のことです。

既存住宅ストック

民間事業者や個人、市などが保有する既存の住宅のことです。

(P52)

再生可能エネルギー

「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他自然界に存在する熱、バイオマスがあります。

再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

(P53)

分散型エネルギーシステム

エネルギーの消費地近くに分散配置された、比較的小さい発電設備や熱電併給システムなどから供給される電気や熱といったエネルギーを地域内で使うための仕組みのことです。

スマートコミュニティ

環境への配慮と都市生活の快適さを両立させ、限られた資源やエネルギーを効率良く使うまちのことをいいます。



(P56)

ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

(P58)

定住自立圏形成協定

地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成して、地方圏からの人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出することを全国的な見地から推進する施策を定住自立圏構想といえます。

定住自立圏構想に基づく取組は、圏域全体の活性化を図ることを目的として広域連携により行うものであり、人口が5万人程度以上であって、生活に必要な一定の都市機能を有する都市が中心市となり、近隣の市町村と役割分担を行いながら、相互に連携して推進していくものです。

定住自立圏形成協定とは、広域連携の取組を進めるに当たり、中心市と近隣市町村が締結する協定のことをいいます。

(P60)

実質公債費比率

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

将来負担比率

地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

(P61)

情報通信技術(ICT)

[Information and Communication Technology]の略で、情報通信技術のことをいいます。従来のIT(Information Technology)に加え、通信(Communication)についても明示した概念であり、ITに代わる用語として使われています。

オープンデータ

「機械判読に適したデータ形式で、営利、非営利目的を問わず二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」のことです。

行政が保有する情報を積極的にオープンデータとして公開することで、行政の透明性・信頼性の向上、協働による地域課題の解決、地域経済の活性化などが期待されます。

(P63)

Wi-Fi

パソコンやテレビ、スマートフォン、タブレット、ゲーム機などを、無線(ワイヤレス)でLAN(ネットワーク)に接続する技術のことで、近年、民間の商業施設や公共施設などでもWi-Fiを使える場所が増えてきています。

ブロードバンド

電波や電気信号、光信号などの周波数の帯域幅が広いことです。

また、それを利用した高速・大容量の通信回線や通信環境を指します。

第8次旭川市総合計画

発行 旭川市
〒070-8525 旭川市6条通9丁目
TEL 0166-26-1111 (代表)

発行年月 平成28年3月

編集 旭川市総合政策部総合計画課

印刷 株式会社 ドルック